

— 2020年度 —

# 第3次水戸市地域福祉活動計画

## 【福祉のまちづくり推進計画】

みんなのしあわせ地域いきいきプラン  
～ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・みと～

# 第3次水戸市社会福祉協議会 発展・強化計画



社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会



## 第3次水戸市地域福祉活動計画の策定にあたって

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

会長 保立 武憲



水戸市社会福祉協議会では、2010(平成22)年に、「住民参加と協働による安心安全で心豊かな福祉のまちづくり」を基本理念に、「第2次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)」を策定、公表し、「福祉のまち水戸」の実現のために、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等とともに、取り組みを進めてきました。

2010(平成22)年から今日を振り返ってみますと、我が国では少子高齢化が進み、人口減少社会が本格化するなど、社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化に対し、国は2025年を念頭に、様々な社会保障・税一体改革等を進めてきました。しかしながら、先行きは少子化の進行に伴う「現役世代の急減」という新たな局面における課題への対応が必要とされ、高齢者数がピークを迎える(団塊ジュニア世代が高齢者となる)2040年に向けて社会変化がさらに加速化することが予想されています。その変化が、国の経済、財政等に与える影響が懸念されるなか、社会保障・社会福祉のあり方についても、さらなる変革が求められています。

本会においては、2010(平成22)年に策定した「第2次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)」の成果と課題に基づき、これからの社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等が地域共生社会の実現を目指し主体的に取り組んでいく羅針盤として、2020(令和2)年4月を始期とする「第3次地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)」を策定しました。

「第3次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)」では、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という方向性を踏まえ、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられた水戸市が策定する「水戸市地域福祉計画」と整合を図りながら、「地域共生のまち・水戸」の実現を目指すこととしています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり多大なるご協力を賜りました本計画の策定委員会の皆様には心から感謝申し上げます。

※SDGs(Sustainable Development Goals)とは

2015(平成27)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取り組みを示したものです。





## 第3次水戸市地域福祉活動計画の策定に寄せて



地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 池田 幸也

日常生活のなかで地域の助け合いが必要であることは、多くの方が感じていることだと思います。特に地震や水害などの災害時には、助け合いの必要性がより強く実感されています。だからこそ、日頃の地域でのあいさつや声掛け、近隣でのお互いさまの助け合いを実践できる信頼関係の醸成がますます必要になってきたのです。

本計画は、このような考え方に立つ「身近な生活圏での助け合い」を推進するための活動計画です。この実現は、既存の地域組織だけでなく住民による小地域や小グループ活動が重要です。さらに、欠かせないのが活動を支援するつなぎ役(コーディネーター)です。つなぎ役は地域組織の役員や社会福祉協議会の担当者だけでなく、人と人の信頼関係を紡ぐことのできる地域の人に期待されている役割です。本計画では、このような担い手を育むこと、つなぎ役を支えていくことも重視しています。

一方、現実に困っていても支援や助けを求めることができない方々も少なくありません。「自分自身で何とかしなければいけない」という方ほど、自ら助けを求めないのです。したがって、地域の助け合いを推進するには、誰もが地域で「助けて!」と声に出すことができる関係づくりが前提となるのです。このためには、地域の人と人の関わりづくり、多様な相談窓口を知らせること、支援の仕組みや場など(社会資源)の情報提供から始めることが大切です。一方、情報不足が課題といわれのですが、実際には不足しているのは情報そのものというより「助けて!」がいえる信頼関係の有無なのかもしれません。したがって、助け合いを培う関係づくりの取り組み、すなわち世代や立場を超えて多様性を認め合い、共に生きる地域づくりをめざすことが重要になると思います。

本計画の実施により、市民参加による「水戸に住んで良かった」といえる福祉のまちが築かれることを期待しています。

最後になりましたが、第3次水戸市地域福祉活動計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員のみなさま、地域の実情を届けてくださった多くの市民のみなさま、さらに、本計画策定の取りまとめにご尽力いただきました水戸市社会福祉協議会の保立会長をはじめ担当職員のみなさまに深く感謝申し上げます。



# 目次

第3次水戸市地域福祉活動計画の策定にあたって

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 会長 保立武憲

第3次水戸市地域福祉活動計画の策定に寄せて

地域福祉活動計画策定委員会 委員長 池田幸也

<b>第1部 総論</b> .....	P 5
<b>第1章 第3次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)の概要</b> .....	P 6
<b>第1節 計画策定の基本的事項(計画策定に当たって)</b> .....	P 6
1 計画策定の背景(趣旨)	
2 計画策定の目的と意義	
3 計画の位置付け(他計画との関係)	
4 計画期間	
5 進行管理	
<b>第2章 これまでの計画の取組と評価</b> .....	P 11
<b>第1節 水戸市地域福祉活動計画の系譜</b> .....	P 11
<b>第2節 第2次水戸市地域福祉活動計画の成果(自己評価)と課題</b> .....	P 12
<b>第3章 現況と課題</b> .....	P 15
<b>第1節 水戸市の現況等</b> .....	P 15
<b>第2節 計画策定の基礎となる調査</b> .....	P 23
<b>第3節 計画策定の基礎となる事業</b> .....	P 53
<b>第2部 基本構想</b> .....	P 59
<b>第1章 基本理念(目指す姿)</b> .....	P 60
<b>第2章 基本方針(施策の基本的方向)</b> .....	P 61
<b>第3章 基本計画(施策の体系)</b> .....	P 63



# 目次

<b>第3部 実施計画(具体的な施策、取組など)</b> .....	P 65
第1章 基本方針1に基づく実施計画 .....	P 66
第2章 基本方針2に基づく実施計画 .....	P 75
第3章 基本方針3に基づく実施計画 .....	P 107
<b>第3次 水戸市社会福祉協議会 発展・強化計画</b> .....	P 118
第1章 計画の概要 .....	P 118
第2章 本会の組織・財務・事業 .....	P 119
第3章 基本構想 .....	P 125
1 運営理念 .....	P 125
2 運営目標 .....	P 125
第4章 実施計画 .....	P 128
<b>資料編</b> .....	P 133
計画策定の経過 .....	P 134
策定委員会設置要綱 .....	P 135
委員会委員名簿 .....	P 136
アンケート調査の概要 .....	P 137
社協支部事業一覧 .....	P 154
用語集 .....	P 160



みんなのしあわせ地域いきいきプラン



福祉のまちづくり推進計画

# 第3次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)

## 第1部 総論

### 第1章 第3次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)の概要

#### 第1節 計画策定の基本的事項(計画策定に当たって)

##### 1 計画策定の背景(趣旨)

近年、我が国は、超高齢者社会を迎え、さらなる高齢化の進行とともに、少子化による急激な人口減少社会への移行が懸念されています。加えて、高度な情報化社会などを背景とした価値観及びライフスタイルの多様化や複雑化する社会構造の中で、経済的困窮、ひきこもり、孤独死、虐待、自殺、DV被害、ホームレス、ゴミ屋敷、ニート、8050問題、社会的排除、さらにはコミュニティ機能の低下など、既存の制度(社会保障・社会福祉)では解決に至らない諸問題が顕在化しています。水戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)では、第2次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)(以下「第2次計画」という。)においても、このような諸問題に対応するため、市民や地域社会の意識の変化を踏まえて、地域全体を包括的に眺め見て地域住民をはじめ関係団体や組織、行政などと必要な調整を行いながら事業の推進に努めてきました。

引き続き、福祉のまち「水戸」の実現を目指し、今後一層水戸市(以下「市」という。)の地域福祉を推進するためには、市社協のこれまでの事業展開を振り返りながら、目指すべき地域の姿や事業・活動等の展望を具体的に描くとともに、市社協をはじめ住民や各種組織・団体などあらゆる関係者が主体的に実践していく必要があります。このような背景から、現在の新たな環境変化に対応した地域生活支援体制の構築及び充実を目指すため、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられた市策定の「水戸市地域福祉計画」と整合を図りながら、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等が共通の目標を持ち、協働により地域福祉の推進に取り組むための指針として、第3次水戸市地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)(以下「第3次計画」という。)を策定します。

##### 2 計画策定の目的と意義

###### (1)「地域福祉活動計画」とは

わたしたちの暮らす地域や暮らしの中にある「福祉問題」や「生活課題」を解決していくためには、公的な福祉サービスを利用するだけでは解決が難しいことがたくさんあります。そこで、住民が主体となり、どのような形で、どのような関わり方で解決していくか、また、市社協や行政が課題等に対してどのように支援、応援するかなど、地域の生活ニーズを共有し、課題解決に向けて話し合い、日頃から見守り、支えあい、助けあう「地域福祉活動の推進」が大変重要になってきます。地域福祉活動計画は、「地域福祉活動の推進」に向けて、地域住民をはじめ、各種組織・団体などの共通の目標を定めるとともに、地域福祉推進の方策、具体的な実践内容をまとめた民間の活動・行動計画です。

行政が策定する「地域福祉計画」は、平成12年に改正施行された社会福祉法第107条に基づく公的な計画である一方で、「地域福祉活動計画」は、法律に基づく計画でも義務化された計画でもありませんが、中長期的な展望に立った地域福祉活動を展開する上では必要不可欠なものです。

# 全国社会福祉協議会が示す計画の定義

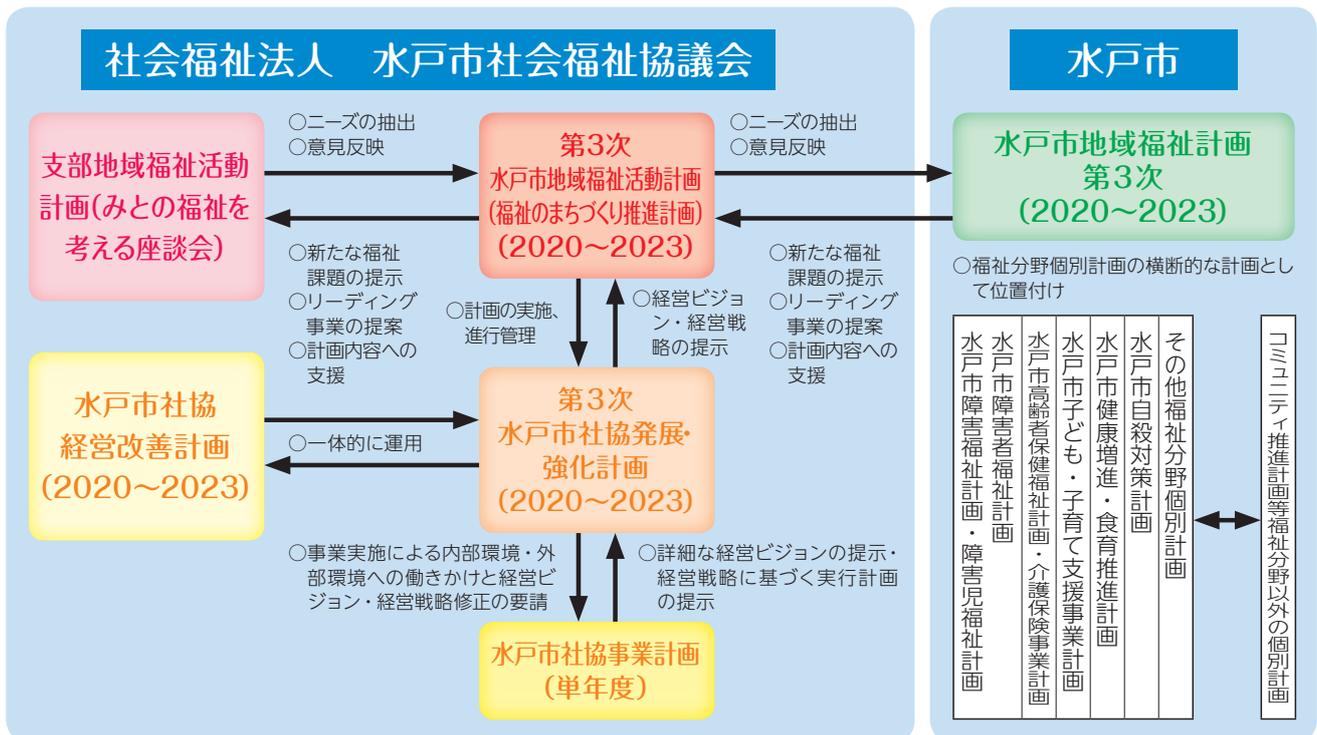
『地域福祉活動計画策定指針 —地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画—

(全国社会福祉協議会地域福祉部：平成15年11月)』から抜粋

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。
- その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」です。
- 具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられます。

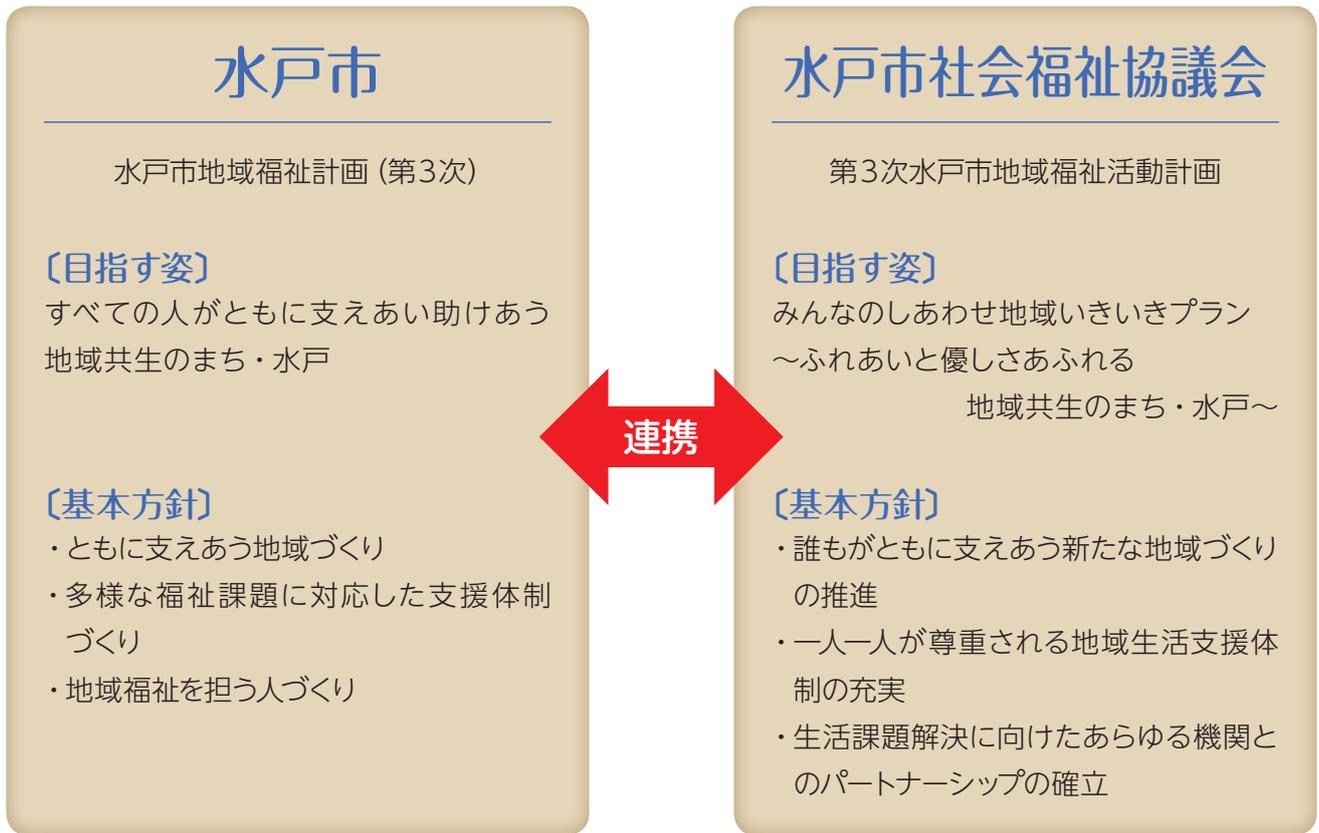
## 3 計画の位置付け(他計画との関係)

行政が策定する「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものであることから、市社協の計画でも、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相互に連携を図ることが必要です。したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の策定・実施・評価にあたっては、地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて共有化を図ったり、また、地域住民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置付けるなど、相互に連携することが重要となっています。



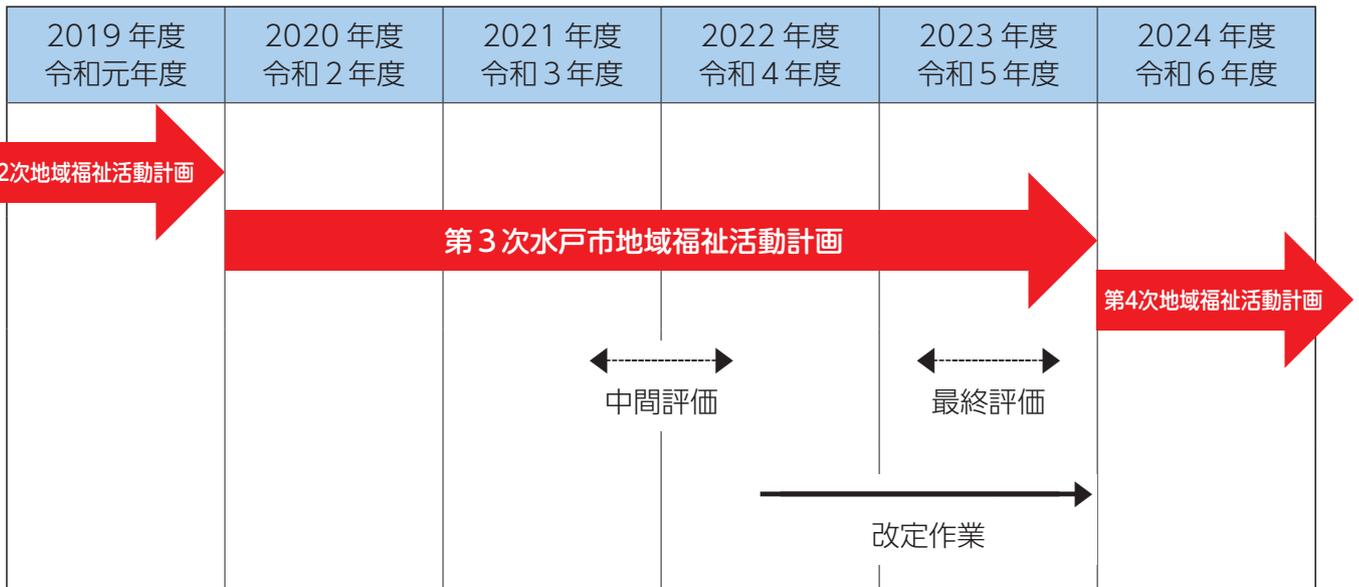
参照 『概説 社会福祉協議会』

【水戸市地域福祉計画との比較図】



4 計画期間

第3次計画の期間は、「水戸市地域福祉計画(第3次)」と合わせ、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間とします。なお、社会情勢や制度改正及び計画取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて内容の見直しを行います。



## 5 進行管理

第2次計画においては、年2回開催する本会内企画委員会をはじめとした常設委員会や社協支部長で構成する支部長連絡協議会等において、報告や意見聴取を求めながら推進してきましたが、月ごとの定期的な進捗状況の確認といった評価(振り返り)ができていませんでした。そこで、第3次計画においては、事業を推進するセクションごとに事業評価会議を実施し、会長、常務理事、課長以上の管理職で構成する役職員会議において、事業目標がどの程度達成することができたか等を確認し合うとともに、企画委員会においては、市全体の地域福祉推進にどの程度寄与できたかを判断し、評価する体制を整備します。

また、市が策定する「水戸市地域福祉計画(第3次)」との一体的な推進を図るため、市と市社協の職員で構成する調整会議を年2回以上実施します。

### (1)単年度での進行管理及び評価の方法

#### 【市社協事務局】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間スケジュール設定 単年度目標設定					上半期評価 下半期への課題設定					単年度総合評価 次年度への課題提起	単年度事業計画作成
											

#### 【企画委員会】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					評価					単年度総合評価	
											

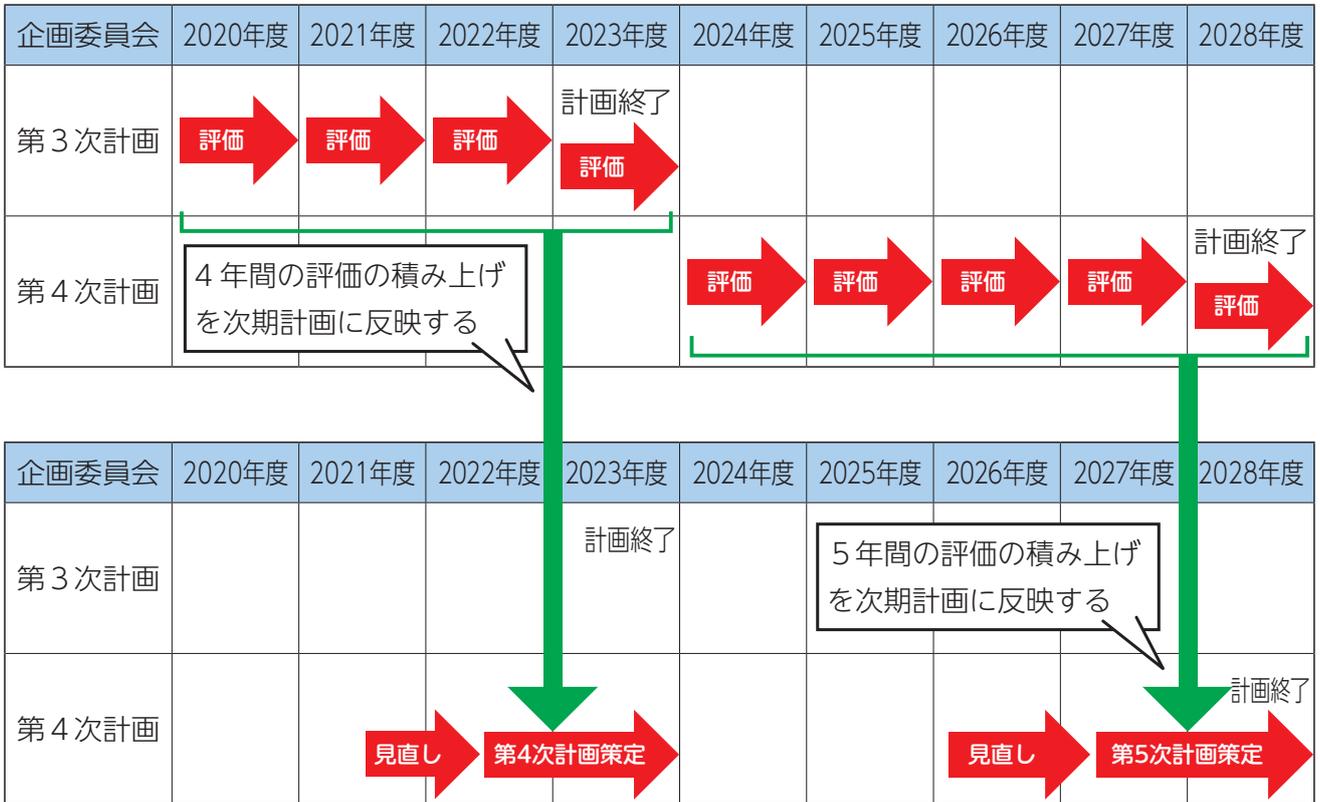
#### 【市と市社協】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				調整会議					調整会議		

(2) 計画期間における評価の流れ・次期計画(第4次計画)への反映方法

目指すべき姿である「ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・水戸」の実現に向け、計画の目標を達成していくためには、適切な進行管理により、進捗や達成状況を検証、評価し、計画の見直しを行うなど、次の取組である第4次計画につなげていくことが重要となります。

そのため、PDCAサイクルを活用し、計画の進行管理を行っていきます。



## 第2章 これまでの計画の取組と評価

### 第1節 水戸市地域福祉活動計画の系譜

【水戸市地域福祉活動計画の系譜】

	期 間	基本理念	基本方針／行動目標
第1次計画	平成7年度 ～平成11年度 [5年間]	福祉のまちづくり 在宅福祉のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動推進組織の確立</li> <li>・地域住民の福祉意識の向上</li> <li>・地域住民の福祉ニーズの把握</li> <li>・人的財政的基盤の整備</li> <li>・在宅福祉サービスの充実</li> <li>・ボランティア活動の育成</li> </ul>
計画未策定期間	平成12年 ～平成21年度 [10年間]		
第2次計画	平成22年度 ～令和元年度 [10年間]	住民参加と協働による安心 安全で心豊かな福祉のまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちを健全に育むまちづくり</li> <li>・高齢者や障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるまちづくり</li> <li>・市民みんなで支えあうまちづくり</li> <li>・市民お互いを尊重しあうまちづくり</li> </ul>
第3次計画	令和2年度 ～令和5年度 [4年間]	みんなのしあわせ地域いき いきプラン ～ふれあいと優しさあふれる 地域共生のまち・水戸～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進</li> <li>・一人一人が尊重される地域生活支援体制の充実</li> <li>・生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立</li> </ul>

【地域福祉活動計画と関連する主な行政計画の計画期間】

年度(西暦)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
水戸市総合計画	第5次				第6次											➡	
水戸市地域福祉計画	第1次				第2次				第3次							➡	
水戸市障害者福祉計画	第4次				第3次											➡	
水戸市障害福祉計画	第2期	第3期		第4期			第5期		第6期						➡		
水戸市障害児福祉計画									第1期		第2期						➡
水戸市子ども・子育て支援事業計画						第1次					第2次					➡	
水戸市高齢者保健福祉計画 水戸市介護保険事業計画	第4期	第5期		第6期			第7期		第8期						➡		

## 第2節 第2次計画の成果(自己評価)と課題

第2次計画は、第1章の「福祉のまちづくり推進計画の基本構想」において、市の地域福祉計画と連携し、住民相互のたすけあい活動への参加と協働を基本とするとともに、市社協が中核となって推進する市民の福祉活動(行動)の指針として位置付けられています。第1次計画は、介護サービス事業を重点施策とし、第2次計画は、厚生労働省の提言をもとに学区を中心とした社協活動の重要性から支部活動の充実強化を最重点施策の柱としてきました。

第2次計画第1章第3節の「地域福祉の環境整備と推進役」については、「地域の生活課題に関わる人同士のネットワーク」「地域福祉活動の拠点づくり」としていますが、ネットワークづくりや地域福祉活動推進のためのコーディネーターの確保及び資金の確保を基軸として、地域見守り活動協働事業モデル事業を行い、住民同士の見守り活動のネットワーク化に努めました。また、市と連携しながら市民センターを地域住民が活動の拠点として活用することとしました。さらに、推進する役割としては、平成30年度に、市から「生活支援体制整備事業」を受託し、コミュニティソーシャルワーク機能をもった専従の生活支援コーディネーターを2名配置するとともに、住民相互の助けあい活動の促進や地域の社会資源のネットワークづくりに努めているところです。

また、狭義の地域福祉では、「地域福祉の推進役＝社協支部」としてはいますが、広義の地域福祉を考えた場合は、民生委員・児童委員、住みよいまちづくり推進協議会(町内会・自治会等)、社会福祉事業者、NPO法人等も推進役として位置付けています。

第2次計画第5節の「計画の体系」については、基本目標、行動目標に共通する目指す地域像をそのつどすり合わせを行いながら、単年度の事業計画を推進してきました。

第2次計画第2章の「福祉のまちづくり行動計画」の成果(自己評価)と課題については、以下に記載のとおりです。

### 1 行動目標

#### (1)行動目標1 『子どもたちを健全に育むまちづくり』

##### ア 自己評価

##### ①推移(実施内容)

- ・子育てサロン活動の推進[0か所(2011年)→6か所(2019年)]
- ・多世代交流サロンの実施[老人福祉センター2か所(2016年)→7か所(2019年)]
- ・こどもボランティア隊の活動促進[登録者17名(2016年)→登録者11名(2017年)  
→登録者11名(2018年)→登録者20名(2019年)]

##### ②効果

- ・地域住民同士の顔が見える関係づくりにつながった。
- ・世代や居住地を越えた新たなコミュニティができた。
- ・ボランティア活動に対する意識の広がりにつながった。

##### イ 課題

- ・子ども会、青少年育成会等地域の団体との連携が不十分である。
- ・子どもを中心とした事業の企画立案が不十分である。



〈こどもボランティア隊の活動風景〉

## ウ 今後の方向性

- ・地域の実情・ニーズに応じた、参加・協働を目的とした事業を行う。
- ・福祉教育の機会を増やす。(小中学校における体験の場、授業提案、参加など)
- ・子どもたちの安全を守るため、地域団体同士の連携を深める。
- ・コミュニティ・スクールなど学校を中心とした地域づくりに参画する。

## (2)行動目標2 『高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して暮らせるまちづくり』

### ア 自己評価

#### ①推移(実施内容)

- ・高齢者や障害者を対象とした指定管理施設及び福祉サービス事業の適正な運営
- ・愛パーク祭における交流の場の設定
- ・水戸市安心・安全見守り隊への参加
- ・水戸市徘徊高齢者等SOSネットワークへ協力機関としての参加

#### ②効果

- ・地域に根差した施設・事業所として多くの市民に利用された。
- ・愛パーク祭により障害者理解が深まった。
- ・市内における見守り活動の一員としての認識が高まった。

### イ 課題

- ・交流拠点としてのサロンの位置付けの構造化を図る。  
(計画的なサロンの展開)
- ・災害時の支援体制の見直し、強化を図る。

## ウ 今後の方向性

- ・福祉施設の役割の再確認を行う。
- ・福祉ニーズを的確にとらえる仕組みをつくる。
- ・社会福祉法人連絡会等を活用した地域貢献活動の具体化を行う。



〈サロン活動の様子〉

## (3)行動目標3 『市民みんなで支えあうまちづくり』

### ア 自己評価

#### ①推移(実施内容)

- ・地域見守り活動協働事業モデル事業(国田地区・双葉台地区)による見守りの仕組みづくり(2017年～2018年)
- ・生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)による助けあい活動の促進、地域の社会資源のネットワークづくり(2018年～)
- ・支部活動の活性化[支部交流会の開催(2018年～)]
- ・支部活動の拠点として市民センターの使用拡大(2017年～)
- ・新たなボランティアの養成及びボランティアサークルの支援[おもちゃドクター(2017年～)→料理ボランティア(2018年～)]
- ・災害ボランティアセンターの運営[運営訓練の実施(2018年～)]
- ・高齢者生活支援サポーター養成講座の受託による人材育成(2018年～)

## ②効果

- ・地域住民同士の見守り、支えあい、助けあい活動の必要性が浸透してきた。
- ・市民センターが地域団体及び社協支部活動の拠点となり、活性化が図られた。
- ・新たなボランティアサークルの養成により、市民のボランティア意識が向上した。
- ・社協職員(生活支援コーディネーター)が地域に出向くことによって、顔の見える関係づくりが進み、地域の現状、ニーズの把握ができるようになった。

## イ 課題

- ・福祉員制度の理解促進が必要である。
- ・住みよいまちづくり推進協議会と連携した地域住民のつながりの強化に努める。
- ・生活支援体制整備事業における協議体設置、新たな支援に資する取組の立ち上げを推進する。

## ウ 今後の方向性

- ・地域共生社会に基づく支えあい、助けあい活動の促進を図る。
- ・地域包括ケアシステムにおける市社協の役割強化、市社協事業の推進を図る。
- ・災害時における要援護者に対する支援協力の整理(福祉台帳の整理含む)を行う。

## (4)行動目標4 『市民お互いを尊重しあうまちづくり』

### ア 自己評価

#### ①推移(実施内容)

- ・水戸市社会福祉大会の開催
- ・水戸市バリアフリー環境整備推進協議会への参加
- ・水戸市障害者施策推進協議会への参加
- ・水戸市高齢者保健福祉推進協議会への参加
- ・水戸市地域福祉推進委員会への参加
- ・水戸市地域自立支援協議会への参加
- ・人権問題に関する研修への参加



〈料理ボランティアサークルの活動風景〉

#### ②効果

- ・市の各種会議に参加し、地域福祉の視点で施策への提言ができた。
- ・人権問題に関する意識の高まりと福祉サービスを提供するにあたり、意思決定支援の重要性の認識が深まった。

## イ 課題

- ・人権問題に関する事業計画の見直しを行う。
- ・市と一体となった福祉環境整備を行う。

## ウ 今後の方向性

- ・「福祉のまち・水戸」の実現に向けた施策の具体化を図る。
- ・平等・公平な社会の実現に向けた市民意識の醸成を図る。



〈水戸市社会福祉大会の様子〉



〈愛パーク祭の様子〉

1 人口及び世帯に関する現況

(1)人口

①人口の現状

本市の総人口(年齢不詳者含む)は、2015(平成27)年に270,783人、2016(平成28)年には271,047人となりましたが、2017(平成29)年には減少に転じ、2018(平成30)年には270,289人となっています。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加する一方で、生産年齢人口と年少人口は減少しており、少子高齢化が進行していることが分かります。

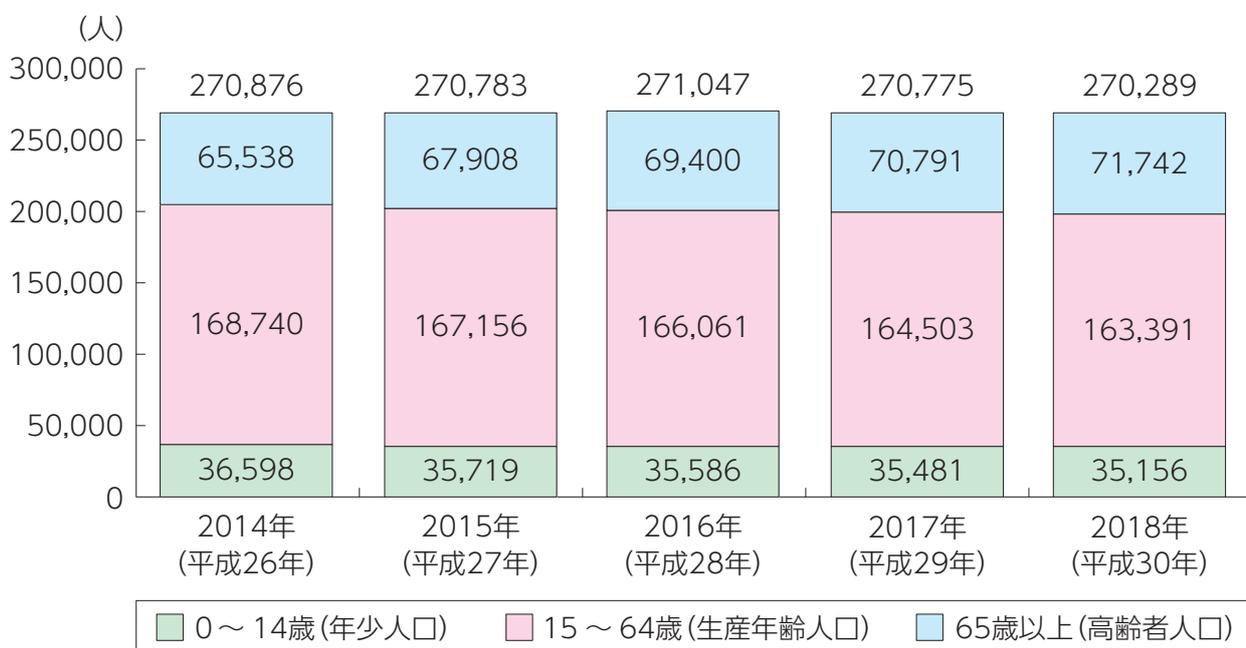


図1 総人口と年齢3区分別人口の推移

各年10月1日現在(資料 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」)

## ②人口の将来推計及び目標人

国立社会保障・人口問題研究所の人口の将来推計をみると、総人口は2015(平成27)年の270,783人から2040(令和22)年には、248,532人となり、2万人以上減少するとされています。

これに対して、本市の人口ビジョン(第2次)においては、2040(令和22)年の目標人口を261,000人としています。

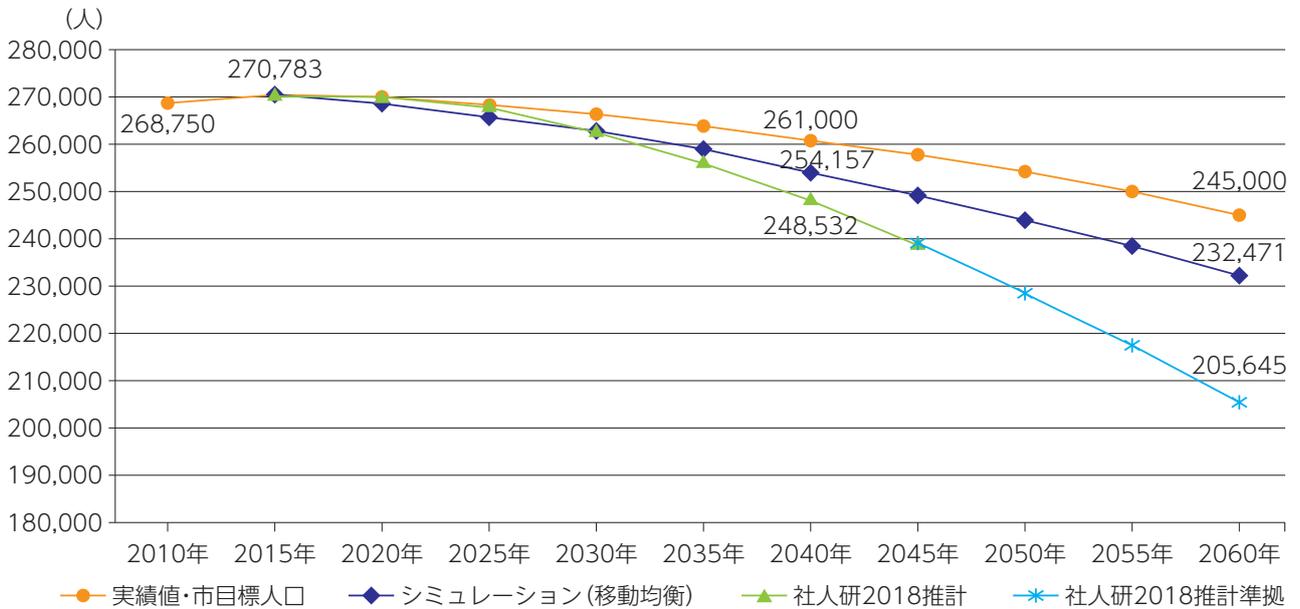


図2 人口ビジョン(第2次)

(資料 水戸市政策企画課「水戸市人口ビジョン(第2次)」)

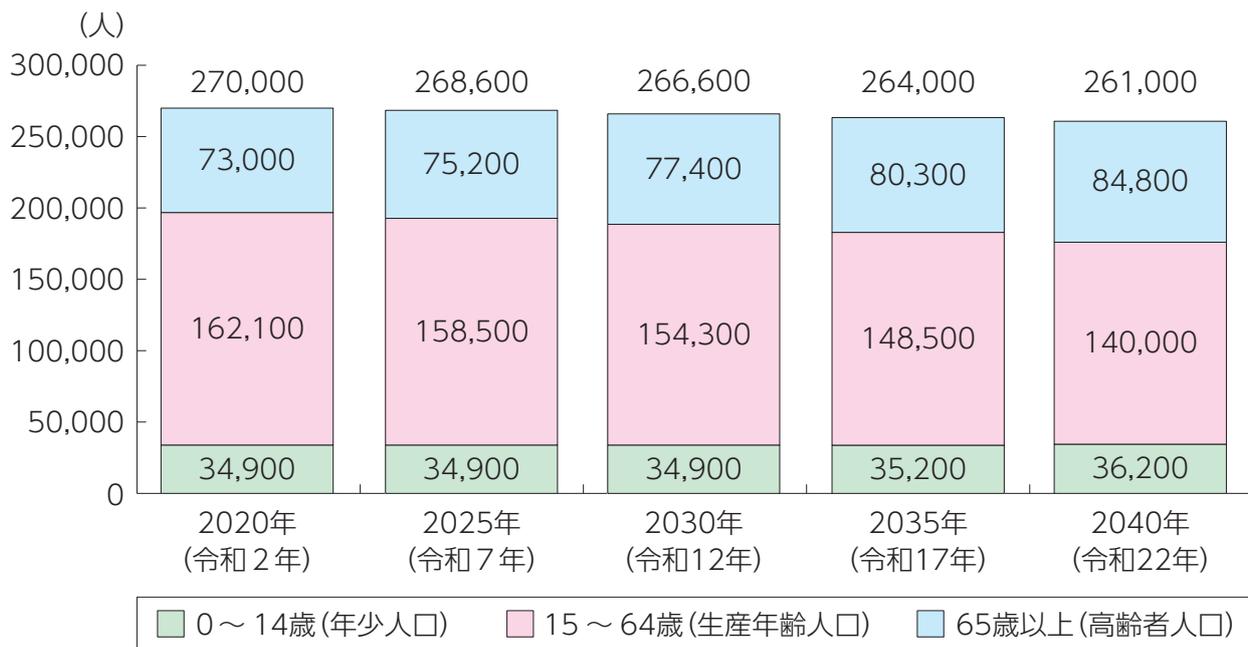


図3 目標人口における年齢3区分別人口の将来推計

(資料 水戸市政策企画課「水戸市人口ビジョン(第2次)」)

(2)世帯

本市の1世帯当たりの人員は、2014(平成26)年に2.31人であり、2018(平成30)年には2.23人に減少しています。

また、単身世帯については、2005(平成17)年には総世帯に占める割合が31.1%でしたが、2015(平成27)年には36.8%へと、5.7ポイント増加しています。

国や県との比較をみると、本市では単身世帯の割合が、茨城県や全国よりも高いことが分かります。

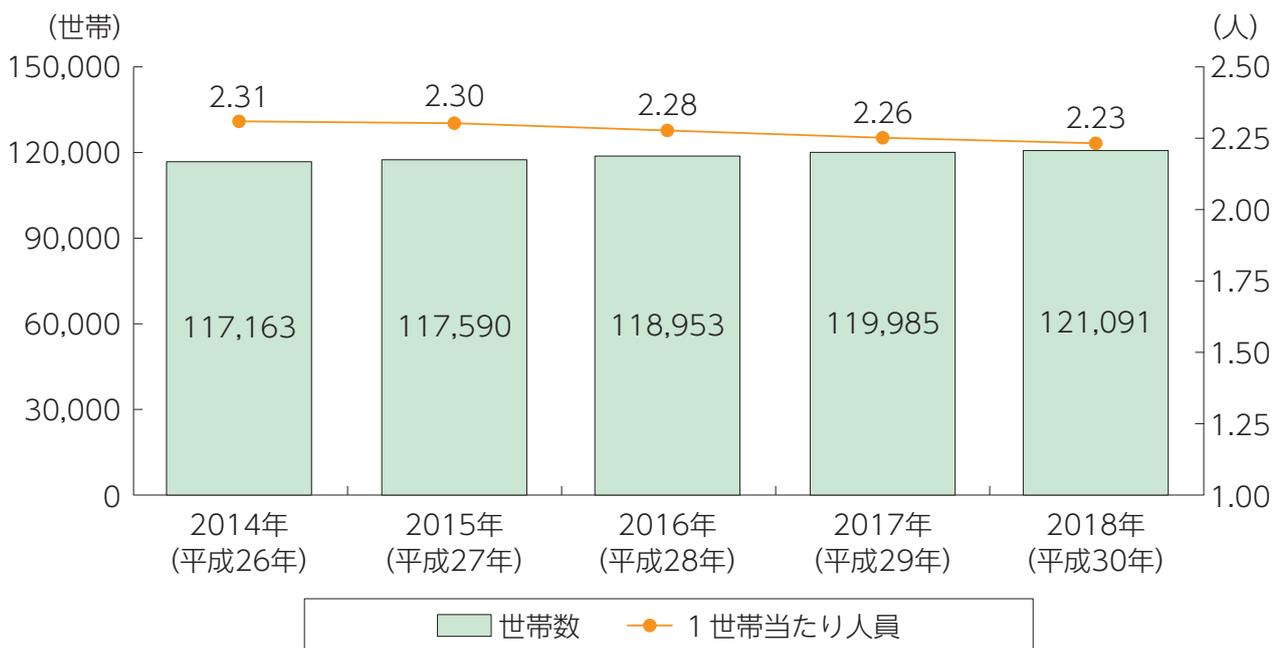


図4 世帯数と1世帯当たり人員の推移

各年10月1日現在(資料 水戸市「統計年報」)

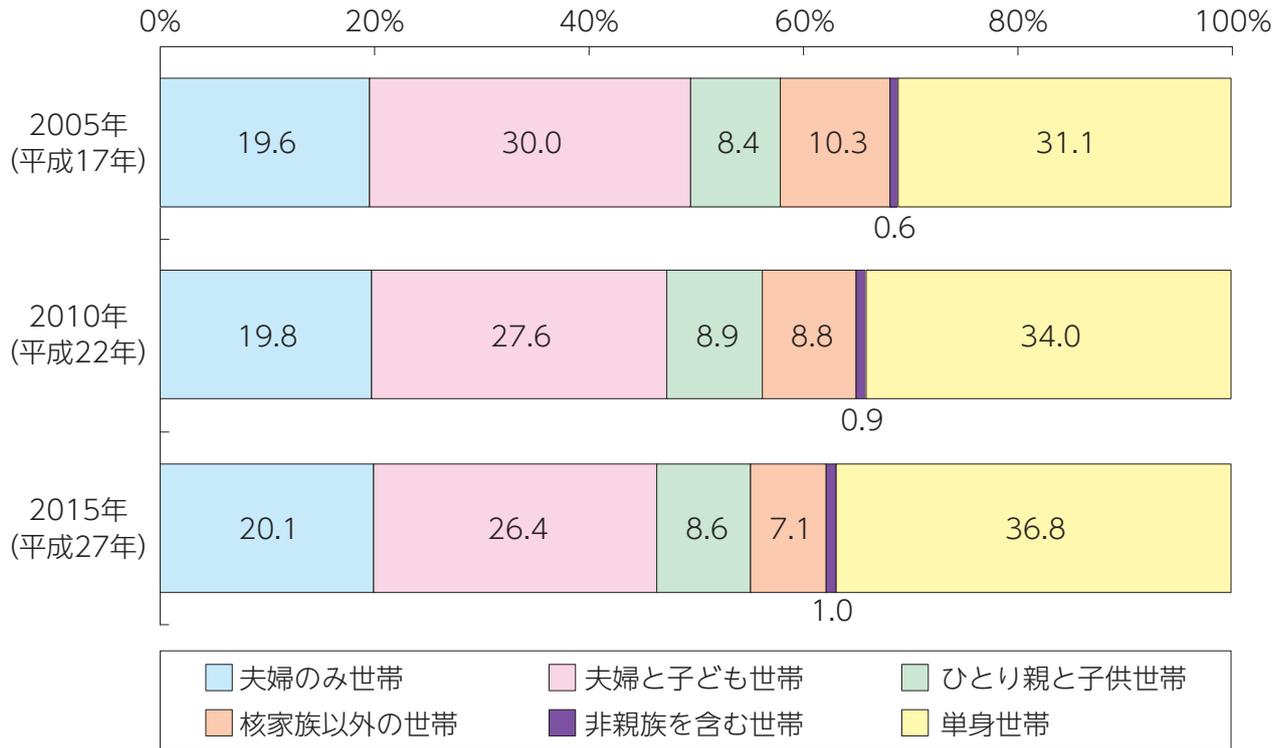


図5 総世帯に占める世帯構成の推移

各年10月1日現在(資料 総務省統計局「国勢調査」)

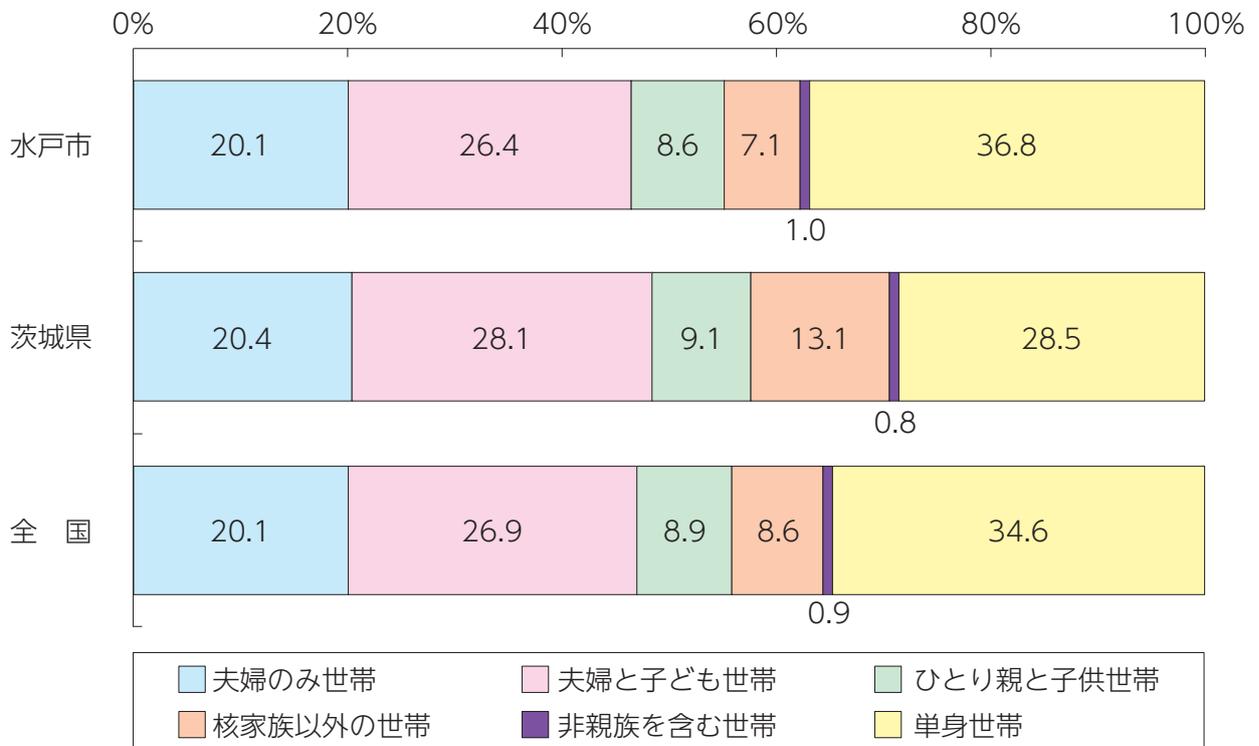


図6 総世帯に占める世帯構成に係る国や県との比較

2015(平成27)年10月1日現在(資料 総務省統計局「国勢調査」)

## 2 子どもに関する現況

本市の出生数は、年間2,400人程度で推移していましたが、2018(平成30)年には2,223人となりました。

ひとり親世帯は2015(平成27)年に2,199世帯であり、内訳では母子世帯が多数を占め、2,016世帯となっています。

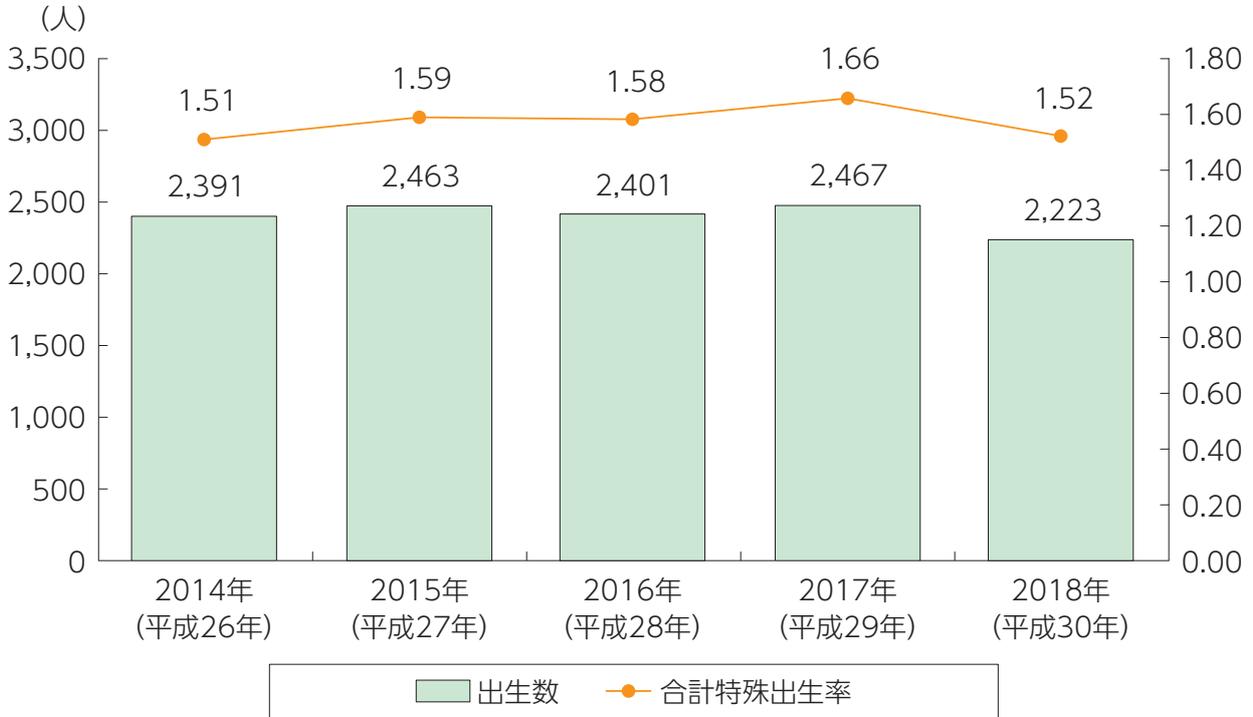


図7 出生状況の推移

各年12月末現在(資料 水戸市情報政策課)

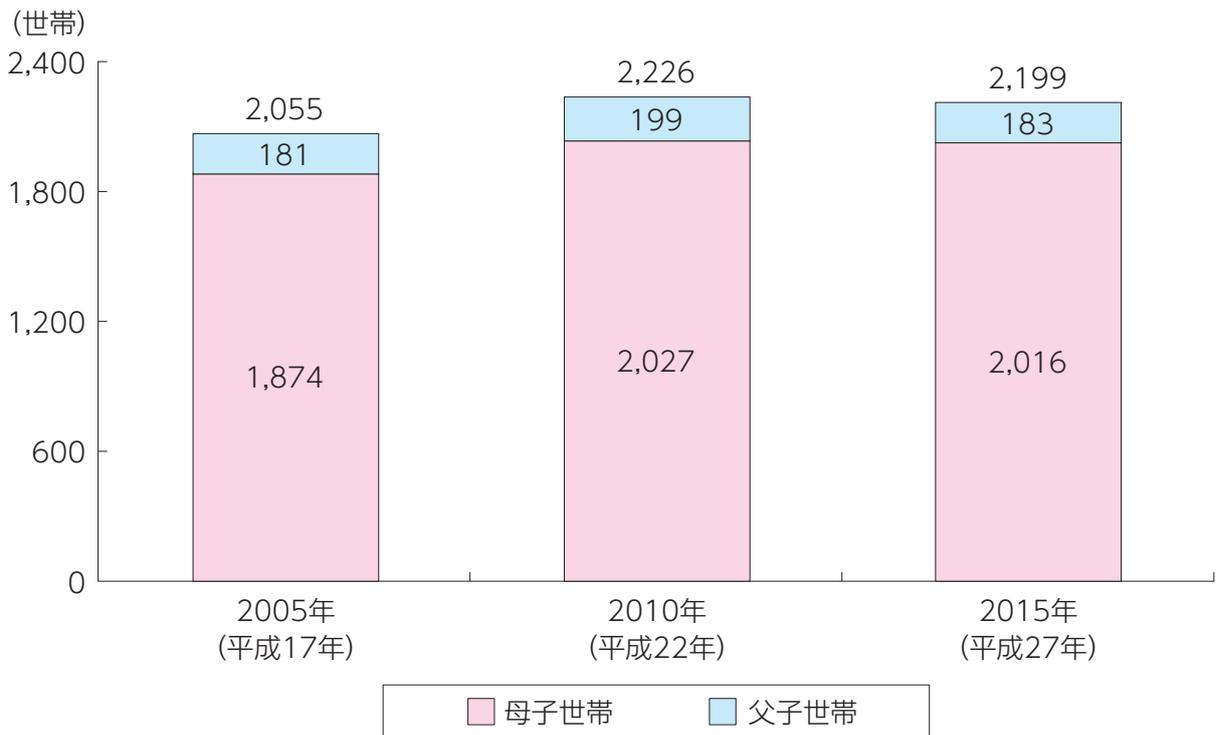


図8 ひとり親世帯数の推移

各年10月1日現在(資料 総務省統計局「国勢調査」)

### 3 高齢者に関する現況

本市では、64歳以下の人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しており、2018(平成30)年には高齢化率が26.5%となっています。

高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の高齢者のみで構成される世帯は、増加傾向にあります。

また、65歳以上の第1号被保険者に占める要支援・要介護認定率は18%台で推移していますが、要介護等認定者数は増加しています。

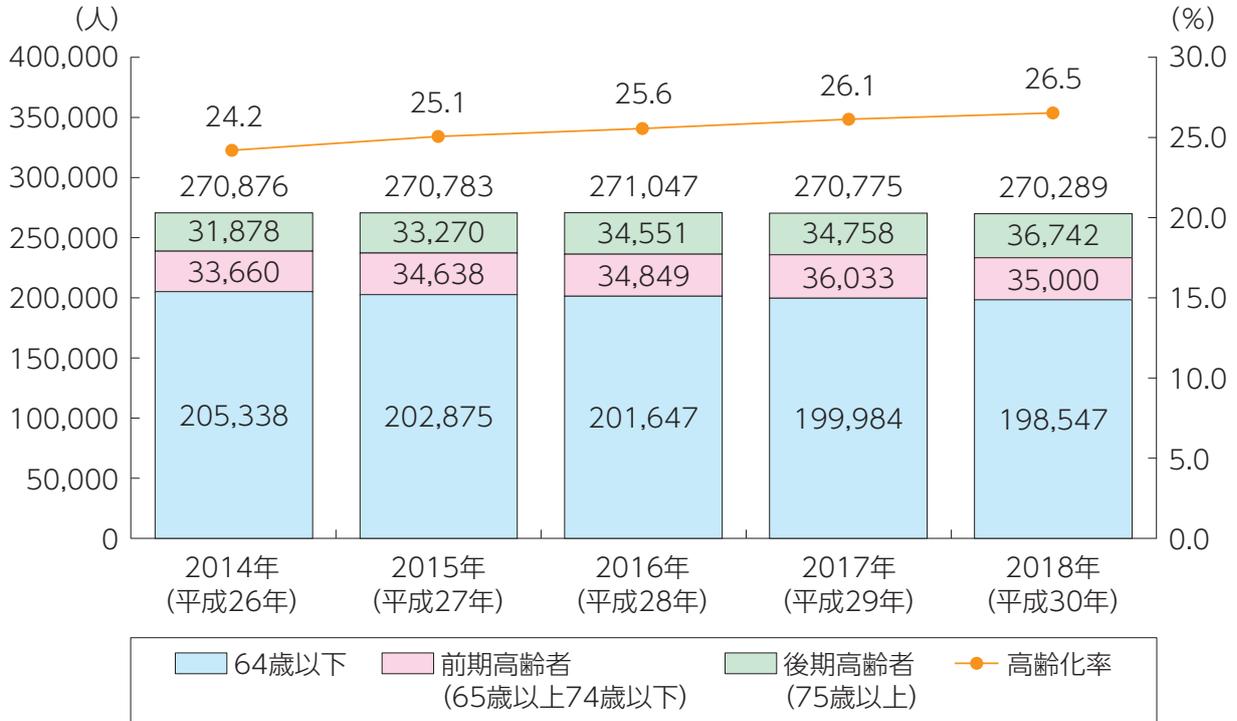


図9 総人口に占める高齢者人口の推移

各年10月1日現在(資料 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」)

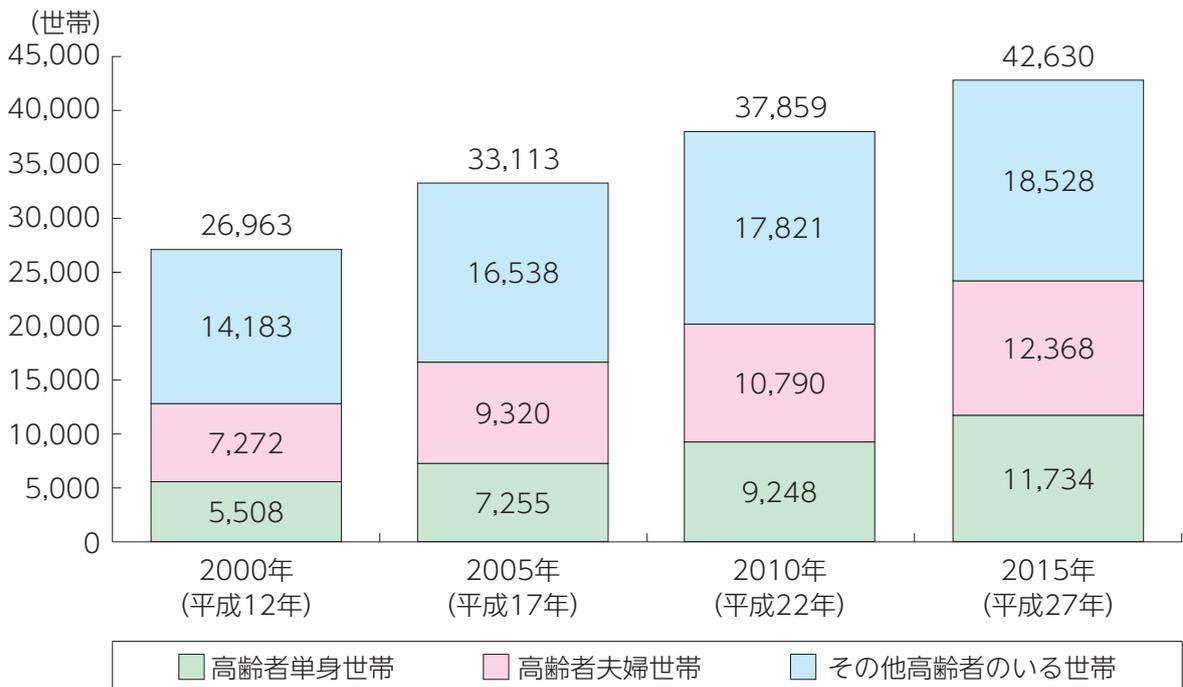


図10 高齢者のいる世帯の推移

各年10月1日現在(資料 総務省統計局「国勢調査」)

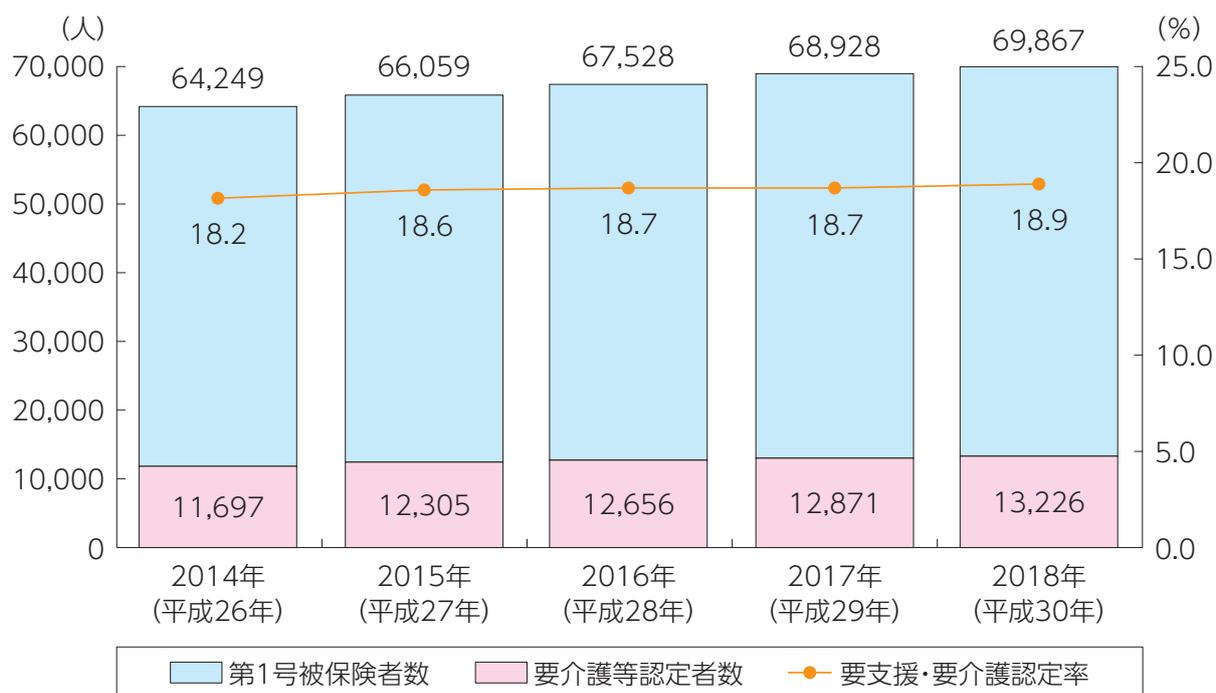


図11 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の推移

各年9月末日現在(資料 水戸市介護保険課)

#### 4 障害者等に関する現況

本市の障害者数の推移を障害者手帳所持者数からみると、2014(平成26)年度の12,646人から、2016(平成28)年度には13,274人へと増加し、2018(平成30)年度には12,768人となっています。

また、難病患者数について、指定難病特定医療受給者及び特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移をみると、2015(平成27)年から1,800人を超えています。

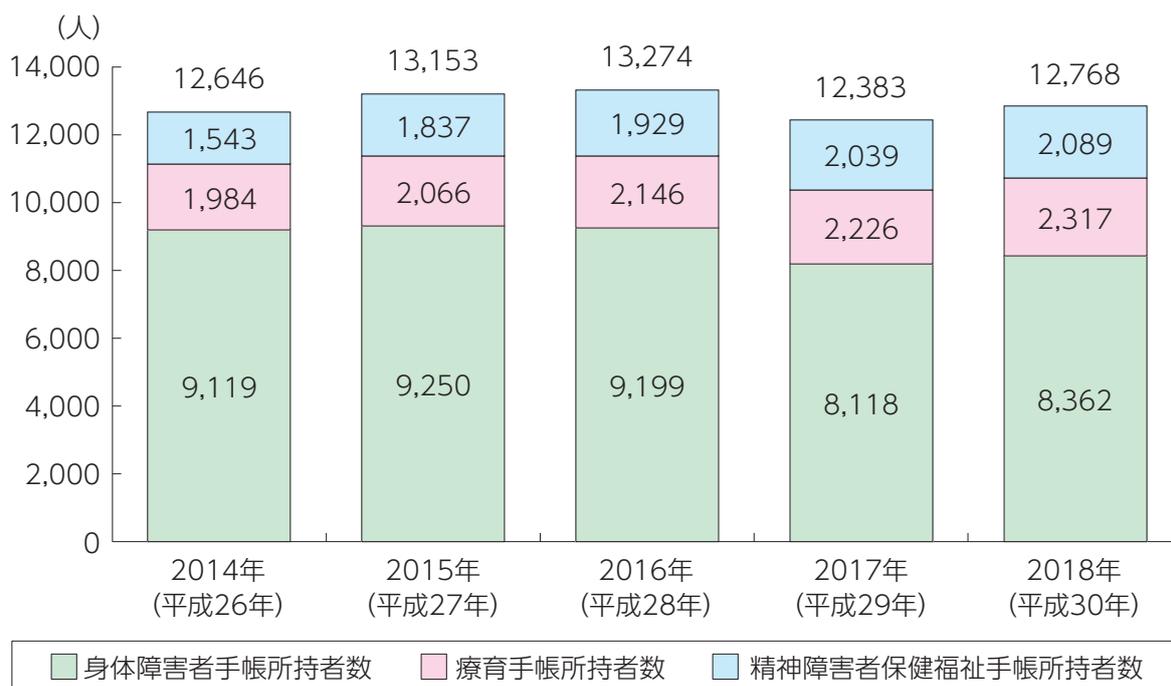


図12 障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在(資料 水戸市「統計年報」)

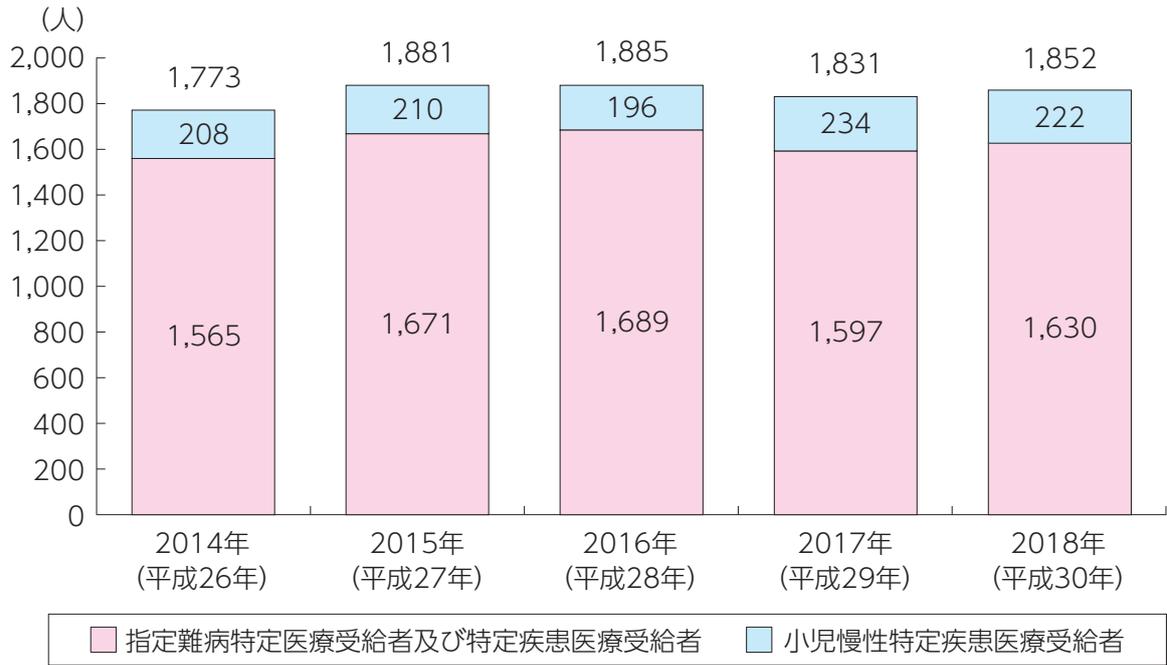


図13 難病患者の推移

各年度末現在 (資料 茨城県水戸保健所「業務概要」)

## 5 生活保護に関する現況

本市の生活保護受給世帯数をみると、2014 (平成26) 年度の3,864世帯から2018 (平成30) 年度には4,120世帯へと増加しています。

また、世帯類型別でみると、高齢者世帯は年々増加しており、2018 (平成30) 年度には、2,131世帯となっています。

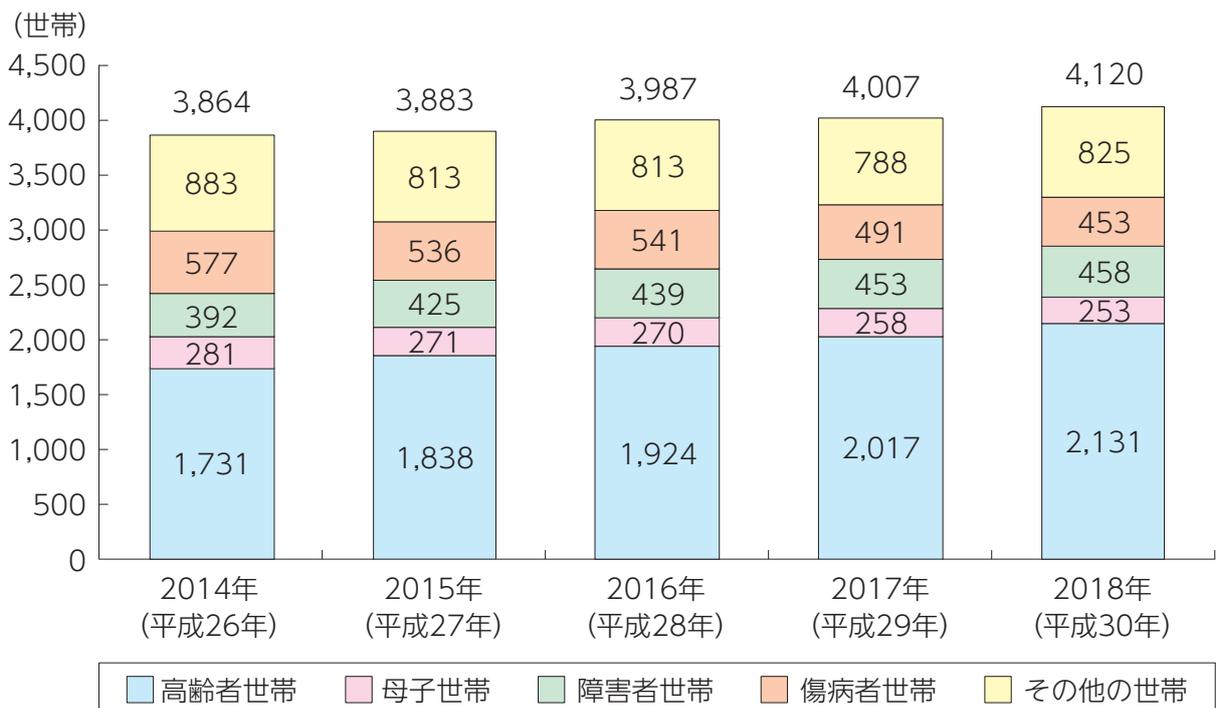


図14 生活保護受給世帯数と世帯類型別の推移

各年度末現在 (資料 水戸市生活福祉課)

## 第2節 計画策定の基礎となる調査

### (1) 福祉員・福祉活動推進員意識調査(社協支部アンケート)

#### ア 調査目的(地域福祉活動計画策定基本方針から抜粋)

社協支部活動を支える福祉員又は福祉活動推進員を対象としたアンケート調査を実施することによって、地域福祉を支える人々から見た福祉課題を把握することを目的としています。

#### イ 調査方法及び回収結果等

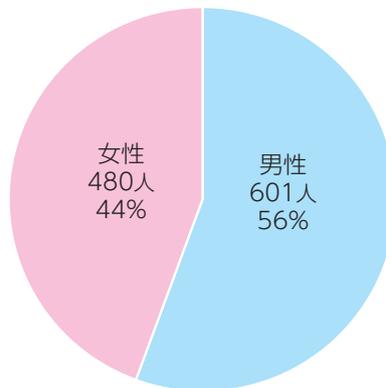
調査対象	社協全支部(34支部)における福祉員又は福祉活動推進員 1,615名
実施時期	2019(令和元)年8月26日(月)～11月30日(土)
配布・回収方法	各支部から手渡し等による配布・郵送による回収
回収結果	1,093件(回収率67.7%)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉員又は福祉活動推進員の他団体役職の兼務状況について</li> <li>○福祉員又は福祉活動推進員の役割の認識度について</li> <li>○社協支部と地域団体との連携や結びつきについて</li> <li>○社協の事業の認知度について</li> <li>○隣近所の手助けとして、現在行われていることについて</li> <li>○隣近所の手助けとして、今後回答者ができることについて</li> <li>○回答者の地域にとって必要な支援や取組等について</li> <li>○災害時における住民同士の体制づくりについて</li> <li>○回答者自身又は回答者の地域において、今後不安なことについて</li> <li>○回答者の地域における特徴的な活動等について(自由記述)</li> </ul>

(2) 市民意識調査 資料編 137ページ～150ページ

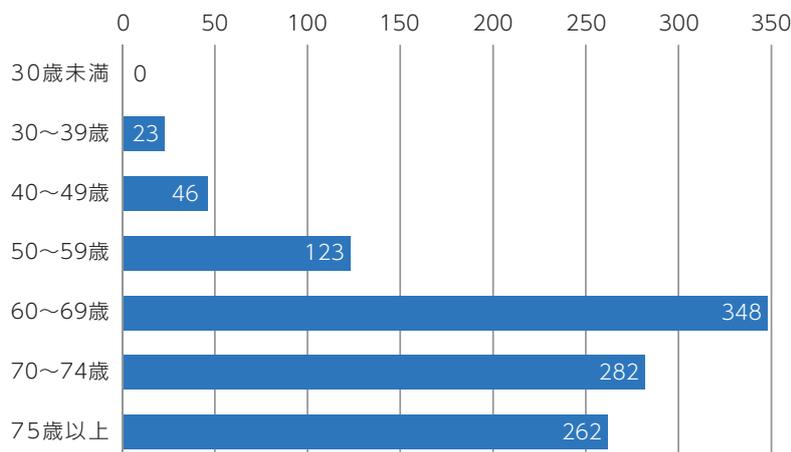
(3) 社会福祉事業者アンケート調査 資料編 150ページ～152ページ

### 福祉員・福祉活動推進員意識調査結果

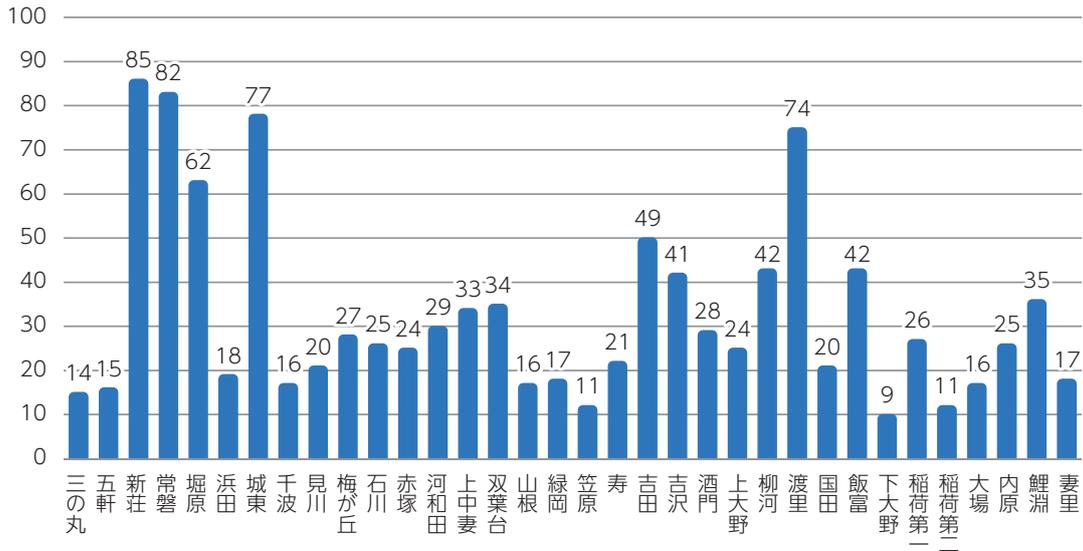
#### 調査項目 問1 性別について



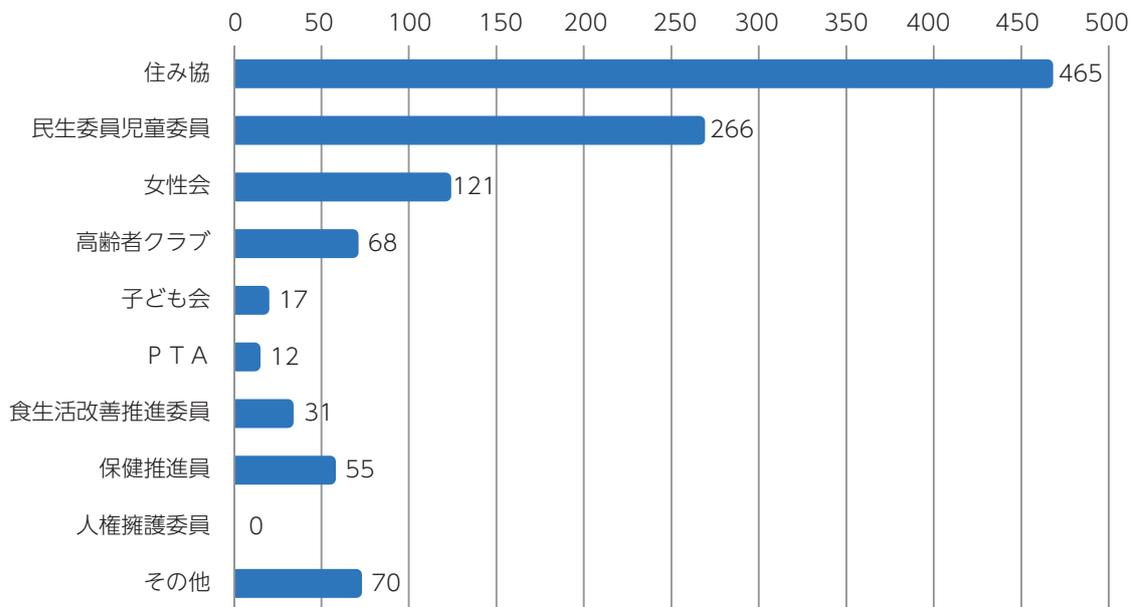
#### 調査項目 問2 年齢について



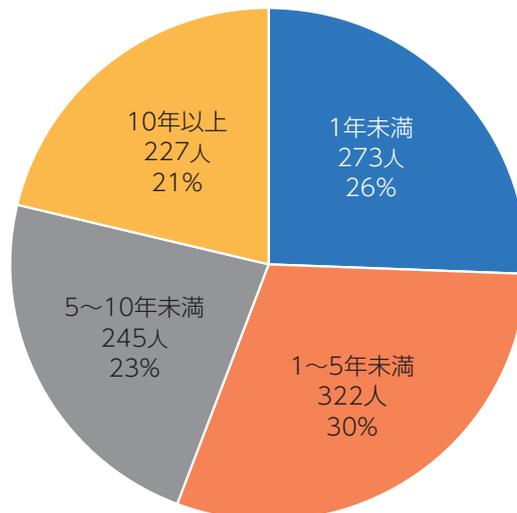
調査項目 問3 所属の社協支部について



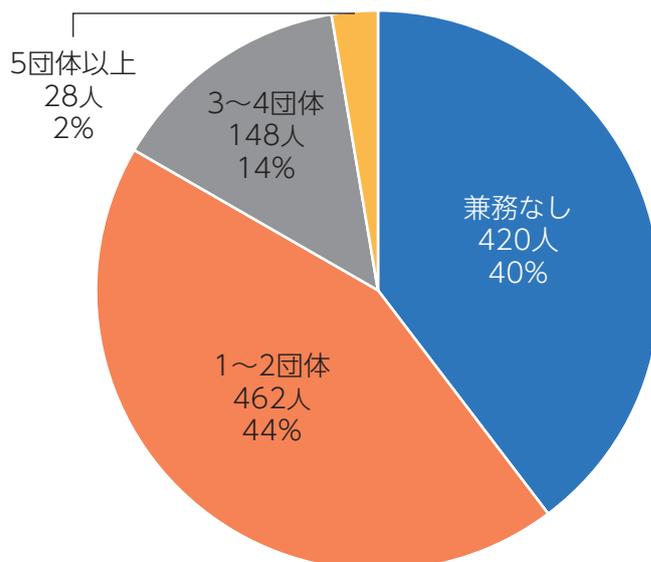
調査項目 問4 所属の地域団体について



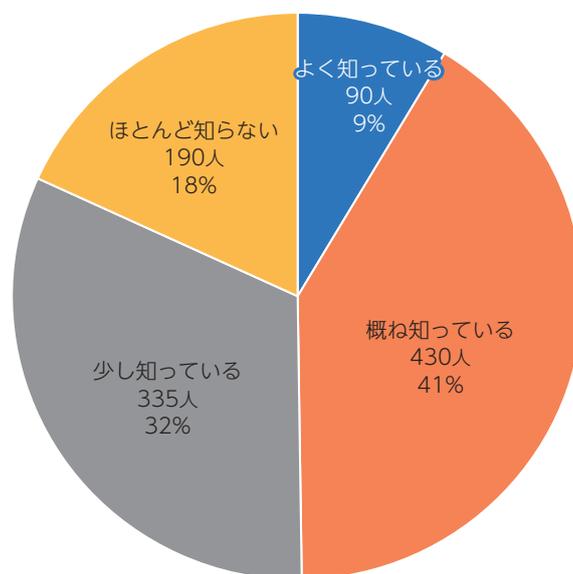
調査項目 問5 福祉員・福祉活動推進員の経験年数について



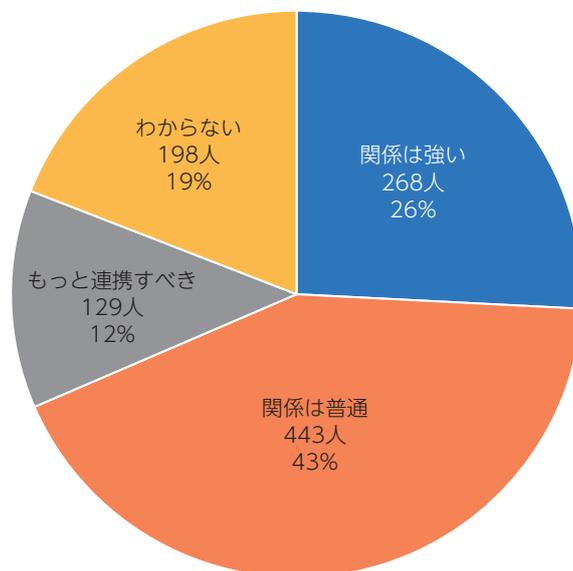
## 調査項目 問6 地域団体等の兼務状況について



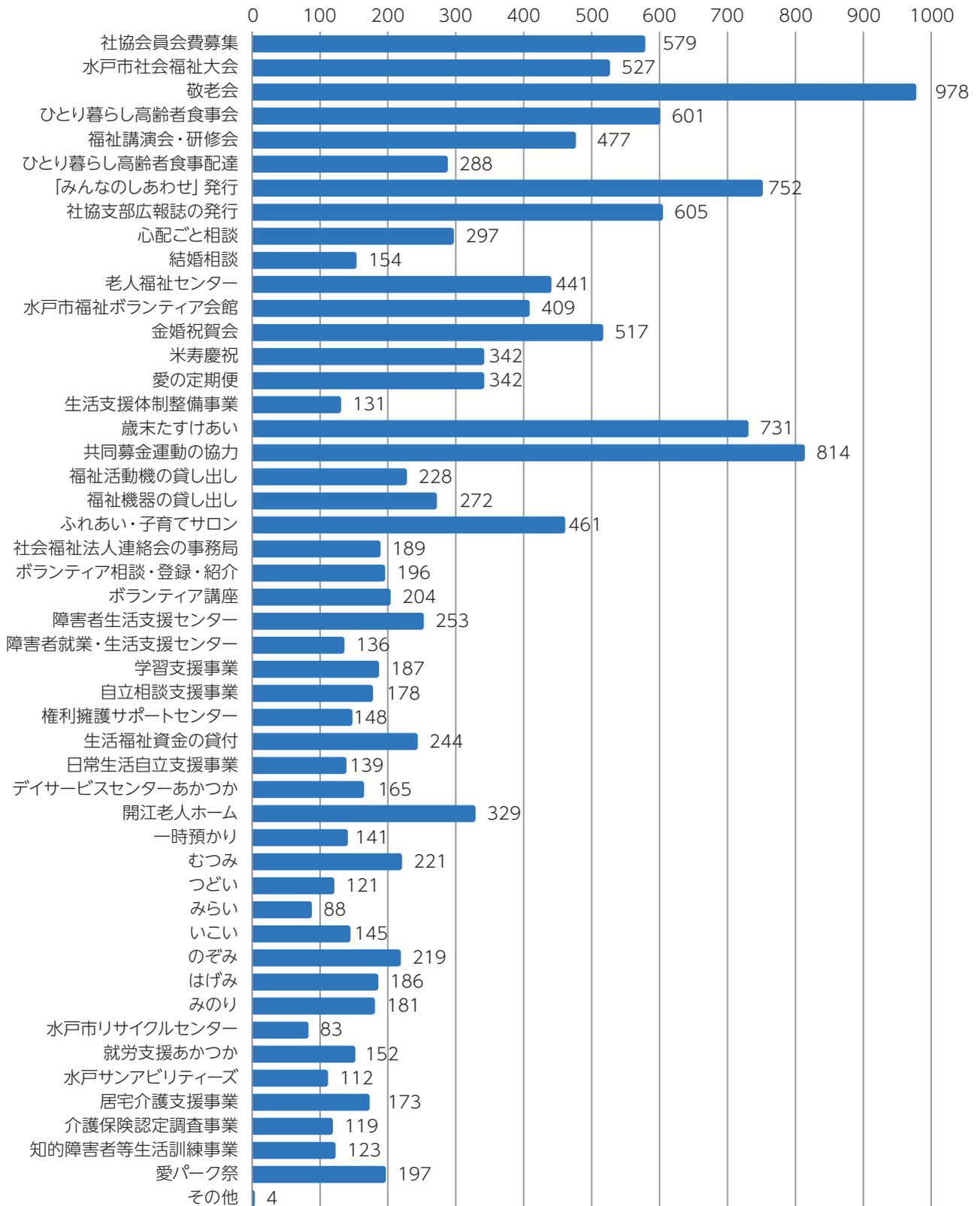
## 調査項目 問7 福祉員・福祉活動推進員の認知度について



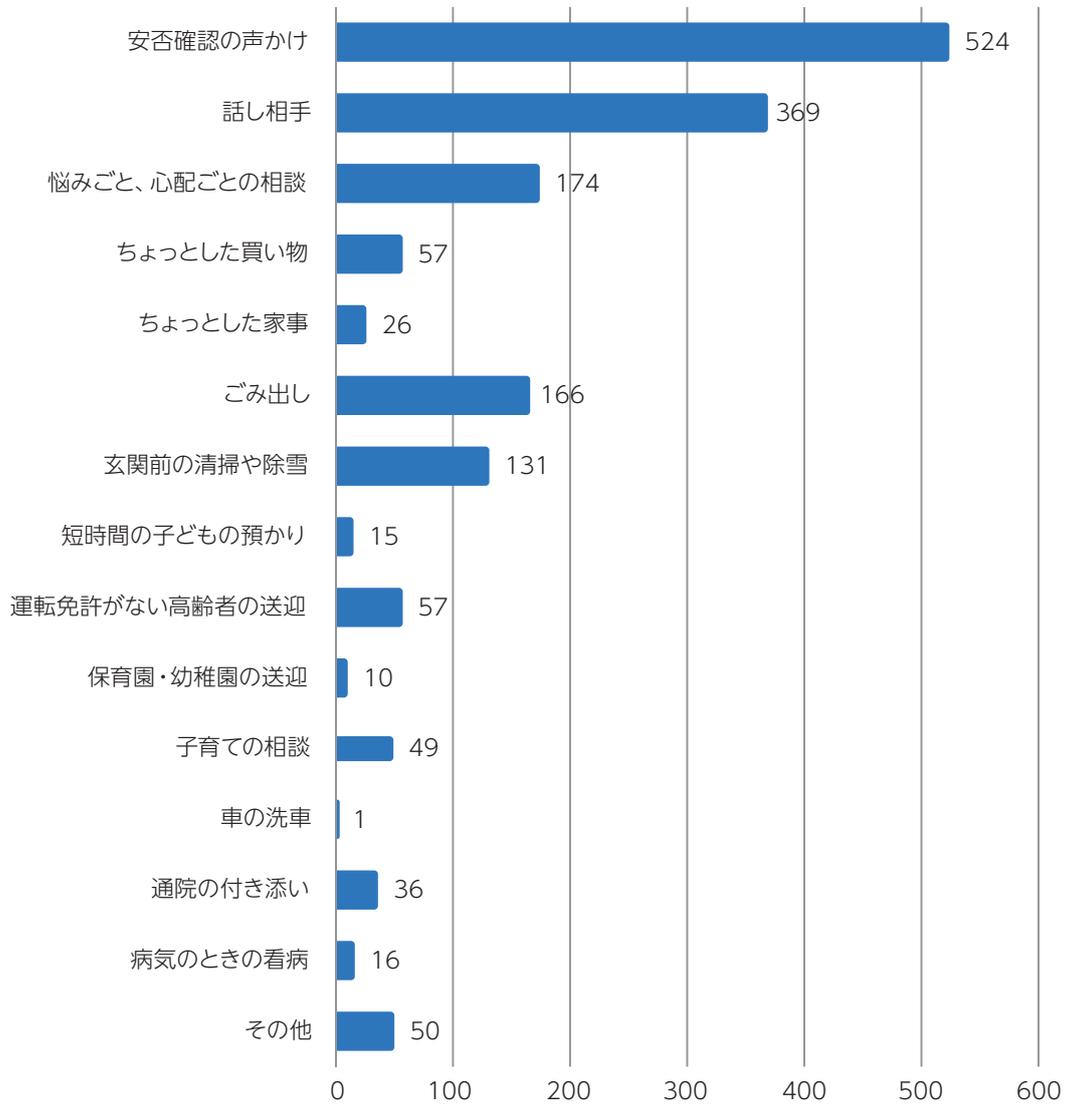
## 調査項目 問8 社協と地域団体の関係について



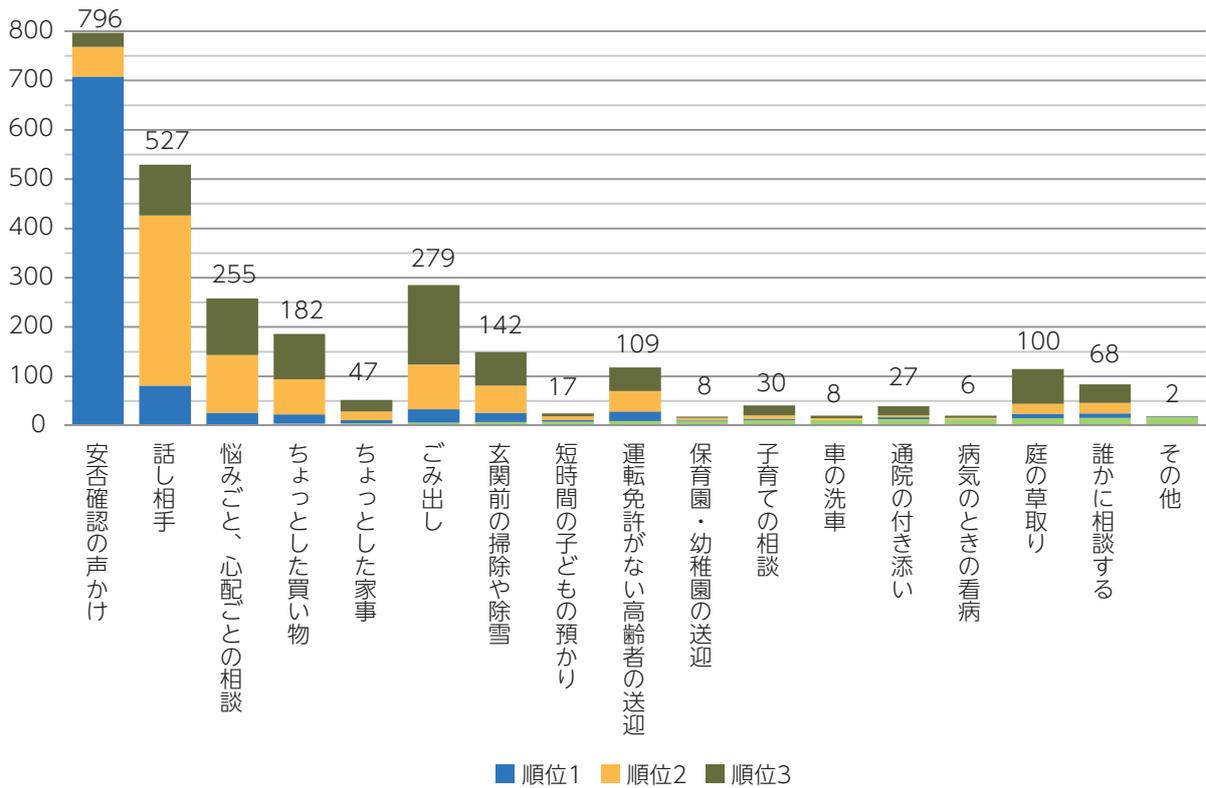
調査項目 問9 社協事業の認知度について



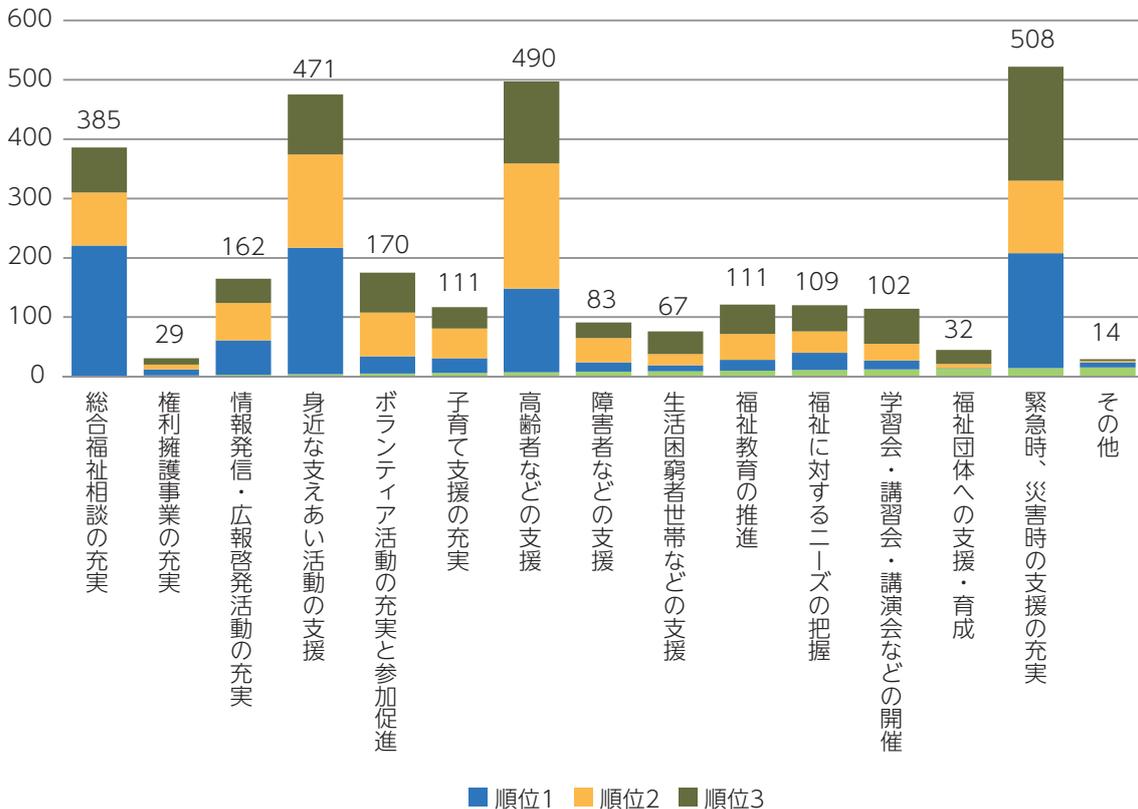
## 調査項目 問10 隣近所の支えあいについて



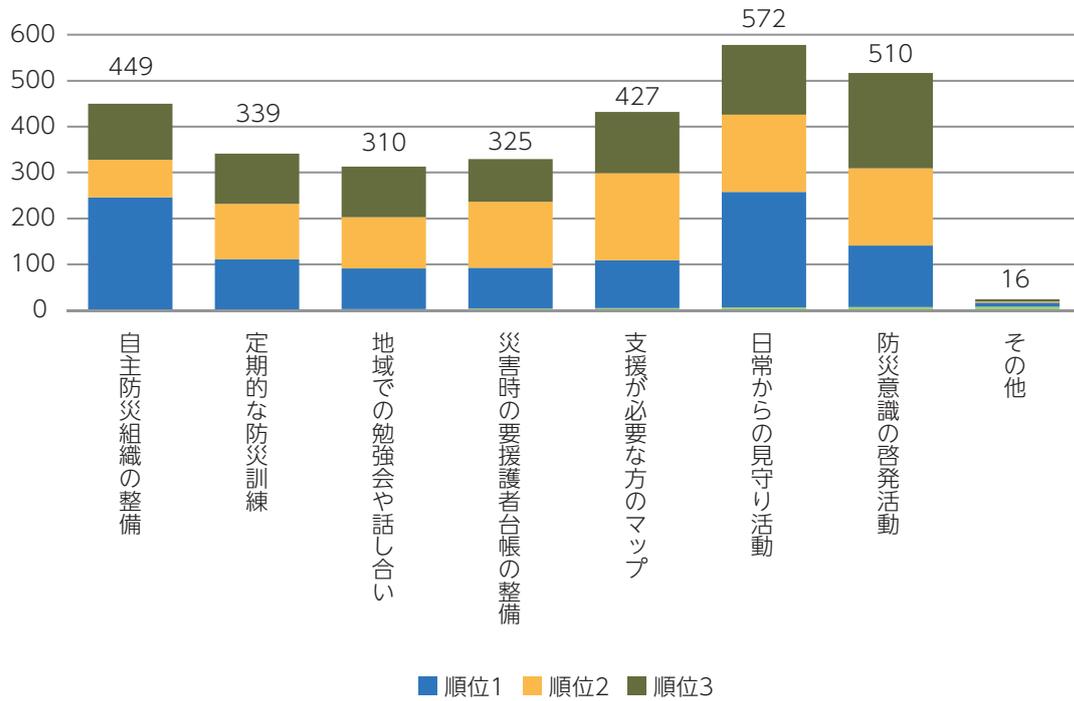
調査項目 問11 あなたができることについて



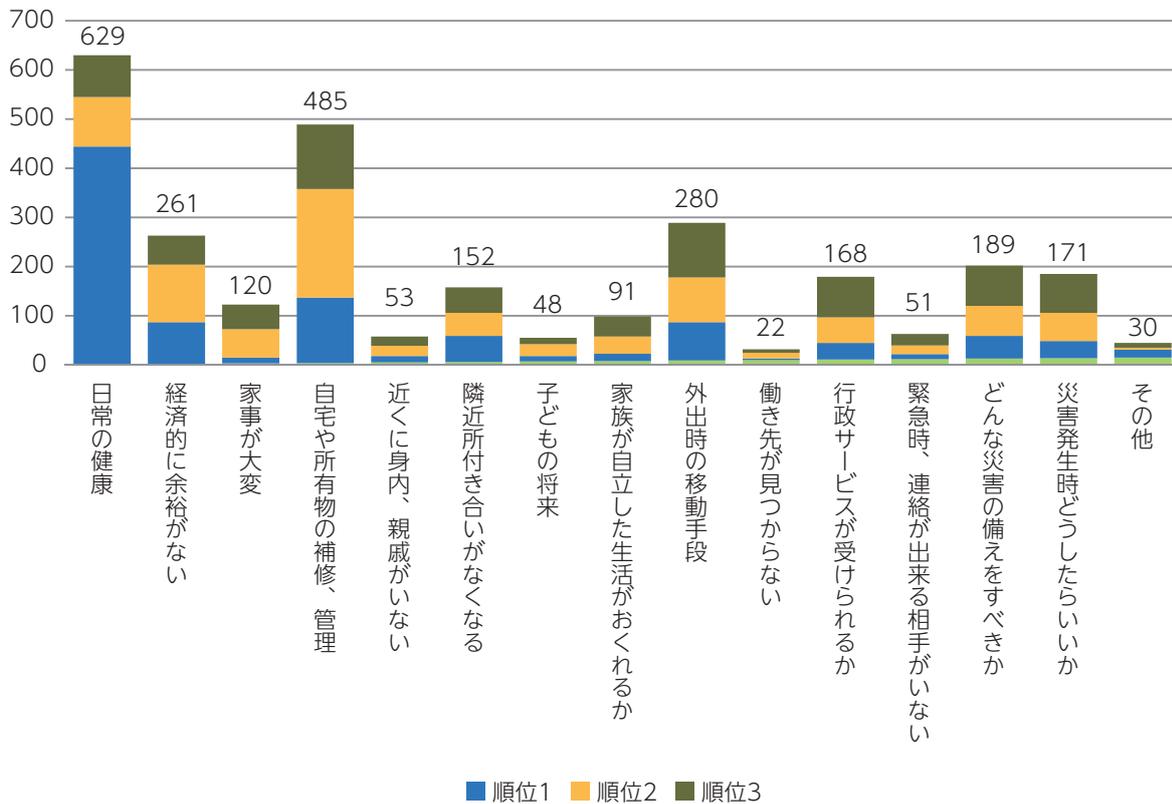
調査項目 問12 地域に必要なだと思うことについて



調査項目 問13 災害時の支えあい体制づくりに必要だと思うことについて



調査項目 問14 今後(5年~10年)不安に思うことについて



**問14 あなた自身、また、あなたの地域において今後どのようなことが不安になると思いますか。****【防災・防犯】**

- ・IHの暮らしなので、電気がストップすると大変。
- ・川の氾濫(2名)
- ・水害が不安
- ・避難場所や退避方法が確立されていないので何に対して避難するのか回答が難しい。
- ・原発事故が発生したら東海から30km圏内に入り全市民約27万人が避難出来るのか、受け入れ県市町村に行く事が大変だ。
- ・防犯

**【地域関係】**

- ・地域の中で活発に女性の会、その他地区の行事には多勢の仲間を誘い活動をしているので先のことは考えられない。
- ・地域として引きこもりを少なくする。この問題をどのように解決するか。
- ・60歳まで働いて殆ど留守宅ばかり、仮に変な人が来たとしても助けを依頼出来ないと思う。
- ・町内花壇の維持、町内会そのものの存続(29世帯中15世帯(約半数)老人の日の対象者が居るか、老人のみ)市民運動会への参加が近い将来問題になってくる。
- ・小学校、中学校でのいじめによる不登校や自殺が減らないし、職場や社会にも拡大してくるのではないと思われる。隣近所のおつきあい、町内会に入ってこないなどが一因ではないか。
- ・高齢者が多く、役員や班長を嫌がる、出来ないと言う。
- ・団地の少子高齢化
- ・高齢者ばかりになる
- ・高齢化に伴い町内会の役回りが負担になり脱退者が増えそう。
- ・高齢者家庭が増加して町内会組織が維持できるかどうか。
- ・戸建ての団地だが、お互いに挨拶程度で行き来の繋がりはない。
- ・町内会の存続(高齢者の増加)
- ・地域内の除草作業や公園の管理
- ・若い世帯が増えてくると、付き合いが希薄になってくる。これはしかたのないことかも…?

**【生活関係】**

- ・記憶力の低下
- ・弟が一人暮らしをしていて生活に不安
- ・まず生活の基本が出来るかです
- ・人口減少により、バスの便の減少、近隣スーパーの撤退。医師の高齢化による近隣病院の廃業。
- ・認知症等でお金の管理や財産の管理ができなくなること。
- ・田畑の管理
- ・農地の管理

**【その他】**

- ・②と④は経済事情が関係するので同じだと思う。
- ・子どもたちが近くに住んでいるので、また、来るので心配はない。
- ・日本人とは異なる人種の人々を町の中あるいは地域でよく見かける。旅行者ではないこれらの人々を安易に日本は受け入れるべきではないと思います。

## 問15 あなたの地域で行われてる地域住民による特徴的な活動や工夫している行事等

- ・ 敬老会(2)、一人暮らしの食事会(3)
- ・ 家庭内の不用品を持ち込み安価で提供するリサイクルの場を設け、その運営を担当している活動があります。
- ・ 五軒地区防災対策委員会による「五軒地区防災・交通安全のつどい」
- ・ サマーナイトコンサート&ふれあいまつり、わいわい五軒文化祭
- ・ 親睦のため、年に2回日帰り旅行(高齢者クラブの集い)
- ・ 保和苑清掃新荘地区全クラブ
- ・ 特徴工夫特になし
- ・ 町内の花壇の手入れや整備を協力しながら行っている。
- ・ 一人暮らしの方の身の回り、話しかけ
- ・ 週に1度夜警活動をしている。
- ・ 自分の健康のためにシルバーリハビリ体操を17年間教えているが、痛いところが出てきて健康に不安がある。女性の会、老人会に参加して交友を広めている。
- ・ 町内会総会(年1回)、役員会(年4回以上)資源ごみの回収月1回、市民運動会参加、新年会(15~20人参加)、民生委員との連携、別雷皇大神秋季例大祭、みこし渡御(11月3日)、お旅所設置(懇親会開催)
- ・ 夏まつり、公民館まつり等地域の人が集まって楽しく過ごす時間を作っている。
- ・ 閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者に外出の機会を与えるために、気軽に参加できる交流の場「ふれあい交流サロン」を年9回、会話、健康体操、ニュースポーツ、情報交換の場を行っております。
- ・ 集団資源物回収、町内旅行(主に高齢者)
- ・ 敬老会、ふれあいランチはどこでも同じようです。高齢者クラブでは、綿あめ機をお借りして子供たちにまつり等で喜んでもらっております。
- ・ 夏まつり、敬老会の式典、町内会総会、住みよいまちづくり、社会福祉協議会との合同新年会など。地域の小学校の生徒との炊き出し訓練、地域の市民運動会。
- ・ 毎月23日に行っているぴんころ地蔵の縁日
- ・ 年に1度ですが、商店街店主さんが主になってバーベキュー大会が開かれ、高齢者、子どもたちが楽しめます。
- ・ 今年の国体のボランティアの参加を積極的に参加しています。多人数で最低2回程参加予定です。
- ・ 出来る限り住民同士で安否確認をするようにしています。
- ・ とにかく幅広くあいさつを交わすよう話し合っています。
- ・ 1年に1度の高齢者と小学生とのふれあいランチ
- ・ 前は子どもみこしなどありましたが、今は…。中心になっていた方がリタイアして。
- ・ 消防訓練の実施
- ・ 隣近所の付き合い、顔出し等
- ・ 敬老会の式典、市民運動会
- ・ 町内会長と民生委員との連携が充実している。
- ・ あじさいまつりがあり住民同士の会話があり、いろいろな有意義な会話ができる。
- ・ 町内会として親睦会として小旅行に行く。(県内の施設めぐり)
- ・ 空家、借家があり、路地等の除草、庭木の伐採等をしているが、高齢化して今後心配している。市の指導では、空家の庭木は関与せずとのことと言われたそうですが、40~50年間放置しては、いかがですか。これからも増加していきますね。

- ・年に2回集会所にて食事会を開き、2時間くらい懇談してコミュニケーションを取っている。町内の人の近況などが分かり役に立っている。
- ・廃品回収
- ・各班とも高齢化が進み、協力体制が取れない状態。役員改選が出来ない(受け手が皆無)
- ・地区夏まつり、市民運動会
- ・年1回町内の清掃
- ・当町内会は19班(146名)で成立し一年交代で担当し、年度始めに班長と打ち合わせをして、まとめ役を依頼し班内の管理をしてもらい何か問題が生じた時は会長と相談があり円満に解決し、班長と話し合っって今後の参考にしている。
- ・発電機(町内会所有)を使い井戸水の活用
- ・従来どおりの体制、活動では時代に合わない。時代に合った体制、活動に試行錯誤し取捨選択しながらすすめるべきと思う。
- ・他の地域と比較できないのでよく分かりません。
- ・子ども会への活動支援
- ・ふれあいサロン
- ・地域の清掃作業及び当番制の実施
- ・年1回の納涼会を開催して地域の方々と交流しています。
- ・安否確認を兼ねた町内女性茶話の開催2カ月に1回
- ・町内自主防災組織、災害時の要援護者の整備
- ・公園管理(除草など)
- ・老人クラブを続ける
- ・ふれあいでんわ
- ・まつり、運動会
- ・地域の高齢者が市民センターに集まりシルバーリハビリ体操、アコーディオン伴奏での童謡や懐かしい歌を歌い、お茶お茶菓子を頂きながらおしゃべりをする。
- ・年に2回の道路(歩道)の草刈りやゴミ拾い
- ・月1回のサロンを開いて集まって話し合い、輪投げ、軽い運動、おしゃべり、お茶会など
- ・堀原小学校では地域住民の会で災害時どの様に行動するのか教えてくれる「学校へ泊まろう」という活動を毎年5・6学年を対象に行っています。
- ・時間限定の見守り活動(地域の目の運動として各戸が実施)。具体的には(防災対策)15:30-16:30まで玄関の半開き、門扉の半開き
- ・個人の自宅や高齢者クラブ員による「たまりば」
- ・堀原火の国まつり、町内にある稻荷神社の子どもまつり、初詣
- ・町内で月1回、資源ごみ回収を30年はしております。
- ・火の国まつり×3
- ・火の国まつり、運動会、地域全体での一斉清掃
- ・一人暮らし高齢者との交流会、いきいき健康クラブ、堀原ラジオ体操
- ・お散歩パトロール
- ・水住協を主体に地区会のボランティア活動、全般行事の推進リーダー確保が困難である。
- ・通学路で子供の見守り。備前堀灯籠流し。防災訓練。女性会の炊き出し訓練。小学生との交流会。小学校での昔遊び交流会。名刺交換会。その他。
- ・資源ごみ回収

- ・町内親睦のため、お祭りを25年も続けている。(子ども神輿、模擬店、バザー、ゲーム、最後にビンゴ大会に盛り上がる)
- ・町内会を中心に年1回のお祭り開催。子ども神輿巡行、模擬店、バザー、ゲーム等で地域住民の連帯意識の向上やコミュニケーションの推進をはかる。
- ・資源ごみを出す時、高齢者の方のゴミを自宅まで取りに行く
- ・ふれあいサロン
- ・ふれあいサロン(お茶を飲みながらの話し合い、日常生活で注意したいことの話、体操、ゲーム、合唱等)
- ・毎月行う集団資源物回収時に町内会内のコミュニケーションに気を配っています。市広報誌を配布(月2回)町内会の様子を観察しています。
- ・安全親睦のため毎年6月防災訓練、7月夏まつり、9月敬老会、10月運動会
- ・数年前、町内の見守りについて話し合いました。
- ・支部活動の目標※歴史の町の継承については6年生児童との城東の歴史を聞く会、サロンでは1年生との交流会などを行っています。※声掛け運動については、隣近所のあいさつと回覧は手渡しに力を入れて活動しています。
- ・「回覧は出来るだけ手渡しで」を推進している。小学校の空き教室を利用した「ふれあいサロン」を実施している。
- ・小学校でのふれあいサロン
- ・見回り(夜間帯)
- ・城東をよくする会、城東ふれあいまつり
- ・地域の小学校で実施している「ふれあいサロン」(65才以上ならどなたでも)、「市民センターでのコスモスの集い」(65才以上独居老人)の時等、その時々参考になるお話を講師の方にしてもらっている。
- ・防災訓練、夏祭り、敬老会、運動会
- ・近隣町内会(5町内)のゴルフコンペ、特徴的では無いが新年会、花見、総会時の懇親会等
- ・ゴミ集積所の管理を順番で行っている
- ・近隣の5町内でゴルフコンペを実施しています。新年会や花見、総会後の懇親会を実施。でも出席の方はいつも同じで高齢者が多く全員出席は難しいです。
- ・防災訓練や高齢者サロン、子育て広場、小学校と地域住民一緒に行うふれあいまつり等々、声をかけあい顔見知りになっていけるところ(行事を通して)
- ・年に一度の防災訓練、年に一度の敬老会
- ・環境清掃等に於いて問題点、心配点連絡網の話し合い。
- ・ふれあい電話=安否確認を含め交流をしている。ふれあいサロン=小学校の教室にて交流している。
- ・ひとり暮らしの高齢者の方に電話をかけ話をしたり、安否確認等をしたり、食事会を開催したりしています。また月1回、高齢者の方々が集まって楽しめる「ふれあいサロン」を開いています。
- ・城東ふれあいサロン
- ・十数年前に分譲地を購入し入居した人、賃貸、アパート入居者、菓子事務所等へ入っている人が多く、町内会としてまとまりが無い。また高齢化によって会長の受け手がないので困る。
- ・避難訓練(2年に1度)、町内会バーベキュー(毎年)
- ・女性会による一人暮らしの高齢者に対する安否確認。小学校の空き教室における高齢者向け歌やマジック等のイベント
- ・横山大観誕生の地、常陸山誕生の地記念公園等の除草、清掃を年4回程地域の住民で行っています。
- ・独居老人との食事会

- ・敬老会
- ・小学生対象に昔話を聞く会、三世代交流で昔遊び等で交流を図っている
- ・高齢者との食事会
- ・高齢者(ひとり暮らし高齢者含む)が増えたため、月1回のお茶会を開催(10人程度)
- ・おしゃべりサロン
- ・資源物収集
- ・桜を観る会(4月)、おしゃべりサロン(時々)
- ・イベントの開催により住民相互の理解を深めている。
- ・中学生の地域の行事への参加(ジュニアリーダーズ)
- ・敬老会、すごろく大会、おしゃべりサロン
- ・子育て広場、あいさつ運動、おしゃべりサロンなどしておりますが、まだまだPR不足だと思います。まだまだ工夫できると思います。
- ・公民館で月1回梅ちゃん会(サロン)を開催(参加人数は役員を入れて35-40名)。毎回、歌・ゲーム・体操等を行っています。80歳前後の方で中には90歳代の方もいます。皆さんとても楽しみにしています。
- ・子育て支援のキッズランド、ヨガ教室、クリスマス会、読み聞かせ、七夕飾り等楽しめる時間を作っています。
- ・学区内で町内会別、女性会、高齢者等協力して運動会や防災避難訓練、ふれあい祭りなどを行っており皆さんとても楽しみにして行事に参加しております。
- ・年1回の地区(小学校単位)の防災訓練。三世代交流スポーツ大会。芸能発表会の開催
- ・ふれあい祭り。地域住民が市民センターの会場で触れ合い、会話ができる。一堂に会する場が見出しにくいので、この事業は大変良いと思っている。
- ・ふれあい祭り、防災避難訓練
- ・ふれあい祭り。一人暮らし高齢者の会。防災訓練
- ・児童公園の清掃を公園協会のものだけでは足りないので有志(町内)が年に2.3回草むしりをする
- ・敬老の記念品配布を郵送にしてはどうか。
- ・地区行事はかぼちゃまつりが子どもから高齢者まで参加。歴史も出てきた。
- ・年末には町内の家族の方々と集まり懇親会を行っています。
- ・三世代交流レクリエーション、輪投げ、スナックゴルフ、毎年春に実施継続。昨年まで夏祭り実施(三世代交流)
- ・石川地区コミュニティは若い人が役員に入り会長を助け活発に活動している。この状況を知らない人が多い。
- ・石川かぼちゃまつり、桜を愛でる会、ふれあいまつり
- ・市民センターを活用したサロン活動。市民運動会。かぼちゃまつり(地域の幅広い人を対象とした行事)。敬老式式典に代わるスマイルコンサート。
- ・サロン活動、カラオケ、クリスマス会
- ・月1回廃品回収を行っている。
- ・ふれあい食事会、ふれあいサロン、敬老会、オセロでふれあい交流会、通学児童の安全確保のための警ら活動、子ども食事、子どもサロン。
- ・年8回一斉清掃、廃品回収、報奨金各班へ還元
- ・三世代交流を意識している
- ・月見会、花見会、そばづくり体験(種まきから収穫、そば打ち)
- ・子育て広場支援(雑巾、ウエス、タオル)等、寄付を頂き女性会員に(小学校、保育所、施設に届けている)

- ・私の町内では①総務広報②スポーツレクリエーション③生活環境④福祉厚生 of 専門委員会を設置し、活動をしている
- ・赤塚小学校との共催の防災訓練、ふれあいコンサートの開催(2年に1回)小学生邦楽部の演奏あり
- ・地域住民とのコミュニケーションを深めるため、月1回イキイキサロンを行っている。
- ・住民が自主的に出来る範囲で道路のゴミ拾いをしている。地区の人々が比較的自由に使える公民館を皆が大切に、手入れしたり清掃したりしている。
- ・米寿祝対象者に記念品を渡し合わせて安否確認を行っている。地区ごとに特色のある「ふれあいサロン」を実施している。
- ・小学生のいる家庭の子供が十五夜の時に一軒一軒廻ってくるので子供の数と顔が覚えられるが、中学生以上になると接点がありませんので、十五夜の行事は貴重である。
- ・よく見えていない(実施しているかもしれませんが)
- ・定期清掃
- ・ふれあい上中妻、防災訓練
- ・夏祭り、運動会
- ・防犯パトロール(高齢者による)
- ・防犯連絡会、ふれあいまつり
- ・市民運動会の参加を促す為に「くじ抽選券」を回覧で配布
- ・市民センターのクラブ、教室の発表会を地域のお祭りとして支援し、地域をあげてふれあいの機会とする。(子どもたちが成長して、また生まれた土地に戻ってくる事を願って開催している。)
- ・草取りと花植え等、それも一部の人に限ります！
- ・住民からの活動や工夫はなし。一方的な社協支部の説明で動いている。
- ・地域の夏まつりの実施
- ・夏まつり、地域パトロール、ふれあいの道の草取り
- ・4・5年前より夏休み期間に地区内の公園にてラジオ体操を行っています。体操前には公園内外の空き缶やゴミ拾い等を行いコミュニケーションの場ともなり他町内の方々も参加しています。
- ・有志による草取り、ラジオ体操(夏休み期間中)
- ・地域住民の方とは平日頃よりお付き合いがあつてこそ、先の事等の話し合いなどフランクに語れるのです。
- ・ご近所あんしんネット、隣近所の人による安否確認・声掛け
- ・社協が中心での行事では一人暮らし食事会、煮物は心を込めて、しっかりお豆も炊き、けんちんそばも喜ばれます。一人で生活している高齢者だけなので家族のいるお年寄りも参加したいと言われます。
- ・地域住民のボランティアにより、年3回市道・県道のゴミ拾い活動を行っている。
- ・女性防火クラブの一員として各イベント・研修会に参加している。
- ・市民センターは活動の拠点です。市民センターの職員の方々の気配りは素晴らしいです。高齢者向けの食事配達など喜ばれる行事があります。
- ・野焼きや草刈りの後にお茶を飲みながらの情報交換等
- ・町内会全体の親睦会及び各班(7班)毎の親睦会を毎年実施している。月1度の町内の美化運動の清掃と併せて情報伝達を各班毎に行っている。
- ・春、秋の年2回町内の班会を道路の安全な所で10～20分位気づいた事、お知らせしたい事などを話し合っています。
- ・町内清掃
- ・敬老会、一人暮らし高齢者等との食事会、ふれあいサロン
- ・年に一度、班ごとの集まりを行い親睦を深めている。

- ・年3回全世帯参加して除草作業を行う。ゴミ置き場も5戸づつが1組となって1年交代となっており、いつもきれいです。ただし高齢世帯が多く心配な日々です。
- ・おしゃべりサロン月に1回、年2回一人暮らし弁当宅配
- ・夏まつり、女性会・自治会の手作りの模擬店が好評です。笠中生徒たちのヨーヨー、支援センターひだまりかさはらの出店等もあり、最後に抽選会もあります。
- ・町内会の中で緊急連絡網を作成しています。いつでも内容の確認が取れる様になっておりますが、町内に入っていない方には、声を掛けるように心掛けています。
- ・年一度の防災、災害等の訓練
- ・新年会、月1回の清掃活動
- ・防災訓練、ふれあい祭り
- ・割り当てによる①資源ごみ回収②月1回 公園清掃、夏休み期間に週1回 小学生～大人の集団ラジオ体操
- ・市民運動会、みんなのお祭り、防災訓練
- ・スクールカウンセラー、地域での子どもの見守り
- ・災害時等の支援体制の整備(要支援者と支援者を決め、普段から声かけをしている)。町内会に入っていない世帯をまわり入会促進を図っている。
- ・防災訓練、防犯パトロール、まつり、市民運動会
- ・市民運動会、秋まつり、敬老会(記念品の配布)、ひとり暮らしの食事会、防犯パトロール、地域の清掃活動
- ・首都圏地震の為の防災訓練及び他県の実施状況の見学及び聞き取り。防災倉庫の整備(飲料水、乾パン、他)
- ・防災組織の設立及び運営。秋まつり等の地域活動。福祉活動(寝たきり、一人暮らしの高齢者の見守り・支援)
- ・地区における防災訓練だけでなく、町内会で防災物置を設置して備蓄し、備えているところがあり防災意識が高い。
- ・公園の落ち葉掃き。高齢者と幼小中学生との交流。小中学生全員+高齢グループ「昔あそび」。昔生活(日常の洗濯・草取り・カマの使い方)。戦争体験等。
- ・一人暮らしの食事会や年賀状配布。地域住民との防災訓練や秋まつりの交流会。道路・公園の清掃作業。子育て支援。歩く会。
- ・地域における定期的な防災訓練。夏休み、冬休み期間に小中学生の防犯パトロール。東部公園の掃除(秋)、国道・市道のゴミ拾い。
- ・あいさつ運動、月2回小学校・中学校・幼稚園(7:30～8:00)
- ・防災訓練及び勉強会
- ・町内会
- ・毎年地域にて防災訓練を行っている。ふれあいまつり等。
- ・自治会主体の祭り。防災訓練
- ・一度閉じた高齢者クラブを設立した。独居者及び高齢者が増える現在、少しずつではあるが、少人数から始め3年目になりました。
- ・夏祭りと秋の体育祭の実施
- ・独居老人のお食事会や三世代交流会等
- ・防災マップを作成中(1/3,200 A3サイズ)住宅地図をベースとし、全住民、防犯灯、路巾、水路、水源(井戸)、避難場所、緊急物資内容と量、連絡網…etc.地図1枚で町内の防災・環境の概略が分かるようなもの

- ・高齢者のリハビリ体操及び脳トレ体操(月1回)、年2回そば・うどん会、日帰り旅行年2回1泊1回、町内会全体年1回、7月夏祭り大会(35年間継続して実行している)
- ・吉沢まつり
- ・何が行われているのかよく分からない。(町内会入会2年目)
- ・夏祭り、子育て広場、敬老記念品配布
- ・年1回防災訓練を町内でやっている。
- ・我団地ではボランティアによる見守り隊がある。(昼と夜の)
- ・町内会夏祭り、団地内子供会活動
- ・11月頃に防災訓練が考えられ、順に企画を進めておられる。
- ・地域の一斉清掃草刈り、年3回と冬場に落ち葉清掃。公園内ゴミ箱及び周辺のごみ収集を毎週日曜日に担当者交代で行っている。
- ・誰でも参加出来る町内活動(町内神社の例祭・町内総会)を通じ、町内の情報キャッチ、高齢者クラブの会合を2カ月に1回開催。各種情報の共有化を推進しており、成果を得ている。
- ・地域住民のコミュニケーションを図るお祭り、スポーツ大会等
- ・ふるさと酒門まつり
- ・福祉施設の園庭をお借りして夏祭り大会を実施している
- ・親睦会、旅行会等の実施により、住民同士の支えあい活動を行っている。
- ・防犯パトロール、地域内コミュニティ(ラジオ体操・毎日)
- ・地域住民の協力活動による生活道路清掃活動。農道の清掃活動やゴミ集積所等の点検や補修の実施(業者ではなく自主的に、お金ではなく個々人の力を活用している)。
- ・特別な活動ではないが、地区敬老会の開催、地区運動会の開催、ひとり暮らし高齢者の食事会、地域の祭り等は開催している。他に自治会活動として、1回/月のゴミ拾い、防犯パトロールは実施している。
- ・地区ごとの出前サロン(年1回)
- ・高齢者によるグラウンドゴルフの実施やサロンの開催
- ・地域独自、高齢者クラブ月1回のサロン
- ・高齢者健康保持のため、出前サロン等の開催
- ・シルバーリハビリ体操などを行い、体力維持や地域の交流を深めている。(地域住民全体が参加は難しい)
- ・町内会を4班に区分けし、公園・駐車場・共同墓地を1か月毎交代で清掃を実施
- ・毎月1回当番を決め、資源ゴミの回収作業を実施、町内の経費に充てている。町内2か所においてサロン活動を実施し、交流を計っている。
- ・地域の見守り
- ・神社、センター等の清掃。小学校の清掃、食事会等の参加
- ・ふれあい食事会(65歳以上)、独居老人(70歳以上)にクリスマスプレゼント
- ・独居老人に対しての安否確認、声掛け。互助扶助の推進。
- ・アヤメ、あじさい、バラ等の摘み取り(子供会、町内会、高齢者)保全体との連携で、今年はトウモロコシ、枝豆を集会所で茹でて皆で頂きました。他に旅行会、菊まつり、新年会等も行っています。
- ・どんな活動、企画をしても本当に来て欲しい人は参加しない、役員と同員をもとめた人のみで困る。
- ・殆ど家から出ず、また隣近所の付き合いをめんどくさがる人が多いので活動をしてしまった人しか参加しない。輪がひろがりにくい。
- ・毎月第1日曜日に自宅前の道路の清掃を実施、ご近所とのコミュニケーションをして絆づくりを実施している。
- ・資源ゴミ回収、ふれあいまつり、清掃活動、元旦祭、節分祭

- ・できるだけ省力化している。
- ・無人のアパートの樹木や雑草が生い茂り、道路を通る時不安になる。近所数人が集まり、道路においかぶさる枝や雑草を取り除いた。
- ・年1回くらい防災訓練
- ・年に1回の草取りは基本全員参加なのでその時ぐらい!
- ・渡里湧水群を活かす会、地区のおまつり、神社の節分祭やお田植祭、子ども会は少なくなったが、市民運動会やふれあいまつり、住民の会各支部が行う行事など各行事には老若男女関係なく参加者が多いと思う。イベントによっては地域以外の方や外国の方の参加もある。
- ・ふれあいまつり(そば打ち、カラオケ、ゲーム等)(4)、子育て広場(女性会、住民の会ボランティア)、ふれあいサロン(一人暮らし高齢者)
- ・住民が参加する湧水事業が渡里にはあります。月に一度の活動でも1年に12回顔を合わせれば強いつながりができ、顔見知りになることは特に災害時に安心につながると思うので沢山の人の参加を願っています。
- ・ごちねっと
- ・地域住民が集まり「渡里湧水群を活かす会」を5年前に結成し、月の第2日曜日及び第4水曜日を活動日として50名近くの人が集まり、竹切り等し、田野川付近の整備をしている。
- ・地域の清掃(特に路上におけるゴミ(缶・ペットボトル)、歩道の草の除去)
- ・御田植祭(7月)の神輿渡御
- ・清掃活動を始めとする複数のボランティア団体が存在し活躍しています。何よりもリーダーが重要です!!
- ・以前、子供会でやっていた資源ゴミ回収を有志が引き継ぎ、得た利益を年1回「夏まつり」として地域の子どもたち向けに行っていること。ゲームや綿あめ、焼きそばなど無料で参加できる。
- ・1年に2回ゴミ拾いと除草作業を毎年多くの人参加(年々多い)。親の代では参加しませんでした。自分の代になって初めて解りました。
- ・蛍の保護活動。盆踊り大会。水田維持の会(用水路の草取り)
- ・地域結束の為、年一度の夏祭り
- ・上国井地区では4月に薬師寺の花まつりが約50年ぶりに昨年から復活。今年は2回目で盛大に行われた。これを継続させ子どもとシニア世代の交流の場としたい。冬の12月にも歳末ふれあい会を今年から始めようと思う。
- ・小学校PTA主体での防災訓練。ご飯の炊き方やシェルターの作り方など実践しています。
- ・年1回独居老人を招待し、食事会を開催
- ・常会参加での集積所(ゴミ等)の清掃、草刈り、地域周辺のゴミ拾い等
- ・特別な事とは分からない。一人暮らし高齢者の食事会、ほのぼのサロン等はやっています。どこの地区でも行っているのでしょうか?
- ・道路のゴミ拾いや市民センターの草刈り
- ・年中行事として竹箒作り、また地元神社の清掃、センター周辺の清掃
- ・年2回程、町内会員で小枝払い、草刈り(道路等)をしています。地域の市民センターの草刈りも年2回程行っている。(実践会、女性会、社協、教室利用者等)
- ・いとみまつり
- ・独居老人食事会(ふれあいの集い)、幼稚園・小学生とのふれあいがある
- ・特にはないが自主的に、小枝払いなど行い周辺の整備を行っている。
- ・昔から伝承している稲荷神社、不動尊へのお田植祭など年5回地域住民によりご祈禱を継続して行っている。その後で集会所にて歓談などしている。ただ若い人達が忙しくてなかなか参加できないのが残念である。

- ・ほのぼのサロンでお茶会を開いて、月1回行っている。手芸をしたり、畑にかぼちゃやネギ作りもしていて安く売る。
- ・バーベキュー(三世代交流)。敬老会
- ・安否確認の声掛け。緊急時、災害時の高齢者の避難援助。
- ・地区全体で行う老幼若集いのまき餅祭がある(年1回)。その他、運動会・お月見会・文化祭・敬老会など
- ・一部では災害時、一人暮らし・障害者等に対して助け合う関係が出来ている所があります。これを地域全戸に拡大して行くのにはどうすれば良いか、どこが主導的に動けば良いか各組織共、明確な答えが出ていないのが現状でしょう。
- ・私の地域は純農村地域のため、老人達の田畑の管理の手助けとして営農組織がつくられ農道や田畑の管理を手伝っている。
- ・高齢者クラブへの加入活動。町内活動で親子で楽しめる行事(公園での花火大会等)
- ・年に一度住民の親睦・交流をはかる「ふれあい広場」(祭り)を開催
- ・地域交流グラウンドゴルフ大会
- ・敬老会
- ・日頃の会話に緊急時の事を取り入れている。
- ・おおばふれあい祭、防犯パトロール
- ・ふれあいまつり、市民運動会
- ・毎年11月にふれあいまつりを実施している。
- ・子供たちの登下校の見守り、夜間パトロール
- ・グリーンパトロール
- ・介護予防、認知症予防
- ・夏祭り(祇園祭に子供会、青年会、自治区が協力して実施している)、三世代交流会の実施、役員による春・秋に神社にて祭礼を行っている。
- ・グリーンパトロール、介護予防事業(シルバーリハビリ体操、いきいき健康クラブなど)の自主運営
- ・地域自警団グリーンパトロール隊は70歳以上の隊員がほとんどで学童通学時の立哨や地域内パトロールを行っている。隊員の健康にも良いし独立しない。また災害時にも頼もしい活動が可能。10年位、厳冬期を除き近くの公園で約20名の高齢者が胸章をつけてラジオ体操を行っている。体操後のコミュニケーションも貴重で、このメンバーは色々な事で助け合っている。夏休みに30日も出席した小学生に対しては表彰状を与えたり、中には91歳・87歳の人もいて毎日出席している。健康に良い事はもちろん高齢者がお互いにコミュニケーションを図れる。他地域もやると良いと思う。
- ・おしゃべりサロン、自警団の方々の地域見守りや学童の見守り、ゴミ拾い活動
- ・小学生の登校時グリーンパトロール(見守り)をして頂けること大変助かっています。
- ・自治会と連絡をとり災害時を想定した防災訓練を実施予定(11月)
- ・毎年子どもみこし祭を通して地域住民が協力し合って準備にあたり、住民の交流の機会になっている。定期的なゴミ拾いの実施時に皆で作業しながら交流の機会を持つことが出来る。
- ・老人会への入会を勧める
- ・年に一回の三世代が集う秋祭り実施。28年間続けている。
- ・地域住民全員で祇園祭を年に一度実施している。高齢者の日帰り研修旅行を年に一度実施してる。
- ・地域の繋がりが希薄にならないよう地域の行事(資源ごみ回収、三世代交流会、クリーン作戦、地区の総会、新年会、公園の清掃など)を地道になっている。
- ・月一回(第一日曜日)のクリーン作戦
- ・以前は運動会、収穫祭等を行い、三世代交流があったが現在は集落全員が集まり楽しむ事はない。

- ・現状、手探り状態、状況把握中につき無しと考える。
- ・神社清掃
- ・地域において三世代ふれあいまつりを実施。高齢者、児童、生徒を招いて、餅つき等を実施している。(協力者=婦人部、子ども会、スポーツクラブ、区役員等)
- ・集団資源物回収の行政区(地区会)での実施。子ども会→町内会に変更
- ・初歩的な自主防災組織を町内に作った
- ・地域協働学校、中学3年生との地域交流学習
- ・高齢者クラブ月に数回、健康の為・体力増進の為に体操、輪投げ、卓球等を実施しているが人数が少なくもっと参加人数が多くなるようにしたい。

## ■ その他、ご意見やご要望

### 地域福祉の問題点・課題・要望について

- ・「地域福祉」の活動が良く見えてこない。
- ・若人が参加して協力してほしい。
- ・後継者がなく苦勞しています!あと3年が限度と考えています。どうしたら良いでしょう(民生委員です!!)
- ・出来るだけ公共施設に頼らないで隣近所で助け合いながら高齢化社会に対応したいと思っておりますが、なかなか皆の意識が盛り上がりません。
- ・町内会加入者が減り社協会費の納入が減り続けることが課題になると思います。現在、活躍してくださっている方々の高齢化、指導者育成と人材を見つける事に社協は尽力を尽くされることを期待いたします。
- ・各団体の横のつながりがどのようにすればつくれるのか。地区をまとめるチーフはどなたか。世代を引きつないでいくために、子供会のない現在どのように努力すべきか。女性の会の活躍に感謝いたしますと同時に高齢化しているメンバーさんの負担が大きいのではないかと思います。
- ・地域住民、隣近所付き合いは減少傾向にあるとおもわれ、災害時対応、防犯、健康推進の観点からも改善が必要と思われれます。
- ・私の町内では色々な事をやりたいと思っても、老人が多いため内向的なのか、家の中にいる人が多いようである。
- ・地域の市民センターの行事のお誘いをしても、行きたいけれど足が無いと言われ本当に困っている人の為になっているのか少々疑問もあります。「小さな声に耳を澄ます社会にならないと弱い者からどんどん死んでゆく」(新聞)  
心にグサッと刺さりました。少しでも役に立てたらと思ひ引き受けましたが…難しいです。
- ・現在は「隣は何をする人ぞ」的な雰囲気です。踏み込んではいけない様な生活が多い様です。
- ・私も含め老人が多く、出来るだけ助け合って生活が出来ればと思っている。
- ・週2回とかデイサービスに行っているけれど家にいる時に地域と関われない人が出来ている。
- ・助け合う地域活動が必要だが住民との連携が見られない。もっと積極的に動いて欲しい。
- ・地域福祉活動は範囲が広く他組織とダブる部分が多く、それぞれの組織間で横断的の見直しが出来れば地域活動はより活性化すると思います。特に民生委員の方々との情報共有化が必要。
- ・町内会自治会等への啓発が必要ではないか?社協の事業や担当している人等に興味がない人が多いように見受けられます。

- ・情報機器の発展により個人で生活に不便さが薄れ、自治会(町内会)への関心が後退している。加えて高齢化に伴い自治会脱退する地域も増加傾向にある。従って自治会活動の募集も先細りの懸念あり、社協の活動への資金調達も行き先不安。  
現実に自治会未加入者である福祉活動(例: 敬老会、一人暮らし食事会等)資金は自治会加入者が負担していることになる。今後の課題である。
- ・親しい人への声掛けはあるようですが、本当に支援の必要な人への把握は出来ていないのではないかと感じる場合があります。
- ・町内全体が高齢化しているので福祉のお世話になることが多くなると思いますので、よろしく!!
- ・人それぞれで一人でいるのが好きな人もおられます。会合に無理に出席を勧めるのはどうかと思う時もあります。
- ・人とのコミュニケーションのとれない人は意外と多く、問題の一つです。
- ・地域・自治会活動は限界、隣近所のトラブルに対応が難しい。矢面に立てる人がいない。世帯数減少深刻。住民同士が支えあう体制づくりをするのは行政との連携・協力が不可欠。現実には難しい。
- ・アパートマンションの住人が多く、町内会未加入者が増えて社会福祉費の未納入の住民が多くなっている。町内会加入者の不満となってきたり困っている。
- ・私たちの町内会は協力、助け合いの言葉は理解しても行動に移すことが出来ない。
- ・時代が変わったか近所付き合いも疎遠になってきている状況で、助け合いが出来るか不安になってきた。
- ・町内会の脱退者が多くなり、地域住民の繋がりがだんだん無くなり近隣ともほとんど交流が無く不安を感じる。
- ・社協や福祉に携わっている方は解りますが、知らない方も沢山います。毎年募金活動していますが高齢者になり閉店や減額になってます。新規開拓しますが難しいです。
- ・社協のOBが町内会等に非協力的だったりする人もいる。残念です。
- ・地域福祉と地域との隔たりがあるようで、なかなか身近に感じ取れない様に思います。年々、敬老の方が増える中、なんと申しましても近住の対話が大事だと思います。
- ・町内会の加入率が年々下がっており、地域の連携が取りにくくなっていて、地域に住む方々の安否確認が今後増々大変になると思われる。
- ・高齢化による町内会からの脱退が増加する一方、新住民は町内会に加入しないなど、町内会組織は弱体化していく傾向にあるので、何らかのテコ入れは必要。町内会は地域福祉や社協会費集めのベースになる組織なので。
- ・借家住まいの人の動静は全く不明
- ・高齢化社会対応策を公報して欲しい。行政との連携、サービスの種類等が不明(説明不足)
- ・農業不振により後継者不足、従来の農村文化が失われつつあり、都市化が進んでいる為、極度の無関心社会となりつつあり、全て自己対応をすべき風潮が強くなっている。相互扶助が見られない。
- ・少子高齢化や多様な家族構成に伴い、各地区単位で行われていた夏まつり、運動会、また同時にプログラミングされていた防災訓練などの休・廃止や地区自治会を脱退する(特に高齢者世帯)事に、社会的孤立が危惧され、コミュニティの希薄化を招きかねない。なぜ脱退を選択するかも含め、各地区自治会の諸問題を自治会だけでの解決策は同境遇者が多いため、どうしても一方通行・消極的な解決になるので、行政を含め広い分野協力を地区単位の問題解決にも取り入れて欲しい。
- ・社協、地域福祉を他人事に考えている人が多い。
- ・独居老人が増えていく中、隣近所の結びつきが弱まっている。日本の人情の良さが社会の中で失われつつあるような気がする。悲しい死亡事件が起きないように地域福祉を充実していくことを願っている。
- ・問8 町内会長ともっと連携し(福祉講演会・研修会等)を実施していただきたい。

- ・アパート等の住民との連携をどうするか。
- ・社協の協賛金の集め方が限界に来ていると思います。町内会を抜けてもサービスを受けられるからと独居老人が町内会を抜けました。(負担が重いと)そして、自宅前にゴミ置き場を申請しました。接触を嫌って抜けた人の見守りは納得いかないという声も。若い世代は関心示さず。
- ・地域福祉の限界に来ていると思う。昔は金を出すので地域でやってください、という福祉体制でしたが、今は補助金も出ない、自分の事は自分で守るという体制になっていると思う。手助けするボランティアの人も地域の人ではなくなっている。また個人情報の観点から地域の役員も情報が分からない、民生委員だけで頑張ってくださいと言いたいです。
- ・集合住宅に住む人達(特に高齢者)の孤立化への対応を! 交通手段の不充分さが外に出る機会を無くしている。またタクシー代等経済的負担を感じている人が多い。
- ・一人暮らしの人が増えてきて、経済的に苦しい人がいたりし、その方々の手助けをして欲しい。
- ・地域自体、隣同士でも殆ど会うこともなく、地区的な集まり等もなくす方向に進んでいる為、行事に参加する人はいつも同じ人だったり、色々な役員役割を兼務している状態なので、もっと地域の人が地域活動に参加する方向で考えて欲しい。
- ・ご近所も一人暮らし、二人暮らしが殆どとなり、自分の事で手一杯。今後増々助け合いの余力は無くなっていくと思われまます。頼りたくない自己解決を望む人が多く、それでも少しでもなにか良い方向に進めばと思っています。常会という(古いまとめ)ではなく、大きさが必要かも…
- ・子供数の減少や経験豊かな高齢者の減少等で古くから行っていた行事が減り、住民同士が顔を合わせる機会が少なくなった。地域住民の繋がりが必要だと思う。
- ・地域のリーダーの方々に社協の活動内容をアピールし、理解してもらえるような啓蒙し、積極的に協力して頂けるようお願いしたい。超高齢化社会に対応出来る色々な支援が出来るならお願いしたい。
- ・人口減少、少子高齢化、価値観の多様化など困難な社会になっていく中でボランティアのパワーを高めて行政に頼らない(過度に)社会づくりを目指していきたい。その司令塔を担って頂きたい。
- ・まだ経験年数が少ないので的外れかもしれないが、社会福祉、地域福祉の主たる対応は社協とその支部が担うとか意識が強すぎ。何にでも首を突っ込んでいる様に思える。他の組織との責任分担明確化が必要ではないかと思う。

## 地域福祉推進体制(人材等)について

- ・色々な地域組織が有り、それに関係している人達がすでに高齢化してきています。このままでは、現在と同じ発想では、行きづまることは間違いないと思います。自助、共助、公助とは言いますが、地域すべての人達がどのようにすれば参加できるか考えていく必要があると思います。
- ・各相談員等を指名していますが、年齢に関係なく活動的な人を人選していただきたいと思います。
- ・社協、地域福祉に関して一般の住民の関心認知度が極めて低い、活動が見えない。組織の在り方の再考を願います。
- ・町内会が持続していけるか(脱会の要望もある)高齢により役員が出来ない等
- ・社協や福祉へ関心を持ち、参加してくださる人が少ない。どうしたらご協力いただけるか?特に、若い人達に協力をいただけるかが問題です。社協で良いアイデアがあれば提案して欲しい。
- ・高齢者が高齢者を看ている、跡継ぎを育てなくては
- ・協力する人は本当に役員のみ。残念!!
- ・社協等で人と人の繋がりをあげても協力的な人は限られて固定化してる。それも高齢化に伴い一人づつ少なくなっているのが実情です。役員にあたったとき、渋々動員されて行くだけで次に殆ど繋がらない。

- ・ 実際活動してるメンバーはいつも同じような人たちである。研修会などに参加してもそれが活かされていないように感じる。自分たちの地域内ばかりでなく、他の地域の様子も知りたいので学べる場(機会)を作って欲しい。研修なども継続して欲しい。
- ・ 地区社協支部役員へのなり手不足。
- ・ 役員選出が困難
- ・ 地域の役員になる方がなかなか見つからない。
- ・ 支部事業を実施する上での人手不足。人手と事業量のアンバランス。人手<事業量 大きすぎる。

## 地域福祉に関する提案について

- ・ ある程度元気な高齢者(独居を含め、男・女)が気軽に集まること。例えば、老人会への参加、市民センター行事への参加、ボランティアとしての行動をすることを勧めること。
- ・ 少子高齢化が進まないような対策を行って欲しい。
- ・ まず、自分でできることをやる。一人でいる人の話を聞く。何回も行って顔見知りになる。困っていることを聞き出す。支援センターに相談する。
- ・ 1人世帯高齢者後見人制度の充実
- ・ 福祉についての講演会や学習会
- ・ 「誰かに何かをしてもらいたい」ではなく自分に何が出来るか、手伝える事がないか考えている。
- ・ LEDの使い方研修会
- ・ サークル活動の活性化が重要。多くの方が参加出来るよう取り組むこと。
- ・ 地域住民が気軽に相談したりヒントを得たりするような場が身近な所に出来たら良い。その為には、住協、社協支部、民生委員等の団体へ事例の紹介を数多くして頂ければ地区としての取り組みに弾みがつくのではないかと思う。
- ・ 今後社会はますます高齢化が進んでいく。社協で行う様々な行事等を見通し、大幅な改革が必要です。世間の口など気にせず遠慮なく取り組んでほしい。期待しています。
- ・ 日頃の関心、啓発、対処が重要。本部も地域住民も、形式ではなく具体的な日常活動が大切。
- ・ 上記以外に地域の活動が高齢者対象が多いので(敬老会、ふれあい食事会等)、子ども、中高生も参加できるような行事があれば良いと思う。
- ・ 地元の様子、状況が良く分かるよう、外に出て積極的に活動して欲しい。そのためには、上に立つ方はより一層の活動が必要。
- ・ 更なる交流を祈念し、微力ながら活動を続けます。高齢者の移動手段のニーズの把握と必要に応じてサービスの創設。
- ・ 開江老人ホームの様な場所を作ること。
- ・ 長い間、社協を続けていると考えがマンネリ化し、新しい考えやアイデアを排除していく傾向がみられる。お互いを認め合える様な自己研賛が大事だと思います。メンバーが変わらないと「同じ穴のムジナ」の集まりになってしまうので、5年交代とかで広い対象にして頂きたい。なるべく地区内に経験した福祉員がいたら理解も早いと思います。
- ・ 一人暮らしや生活保護家庭の増加、どの様に今後増えないようにするにはと考えます!
- ・ 社協支部は広く意見や希望を求め、取り入れて行く事が大切です。
- ・ 地域団体による情報交換会の開催、連絡協議会等の設置。
- ・ 新しく住民になる方は町内会に入らない。どうしたら組織が出来るのか…訓練をする事は必要だと思うが、災害が起きる前には是非全住民の参加する組織を作ること。

- ・ふれあい昼食会、ふれあいサロン、敬老会等開催する会場迄出向いて行ける人が中心で行事が行われる事が多いが、毎日、誰とも会話が出来ない人に対する配慮も何か出来たらと感じている。
- ・市民センターに行ける人は多くないので、近隣住民が気軽に集って話が出来場所が欲しいです。
- ・高齢世帯が増加しており、今後は地域福祉や支援が求められると考える。例えば運転の出来ない高齢者の補助を充実させるべく整備を急ぐ必要ありと考える。
- ・コミュニティづくりが大切。まずは地域連帯の機運をつくりだすことから始まること。
- ・目先を追うことなく100年後を見据えた長期スパンでの小さな活動を積み上げることが肝要と考える。結果は皆が教えてくれる様に腹を据える事。冷たいお金ではなく温かい個人個人の力の出し合いが必要である。お金で解決するのではなく皆の力(知恵)で解消する
- ・現在の社会福祉の活動状況と行政面の支援が実行されており、当面継続実行でOKと考えている。
- ・一人暮らし老人にお食事会招待
- ・買物支援等生活支援への取り組み(サポート体制、予算面の確保、補助等)、募金に対する住民への理解を得るためのPR
- ・空巣、盗難防止のため、防犯カメラの設置が出来たらと思う。
- ・土日でも会議等出来る体制が必要。退職年齢が高くなり働きながら活動しなければならない人が多くなり、土日に行政の都合で開催できなければ活動に支障が生じている。地区センターを充実させ事務局の強化が必要。会員がもっと活動しやすい体制強化が必要。
- ・近所同士の声掛け運動で間近な関係が築けられたらと思います。
- ・私たちの身近に、困った時に相談できる場所があるといいと思う。それを周知させる必要があると思う。

## 社協事業・社協支部等について

- ・社協の事業は多くの事業があつてすごいと思います。もう少し地域の社協がしっかり話し合う機会をもって充実した行事をやっていくことを希望いたします。自分自身少し勉強不足かもしれません。反省です。
- ・問9に挙げられている活動を全て社協が行っているとしたらすごい事です。市民に周知されていない点が残念だと思いました。
- ・社協の存在が知られていない。
- ・社協さん、包括支援センターさんにはお世話になっております。町内会に加入しない、共働きでつきあいが無い、いつのまにか転居した、世帯がまわりに増えました。「相談できる場所」として頼りにしています。
- ・先日ミオスに別の団体の書類を提出に行った。入口を入れて左側とのことで行ったがどこが入口で？倉庫のような所を入れて行き場所が全くわからない。そこで2~3分ウロウロしていたら中から人が出てきて案内をしてくれたがわかりづらい。何とかして欲しい。初めて行った人でもわかるようにして欲しい。入口分からず…。
- ・介護保険もない20数年前、デイサービスや車いす、ベッドの貸し出しなど親の介護のサポートは全て社協でした。今でも心から感謝しています。今、福祉関係には沢山の民間企業が参入しているが質のバラツキがあるので指導して欲しい。
- ・先日、社協(北水会内)で相談したいことがあり出掛けました。丁寧に対応して頂き安心いたしました。
- ・社協の活動状況がよくわからない
- ・老福の役割(どんな施設)なのか「広報みと」等で常時(コーナーを設ける等)PRが必要と思う。施設名「老人福祉」印象も悪い!広報誌「みんなのしあわせ」は一部の人のみしか読まない。

- ・実態は広く判らないが概ね広くやっていると思う。
- ・社協の事業内容がよくわからない
- ・社会福祉協議会の事業、内容、詳細等が分からない人が地域に多数いる。
- ・社協主催の芸能大会等…
- ・社協、高齢者事業は重複事業がおおいのではないですか。手段を考え直して欲しい。
- ・会員の参加者が増えると良いと思います。
- ・時間があるとき、あかね荘を利用していますが、もう少し地域の方が利用したらいいと思います。いつもありがとうございます。
- ・多くの方々がボランティアに支えられて頭が下がります。行事や必要な周知等、情報が行き渡るような工夫が必要だと思います。
- ・このアンケートの結果はどのように教えていただけののですか。なかよしサロンを2か月に1回行っているが、なかなか参加者が増えない。社協の認知度を上げていかないといけないのかもしれないですね。
- ・社協を身近に感じない。我々がそう思うのだから、他の人はもっとそう感じると思う。
- ・社協の事業がこれほど沢山行われている事を知り大変驚きました。一般の人々はこれ等の事を知らないのではないのでしょうか？地域の新聞や地域のTVやラジオ等で一つ一つの事業をもっとPRした方が良いのではないのでしょうか。
- ・良く行事等を行い感謝してます。
- ・社協は地域の皆様のお役に立てていると思います。
- ・社協等について…もっと入退会を気軽に出来るようにして欲しい。現状では入会は簡単でも退会時には代わりの人を見つけなければならず、結局入ったら最後辞められない。これでは、誰もやりたがらない。
- ・ミオス駐車場照明が暗い、案内表示も判りにくい。二階窓口声かけにくい、事務職員の配置工夫してみても？窓口近くに机が無いので人が奥になっていて気付いてもらえず、用が足りず帰ってくる時がある。冷たい感じです。
- ・社協とはどんな仕事をしているか、どんな役割をしているのかそれを知る機会が少ない。
- ・社協や地域福祉の年間の計画、日程、会合日時を提示して欲しい。集まりなど急に言われても文書が来ても参加できません。
- ・行事について参加者が少なくなっても、さらに継続することが大切。一人でも参加者がいれば絶対廃止にはしてはならない。
- ・できるだけ負担のない範囲内での活動に限定
- ・事務局の人がもっと積極的に地域に参入すべきである。顔等わからない。
- ・業務範囲が広く、何をやっているのか分からない。もっと分かりやすく、住民目線でいかがか？
- ・行事、活動を中止するのは簡単である。大変だけれども継続されることに意味がある。
- ・実績作りの行事は止めてほしい。行事の為の行事で負担ばかり増える。常に見直して必要ない(重要性が少ない)行事は止める英断も必要。少子高齢化に向けて今後どの程度対処できるか自分達の力量を見つめて自分達出来る事は何なのか考え、有効な社会の力となることを願う。
- ・社協支部と福祉員との間に距離や溝を感じる。福祉員としての活動上の問題や要望や意見をだしてみても、回答を得られる事は殆ど無いようで(特に敬老会の協力について)他の福祉員(民生委員)の方々も「言ってもムダ」と諦めているらしい。支部の役員が聞く耳を持って、改革・改善できれば良い組織になると思う。
- ・地区社協は現行の行事消化で手いっぱいだという意識が強く、生活支援型への移行にはかなり大きな意識改革が必要だと思います。
- ・各事業に対して積極的に参加が少ないような気がする。何かをやるとしても事業費が少ない。

## 社協会費・運営費・助成金等について

- ・事務委託費について…冠婚葬祭の金額を会費に挿入すると決算報告が赤字になる(二軒の葬祭が発生する場合がある。高齢者が多いため(実際に発生している))
- ・支部への充実した経済的支援
- ・地域福祉活動に助成金をお願いします。毎年会員が減少し、予算が少なくなり活動に支障が出てきています。各種事業(特にサロン)等に助成していただければ
- ・社協の会費は市役所が税金として徴収すべき。(高齢者福祉がメインなのだから)町内会で集めるなら、半分取り上げるのはひどい。せいぜい2割。
- ・現在、社協会員費は町内会の会費から納めているのが大半です。今後の流れとして町内会を脱退する方が多くなると予想します。社協会員費の納入について早急に検討すべきと思料します。
- ・社協会費を町内会費から支出することを理解してもらえない
- ・社協の会費を集めるのに苦労している。社協会費が何に使われているのか理解出来ないからだと思う。高齢者や障害者だけでなく一般の人にも幸せや豊かさを実感できる社協であるべきだと思う。
- ・高齢者に対する金銭的な補助
- ・事業に対して補助金を頂いておりますが、地域の予算があまりないので補助金の額を上げて欲しいと思います。
- ・移動スーパーへの助成金交付
- ・社会福祉協議会会費として500円/世帯の徴収は必要か？

## 福祉員・福祉活動推進員について

- ・社協の事業が福祉委員22名中17名が民生委員であり、民生委員にかかる負担が多い!
- ・福祉員の委属状だけでは活動内容が把握できない
- ・福祉員の委嘱を受けたが、仕事の内容が不明である。
- ・他の福祉員はボランティア精神で地域の福祉活動を進めておられ、感謝で一杯です。素晴らしい活動をしていることをしっかり認めてあげることが大切と思う。
- ・福祉員の高齢化対策の実現
- ・福祉員、福祉活動推進員である事を示す?命ずる?何かが欲しい。
- ・福祉員の高齢化が心配です。特に渡里は子ども会が数少ないので若い人(40代~50代)が参加できる行事があれば良いかなと思います。
- ・福祉員又は福祉活動推進員の制度が国田地区には存在しない。市社協から指導されないと、その制度の内容がうまく発揮しないと思います。
- ・町内会長が福祉員であることの意識が無い。
- ・社協の福祉活動推進員は他の役も兼ねていて、忙しすぎる。もっと広く役員が増えてくれることを願う。社協の内容も皆に知られることにつながると思う。

## 行政との連携等について

- ・行政との横のつながりをしっかりしてもらいたい。行政が把握している情報が即社協につながるように(死亡、施設入居等 空き家対策)
- ・行政の仕事と社協の仕事の明確化

- ・水戸市福祉課と社協の区別ができない(理解不足)
- ・我々民生委員もまた市の担当者も年齢の制限等により変わってゆくのは当然の事で致し方のない事です。しかし、水戸市としての基本姿勢というものははっきり、しっかりと位置付けておきたいものと考えている訳です。
- ・公共施設の維持管理について、管理者が明確に表示されているものは問題ないが、例えば堤防に設置してある「ふじ棚」の管理者が誰か明確にして欲しい。

## 民生委員児童委員について

- ・民生委員の方の顔がわからないという人がいます。
- ・民生委員には見守るべき地域住民のもう少し詳しい情報を流して頂ければと思います。
- ・民生委員にとって敬老会が一番の大仕事ですが、敬老会対象者の名簿が民生委員毎に分かれていないので誰の担当か調べるのに多大の努力がかかっています。民生委員毎の名簿は出来ないのでしょうか？
- ・民生委員の役割も分かりづらい。地区の民生委員の名前を知っている方々も少ない。
- ・一般の住人にとっては誰が民生委員なのか判らない。
- ・一人暮らしになった時は若くても何年も経ち80歳過ぎても、本人から申し出がないと民生委員さん働いてもらえないのですか？

## 敬老会について

- ・敬老会の在り方について再考して欲しい。一人一人のニーズや問題点が多様化している現代で、誰もが満足出来る会などというのは期待していない。それなら最大公約数の考え方で、本人も民生委員も負担が最も少ないものと考えて欲しい。夏の暑い最中、一人ずつ訪問し、招待状を渡し、出席しなければ記念品をまた届ける。今より自分が高齢になったら出来るか不安です。独居の方は普段訪問しているので招待状と記念品(クオカードを希望している方がとても多い)は郵送する事を提案します。担当人数が多いと、それはそれは大変なのです。
- ・敬老会への予算を増やして下さい。
- ・これから増々高齢者が増えていく中、敬老会のやり方を一工夫できないでしょうか。
- ・敬老会やふれあいサロン等に参加者が少ないのは、行けない事情がある。参加したい方が行けるような工夫を今後しないといけないと思う。
- ・地域の敬老会対象者は1,800人近くいます。地域の行事や公民館の講座等に参加したくても移動手段が無いため参加出来ない人が沢山います。私も80歳です。5年後歩いて参加出来るか心配です。地域の中をミニバス運行を検討して欲しい。
- ・敬老会についての提案です。(時代とともに新しい敬老会を考えたい)各小学校区で敬老会が行われているようですが、水戸市民として同一のサービスになったら良いと思う。ある所では記念品だけ又ある地域では厚いおもてなしとなっている。これから75才以上の高齢者が増々増えることを考えると社協としての具体的には成人式のように75才の人を会場に集める(出欠は自己申告)長寿を祝う記念品は市or社協から直送とする。など。
- ・敬老会の実施の仕方
- ・社協が敬老会をやっているのに感謝しています。
- ・現在行われている敬老会行事の内容は、老人福祉法第5条の趣旨に照らして、乖離しているとともに、全国老人クラブ連合会が公表している「[〇〇年老人の日・老人週間]キャンペーン要綱」の周知や市内公共施設(市民センター・行政機関等)での関連ポスターが掲示されていないことに疑問を感じる。

- ・敬老会の準備をしていますが、町内会長達から招待状・記念品の配布を拒否されました。絆がとでも薄くなった気がしてショックです。往復ハガキ代14万円もかかりました。町内会加入離れが多いようです。(特に高齢者世帯)
- ・敬老会、金婚祝賀会、米寿慶祝等の参加率等を考えて実施しているのか？場合によっては中止しても良いのでは？自治区の敬老会の参加はゼロです。他の友好的な資金の使い道があるのでは？

---

## 災害・防災対策について

---

- ・防災、減災に力を入れるべき
- ・災害対策として防災訓練は有事の際に有効だと思うが、最終的には日頃から逃げる場所を自分で決めておき、自分の身は自分で守るを徹底させる事。また要支援者対策を誰がどう対応するのか具体策を講じておく事が必要。
- ・災害時における行動を明確にしておきたい。
- ・老人家族(一人又は二人)が増える中での災害時支援のあり方(どの様にして老人を避難させるかを考えて欲しい)特に夜間の避難について
- ・避難行動要支援者名簿を有しているが、該当者を見ると本人がしっかりしている人(現役でバリバリ働いている人)や家族で身内がしっかりしている人で申請している人が占められ、本当に必要な人がもれている気がする。ケアマネージャーを通して確認するなどはどうでしょうか。
- ・災害が起きた時、地域で支えあえて行けるような組織にしたいと思う。高齢者に日頃より防災意識を啓発する
- ・当地区において防災訓練を実施するにあたり想定できる事は地震と原発事故しか考えられない。福祉施設等では動きがあると聞くと、移動コースどこに何を使って移動するかを知りたい。全て実費を負担するのですか。
- ・防災訓練はいつ何に対して災害は何？どこに避難と何もかもグレーである。年齢層も様々な家庭をまとめていくのは子供会や育成会のリーダーを次世代の地域のまとめ役として防災リーダーを育成(養成)してして行く必要があるでしょう。
- ・各小学校の生徒を含めた訓練を年2回(春・秋)に実施したい。
- ・吉沢地区はあまり災害等が身近に感じませんが、一番の心配は地震です。その時の地域での避難等、“場所”ですが、訓練等で1、2度の練習をしてみたいです。
- ・①災害時、地域別の避難場所をもっと明確化する②災害時、避難場所に於いて住民同士互いに安全を確認出来るシステムにして頂きたい。

---

## ひとり暮らし高齢者等の見守り活動について

---

- ・一人暮らし高齢者の動静のチェック機能
- ・一人暮らしの高齢者に登録を勧めたりしてもあまり気乗りもしないし、確認のために訪問してもイヤ気をしています。あまり強くお勧めしても申し訳ない状態です。ご近所の方にお聞きすると近所の方々ともお付き合いがないという事もあります。
- ・一人暮らしの高齢者がおおくなるので、その人たちの集いの場、声掛け場を多くしていきたい。
- ・ひとり暮らしのみまもり隊の結成(電話などの確認もOK)
- ・高齢者世帯の見守り

- ・一人暮らしになる人が増えると思う。声掛け、集まり、楽しい事への誘い掛けを要望します。デイサービスはどこか悪くないといけないので、元気な人でも行ける所があるといいです。
- ・一人暮らし等の実態調査時、面談または個人情報の提供を拒否する人が多くなってきており、活動がしづらくなってきている。
- ・高齢世帯や一人暮らし世帯が増えている昨今、民生委員等の訪問回数を増やして見回りを希望。

---

## 交通手段等移動に関する事について

---

- ・高齢が増々進み、買い物や通院が大変になるので、タクシーより安く利用出来る福祉タクシーが出来たら嬉しいです!!
- ・各班年配者が多く、実際動ける方がいない。集合場所までの移動手段がない。
- ・市の行政かもしれませんが、市内循環バスを。一定額のバス代で誰もが利用できればうれしいです。
- ・地域タクシーがあると便利です(1回500円位)
- ・多種多様な企画がされていますが、高齢化が進むにつれ交通手段が確保されない事が課題となります。公用車を市民センターに配置するなど必要かと考えます。
- ・他県から来られた方に話を聞くと水戸は暮らしにくいと声を聞きます。その中の一つに交通、一極集中して便利な所と不便さがはっきりしている、バス業の減便
- ・超高齢者が増加する事を考えると、交通手段に車が使えなくなると本当に困ってしまう県内、市内のバス等整備状況である。福祉タクシーのような形で安く、安全に、気軽に頼める相乗りタクシーの整備と補助などが必要である。
- ・バス路線の新設
- ・車を所有していない高齢者の移送サービスの創設
- ・車社会で高齢による免許返納した場合の交通手段が不安である。

---

## 個人情報に関する事について

---

- ・自分の住んでいる地区で、どの家が一人暮らししているのか個人情報とかで知らない。民生委員まかせで良いのか。
- ・個人情報が厳しく一人暮らしの方の状況が分からないので何か良い連絡方法があればと思います
- ・個人情報の件で様々な事例での統一見解みたいなものを示して欲しい。
- ・個人情報とかで色々な事が分かりづらい。良くも悪くもある。

---

## 空き家対策について

---

- ・シルバーリハビリ体操の指導士を行っています。もっと参加者を増やすため町内会単位の小規模で行える施設が必要です。そのためには行政が空き家などの活用を進めて下さると推進出来ると思います。行政内の連携を期待致します。
- ・高齢者が多くなると共に空家がまし、環境が悪化し不安

---

## サロン活動について

---

- ・敬老会やふれあいサロン等に参加者が少ないのは、行けない事情がある。参加したい方が行けるような工夫を今後しないといけないと思う。

- ・近年地域行事もなくなり集まる事がありません。気楽に集まれる「何か」があればと思う。
- ・双葉台市民センターで月1回「おしゃべりサロン」が開かれています。利用する方は事前申し込みなのかどうか不明ですが自由に多くの方が利用するという形になっていないように思います。利用するため広報もないようです。考える必要あり。
- ・サロン活動が他の地域では活発に行われているようですが、アドバイス等いただけたら立ち上げを考えられるかも？

---

## ボランティアについて

---

- ・ボランティア活動や地域の援護の必要性「共存共栄」の大切さを学習する機会を一般の人にも呼び掛けて欲しい。
- ・ボランティア活動に参加する人がいない(民生委員など)

---

## 具体的なケースについて

---

- ・知り合いの人…母が障害者年金で生活している(低収入)、娘はプライドが高くて民生委員さんも受け入れない、少々生活が心配である。
- ・一人暮らしで若い方の病気への対応。60歳位でガンなどの病に苦しみ、金銭面の不足に不安を感じている方が県外から来た。子供も仕事なし。
- ・庭の手入れの出来ない住民が居て近所で困っている。家族構成が不明な家庭がある(ここ数年、一度も見かけない。家族と一緒に生活しているようだ)
- ・高齢者の運転、自損事故。認知症なのに勝手に車を持ち出し運転。難聴なのに車の運転。全て自主性で町内会では言えない。一度は民生委員の民生委員と注意を促したが…？
- ・新規住宅を建て、転居してきている人が町内会に入らず地域の連絡が取りづらくなっている。理由を聞くと町内会に入らなければ住民の会や社協や日赤などの負担金を払わなくて良いとはっきり返答されず。防犯灯に関しても、電気代を払わなくて良いと。1人ゴミ捨て場OKなのでゴミ出しのみOKならば十分。子育てで忙しいので他の事でかわりたくないとの事。社協の会費など、町内会に頼っている集め方はそろそろ厳しいのでは。(両方から不満が)

---

## 子どもに関することについて

---

- ・様々な方法で子供たちの教育活動に積極的に関わって頂き、大変感謝しております。三世代同居が減少している中で大変貴重な経験をさせていただいております。
- ・将来を担う子供たちへの支援が必要と思います。そのことが少子化対策になるように知恵をしばることが大切であり、スピードが必要と思います。
- ・子育て支援の更なる充実、働く世代へのサポート
- ・子どもの事が取り上げられていない。活動の計画を！(0～18歳)
- ・日本の将来性を考察するに高齢者のウエイトを子どもたちに向け、子どもの小学校低学年から理数系をフォローする教育をお願いしたい。

## 障がい者に関することについて

- ・知的障害者の生活支援について、利用の手引きや利用の仕方について、仲立ちとなる人への説明をわかりやすくして欲しい。また、利用者のその後の状況など伝えて欲しいです。
- ・施設の見学など出来れば身近に感じられるのかとっております。

## 広報に関することについて

- ・福祉員になって各行事に参加するようになり、社協が携わっている事業に目を向けるようになりました。問9に挙げられているような地域福祉にはさまざまな事業があることの広報活動が重要だと思います。広報活動が難しいことは承知していますが、熟慮、ご検討をお願いします。定期的な広報紙ですと「いつもの…」という感じで読んでもらえてない気がします。この事業は社協が行っているという意識が少ない中で情報を得ている気がします。そこを知って欲しいのか、さりげなく知ってもらえれば良いのか、どちらなのでしょう…。
- ・社会福祉協議会のメディアによるPR強化
- ・もう少し色々な行動が見えると良いですね。
- ・日常的な社協関係者の活動があまり見えない。色々されていることと思うが地域のニュースでも発行してもらえればもっと身近なものになると思います。
- ・一般住宅は社協の事業を良く理解していないと思われるので、もう少し広報活動を行って欲しいです。(具体的に分かりやすい内容で)
- ・社協の仕事とは民生委員の仕事とは、仕事というとおかしいですね。活動ですね。一般の人は良く分かっていないと思います。「ヤクルト配布」くらいしか。もっと理解出来る様に特集して配布したらどうでしょう。
- ・一般の人達にとって社協の活動が把握出来ないのではないかと思います。広報誌だけではよく読まない人もいるので…

## 主張・抱負・感想

- ・女性会は社協の中で活動しておりますので、赤十字募金は女性会単独ではなく社協の一員としておるつもりです。そのところよろしく。
- ・自分も13年間社会福祉につくして来ましたが、自分の体が健康なうちはこれからも続けていきたいとっております。
- ・住民主体の訪問サービスB型をさかど地区に作りたいと思います。是非とご協力下さい。
- ・健康推進員をしている為か社協のお手伝いも地域福祉の為に色々な事業に参加させて頂き私自身もとても勉強になるし、地域福祉の事がいくらかでも分かる様になり推進員をしていて良かったと思っております。
- ・現在、社協の役員をしておりますので日常の健康に気を付けながら皆さまの幸せのために頑張ろうと思います。交通手段が全然ない地域なので運転免許返納は大変な事です。役員でも免許証を持つ方は一人もいません。
- ・社協を始めとする団体の会議や講習会等に出席の回数が増える度に毎回同じような顔触れなことと、皆様方の纏上手には驚くばかりですが、逆に机上の空論のようで無意味にも思えます。
- ・自己満足型にならないような活動にしたいと思います。

- ・社協に係わったばかりで活動内容が分からない。今後理解を深め、少しでも協力したい。
- ・昔みたいな「向こう三軒両隣」の関係をどうしたら作れるのか農村部でも増々都市化されてくると、段々出来るか、遅くなってゆくと思います。社協、住協、民生委員のどこが主体的に動くのか、市の防災管理が動くのか、高齢福祉が動くのかどこもきれい事ばかり言って、一本化する気はないように感じます。
- ・組織等について自己勉強、興味を持ちパンフレット等に目を通していきたいと思う。行事等の企画をする役員の方々、本当にご苦労様です。
- ・どこまでやったら良いかの判断が今後、難しくなってくるよう思う。
- ・分からない事が多すぎる

---

## ねぎらいの言葉

---

- ・いつもお疲れ様です。
- ・日頃の活動に感謝しております。ありがとうございます。
- ・お世話になっております。特にありません。
- ・それぞれにがんばっている様子ですが、参加して頂くことのむずかしさを感じています。いつもお世話になっております。ありがとうございました。
- ・日頃より、地域の福祉のために様々な事業を展開して下さい感謝申し上げます。
- ・お世話になっており、ありがとうございます。
- ・関係者の方々、御苦労様です。感謝しております。
- ・多岐に渡る活動、いつもお疲れ様です。
- ・増々高齢者社会が進む中で地域福祉活動は何かとご苦労されており感謝しております。今後共ご指導方お願いします。

---

## アンケートに対するご意見

---

- ・問15の記載に前例がないなどでは前に進まないと思う。
- ・問13の1.4について、絶えず新しい町内の実状を把握し、個々の住民が常に承知していることが必要と思われます。
- ・アンケートも良いですが、地域の生の声は聞いているのですか。このアンケート結果が活かされているとは思えません。地域の行事等に出向いて、参加されている人の意見を聞いてください。
- ・アンケートの設問の言葉がかたくて回答しづらかった。例えば「問13-1 自主防災組織の整備」もつと分かりやすく出来ればと思いました。
- ・問14は自身なのか地域の今後なのか、質問を分けないと答えられない。

## 第3節 計画策定の基礎となる事業と課題

### 1 計画策定の基礎となる事業

#### (1) みとの福祉を考える座談会及び参加者交流会(水戸市との共催事業)

##### ア 実施目的

第2次計画において、地域福祉は、その地域に係わる全ての人が地域の一員として連携し進めていく活動であり、主体的な住民参加を促すため、地域の福祉コミュニティの活性化を重点的に支援していくこととし、そのため、計画上に市社協の全支部対象の「みとの福祉を考える座談会」を位置付けました。社協各支部がワークショップ型の座談会を経験することで、組織活動の活性化を促し、座談会でまとめた各支部の課題に対して、実践的な活動を継続し、課題克服に努めることを目的としています。

##### イ 実施方法及び結果等

対 象	社協支部役員など6名から8名程度
実施時期	座 談 会：2015(平成27)年7月7日～2018(平成30)年2月6日において、延べ18回(6グループ×3回) 参加者交流会：2017(平成29)年3月24日～2019(平成31)年2月15日において、延べ5回(5グループ×1回)
実施方法	ワークショップ形式
実施内容	地域の特性、地域のよいところ・自慢できるところ、地域福祉の課題、課題から導き出された対応、具体的対応、実現のための具体的活動等について、支部ごとにまとめる。
実施結果	各支部から具体的な地区活動の提案(支部地域福祉活動計画)



〈みとの福祉を考える座談会の様子〉



〈みとの福祉を考える座談会の様子〉

## (2) 地域見守り活動協働事業モデル事業(自主事業)

## ア 実施目的

日常生活及び災害発生時の地域での支えあいに向け、小学校区(支部単位)での高齢者を中心とした見守り活動を行います。

## イ 実施方法及び結果等

対 象	市内特定地区(2地区)
実施時期	2017(平成29)年4月～2019(平成31)年3月。2019(平成31)年4月からは、生活支援体制整備事業と一体的に実施
実施方法	地域住民による地域支援員及び地域支援活動員の配置
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国田地区 社協支部、自治会長、民生委員による見守り活動を実施し、地域課題を共有した。参加者数延べ206名(H30)</li> <li>・双葉台地区 社協支部、自治会、女性会による地域課題を共有する場として「これからの双葉台プロジェクト会議」を開催した。参加者数延べ197名(H30)</li> </ul>
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題を共有する協議会の設置</li> <li>・見守り活動、サロン交流会、地域の人材発掘、子育て支援の活動の展開</li> </ul>



〈国田地区の活動風景〉



〈双葉台地区の活動風景〉

### (3)生活支援体制整備事業(市からの受託事業)

#### ア 実施目的

市からの受託により、2名の生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう支えます。

#### イ 実施方法及び結果等

対 象	地域住民、地域団体、NPO、民間企業、ボランティア団体等
実施時期	2018(平成30)年4月1日から
実施方法	生活支援コーディネーターの配置
実施内容	地域支えあい活動勉強会(対象：社協支部職員、地域住民、福祉専門職等)、市高齢者生活支援サポーター養成研修、地域支援センター及び高齢者支援センターとの連携、おたがいさま水戸(生協主催)の生活支援活動事業への協力、みと在宅ケアネットとの研修会企画・開催等
実施結果	協議体の設置、高齢者の日常生活の支援に資する取組の立ち上げ



〈活動の様子〉



〈活動の様子〉

#### (4) 地域支えあい活動勉強会／支部長連絡協議会支部交流会事業(自主事業)

##### ア 実施目的

生活支援体制整備事業が示す地域における支えあい活動をカードゲームで体験することで理解を深め、地域福祉活動へ展開していくとともに、参加者同士の日頃の支部活動について成果や課題を出し合い、今後の地域福祉活動の効果的な推進のヒントを共有するために行います。

##### イ 実施方法及び結果等

対 象	社協支部役員など4名から6名程度
実施時期	2018(平成30)年11月19日、12月20日、2019(平成31)年1月29日、2月19日
実施方法	ワークショップ形式、ワールドカフェ方式
実施内容	前半は、グループごとにカードゲームを体験する。後半は、グループごとにテーマを決めて情報交換を行う。
実施結果	参加人数123名



〈勉強会の様子〉



〈勉強会の様子〉

## 2 地域課題と課題解決の方向性

以上の基礎事業及び基礎調査結果を踏まえ、水戸市における主な地域課題を整理すると、次のような課題解決に向けた方向性が見えてきます。

### (1) 主な地域課題

#### 課題1 地域づくりの在り方の再検討

- ・ 地域及び地域問題への関心度の低下
- ・ 地域福祉に対する意識の世代間格差
- ・ 地域福祉人材(ボランティア含む)の高齢化
- ・ 地域福祉人材の偏り(特定の人材に役割が集中)
- ・ 今後の地域福祉活動に対する閉塞感 等

#### 課題2 地域生活の維持・継続

- ・ 障害のある家族の将来が心配である。
- ・ ダブルケア(育児と介護)をするようになってしまった。

- ・生活に困窮しているが子どもを学習塾に行かせたい。
- ・自分の意思や判断が不十分であると感じる。
- ・障害があっても働きたいが一人で就職活動は難しい。 等

### 課題3 多様な福祉課題を受け止める支援体制等の不足

- ・身近で相談できる場所がわからない。
- ・違う機関で同じことを何度も伝えなくてはならない。
- ・行政と社協の区別がつかない。
- ・問題解決に時間がかかる。
- ・活動財源が不足している。
- ・社協職員でも人によって対応が違う。 等

## (2) 課題解決に向けた方向性

### ○解決に向けた方向性1(基本方針1)

#### ～だれもがともに支えあう新たな地域づくりの推進(地域(人)づくり)～

- ・市社協の地域づくりの視点を掲げ、住民主体の地域活動を推進する。
- ・福祉コミュニティづくりと活動基盤の拡大を図る。
- ・小地域を単位にした見守り、支援活動等(小地域ネットワーク活動)を応援する。
- ・生活支援体制整備事業を推進する。
- ・住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援する。

### ○解決に向けた方向性2(基本方針2)

#### ～一人一人が尊重される地域生活支援の充実(支援体制づくり)～

- ・世代や分野を超えた全世代型・全対象型の支援づくりを目指す。
- ・地域福祉に必要な情報提供力・福祉啓発力を強化する。

### ○解決に向けた方向性3(基本方針3)

#### ～生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立(関係づくり)～

- ・ワンストップ型の包括的な相談・支援体制(総合相談支援体制)を目指す。
- ・行政とのパートナーシップを強化する。(水戸市地域福祉計画との一体的推進含む)
- ・住みよいまちづくり推進協議会、民生委員児童委員、女性会、福祉関係団体、NPO、ボランティア、市民活動団体等とのパートナーシップを強化する。
- ・多職種(保健・医療・教育・司法等)横断的連携を図る。
- ・市社協内連携体制を強化する。((仮称)わがまるセッションの発足及び活用)
- ・共同募金運動の仕組み等を活用した民間財源確保(ファンドレイジング)意識を醸成する。



〈共同募金運動の様子〉



〈ひとり暮らし高齢者の食事会の様子〉



みんなのしあわせ地域いきいきプラン



福祉のまちづくり推進計画

## 第2部 基本構想

### 第1章 基本理念(目指す姿)

#### 〔基本理念(目指す姿)〕

誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らしていけるようにするためには、地域住民や地域福祉に関する団体等が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、みんながしあわせを実感し、いきいきと暮らせるような地域共生社会の実現が必要です。

本計画では、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられた「水戸市地域福祉計画(第3次)」の「すべての人がともに支えあい助けあう地域共生のまち・水戸」という目指す姿を踏まえ、住民同士の支えあい、助けあいの精神のもと、誰もが安心して自分らしく暮らせる、ふれあいと優しさにあふれた地域共生社会の実現を目指すこととします。

#### <基本理念(目指す姿)>

みんなのしあわせ地域いきいきプラン  
～ふれあいと優しさあふれる  
地域共生のまち・水戸～

## 第2章 基本方針(施策の基本的方向)

本計画では、基本理念(目指す姿)の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

### 1 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進

近年、地域及び地域問題への関心度の低下、地域福祉に対する意識の世代間格差、地域福祉人材の高齢化など、地域づくりのあり方の見直しが迫られています。誰もが支えあう地域づくりには、住民一人一人が「我が事」として地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。その実現のため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域住民同士が互いに支えあい、助けあうことができる新たな地域づくりを推進します。

また、地域福祉を推進していくためには、住民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。住民の地域福祉活動への参加を促進しながら、地域福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援に努めます。

### 2 一人一人が尊重される地域生活支援体制の充実

住民一人一人が住みなれた地域で安心して自分らしく暮らすためには、複合的な問題を抱える方や福祉制度の狭間で孤立する方などの人格が尊重された全世代型・全対象型の支援が、継続して行われることが必要です。そのため、様々な支援内容の周知を図り、理解を促進し、活用してもらえよう、高齢者、障害者、子育て世代などの福祉サービスを中心とした取組を強化します。

また、地域福祉の推進に必要な情報を一人一人に合った形で提供することにより、幅広い世代に情報提供を行うとともに、未来をリードする子どもたちをはじめとした、広く住民の福祉のこころを育む取組(ともに生きる力づくりの取組)を進めます。

### 3 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立

地域住民の多様な生活課題を解決するためには、あらゆる機関との連携が不可欠であるとともに、身近な場所での相談機会の確保が必要です。そのため、相談しやすい場所をつくり、相談しやすい体制を整えて、行政、関係機関、NPO、ボランティアなど、地域における様々な支援者が横断的に連携し、地域における複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。





みんなのしあわせ地域いきいきプラン



福祉のまちづくり推進計画

# 第3部 実施計画

## 第1章 基本方針1に基づく実施計画

### 基本方針1

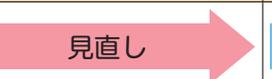
## 誰もがともに支えあう 新たな地域づくりの推進

- 基本計画1 市社協の地域づくりの視点を掲げ、住民主体の地域活動を推進する
- 基本計画2 福祉コミュニティづくりと活動基盤の拡大を図る
- 基本計画3 小地域を単位にした見守り、支援活動等(小地域ネットワーク活動)を応援する
- 基本計画4 生活支援体制整備事業を推進する
- 基本計画5 住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援する

### 〈アクションプラン〉

- ▼基本計画1-① 福祉員・福祉活動推進員活性化事業
- ▼基本計画2-② 社会福祉協議会支部活動促進事業
- ▼基本計画3-③ 愛の定期便事業
- ▼基本計画3-④ ふれあいサロン、子育てサロン支援事業
- ▼基本計画4-⑤ 生活支援体制整備事業 **重点**
- ▼基本計画4-⑥ 高齢者生活支援サポーター養成事業
- ▼基本計画5-⑦ 住民座談会(地域いきいきコミュニティトーク) **新規** **重点**
- ▼基本計画5-⑧ ボランティアセンター運営事業及びボランティア振興事業  
(福祉マインドづくり事業)

**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画1** 市社協の地域づくりの視点を掲げ、住民主体の地域活動を推進する  
**事業①** 福祉員・福祉活動推進員活性化事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	水戸市内には福祉のまちづくりを推進するために、社協支部ごとに福祉員及び福祉活動推進員が置かれています。福祉員及び福祉活動推進員の役割、活動内容などの共通理解を図りながら、住民主体の地域活動を推進します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ			 支部長連絡協議会による情報提供・社協支部における地域づくり・ニーズ把握	 情報提供・町内会等における地域づくり・ニーズ把握
現状と課題	福祉員は町内会長が委嘱されることが多く、1年ごとに交代してしまう地域もあるため、役割の理解が進まないまま任期が終わる方が多い現状です。また、福祉員の役割説明や委嘱方法に地域差があるなど、市社協職員から福祉員への情報提供が不十分な面があります。社協支部アンケートによると、福祉員及び福祉活動推進員の役割の認知度は、「よく知っている：9%」「概ね知っている：41%」「少し知っている：32%」「ほとんど知らない：18%」となっており、知っている割合の合計は、82%となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における福祉員及び福祉活動推進員の役割、活動内容などについて、各団体と協議を行います。</li> <li>福祉員及び福祉活動推進員の理解促進を図る取組を実施します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	福祉員及び福祉活動推進員が地域福祉の推進役として認知されるよう、活動環境を整えます。			
連携協働する社会資源	水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など			
年次計画	令和2年度 	令和3年度 	令和4年度 	令和5年度 
委員や住民からの意見	(住民)福祉員の委嘱を受けたが、活動内容が不明です。 (住民)町内会長が福祉員であること意識がありません。 (住民)自分の地区では、福祉員又は福祉活動推進員の制度が存在しません。 (住民)福祉活動推進員は他の役職も兼ねていて忙しすぎます。 (住民)福祉員はボランティア精神で地域の福祉活動を進めておられ、感謝で一杯です。素晴らしい活動をしていることをしっかりと認めてあげることが大切だと思います。			

**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画2** 福祉コミュニティづくりと活動基盤の拡大を図る  
**事業②** 社会福祉協議会支部活動促進事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	各小学校区を活動エリアとする社協34支部を基盤とした地域での福祉活動の更なる推進を図ります。職員の支部担当制のもと、地域づくりの視点をもとに、地域福祉や地域共生社会についてともに考えます。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ		情報提供・ブロック圏域における地域づくり・ニーズ把握	支部長連絡協議会による情報提供・社協支部における地域づくり・ニーズ把握	情報提供・町内会等における地域づくり・ニーズ把握
現状と課題	地域福祉活動を中核となって推進している組織として、社協支部が設置され、福祉員、福祉活動推進員が活動しています。社協支部の構成員は、様々な団体(住みよいまちづくり推進協議会、民生委員児童委員、女性会、高齢者クラブ、保健推進員、子ども会、育成会など)から構成されています。各団体それぞれの特色を活かしながら相互に連携し、活動により地域住民の支えあい意識が高まりつつある一方で、活動に参加しない住民へのアプローチや活動の担い手確保と人材育成が課題となっています。また、支部担当職員の支援の更なる充実などが必要です。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部交流会を開催し、生活支援体制整備事業における第2層協議体と連携して、地域課題を共有します。</li> <li>支部長連絡協議会役員研修会などを開催し、地域リーダーの育成の機会を設けます。</li> <li>支部役員会などにおいて担当職員の関わり方を深めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	社協支部の活動実施に際し、活動内容や組織の在り方などを協議しながら、住民同士が支えあう地域づくりを行います。			
連携協働する社会資源	水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	見直し	実施
委員や住民からの意見	<p>(住民)社協支部は広く意見や希望を求め、取り入れていくことが大切です。</p> <p>(住民)支部事業を実施する上での人手不足。人手に対して事業量が多すぎます。</p> <p>(住民)社協支部は現行の行事消化で手いっぱいだという意識が強く、生活支援型への移行にはかなり大きな意識改革が必要だと思います。</p> <p>(住民)社協支部への充実した経済的支援が必要です。</p> <p>(住民)社協の役員をしています。日常の健康に気を付けながら皆様の幸せのために頑張ろうと思います。</p>			

**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画3** 小地域を単位とした見守り、支援活動等(小地域ネットワーク活動)を応援する  
**事業③** 愛の定期便事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：高齢福祉課)			
事業内容	市内に居住する満65歳以上のひとり暮らし高齢者で、身体的、精神的な不安があり、見守りが必要な方に対し、近隣の協力者が週3回乳製品を配達しながら安否確認や孤独感の解消を図ります。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	市民生委員児童委員連合協会との連携	地区民児協との連携、対象となる高齢者の把握、訪問者(協力者)の確保	民生委員との連携、対象となる高齢者の把握、訪問者(協力者)の確保	
現状と課題	民生委員の協力により対象となる高齢者を把握し、高齢者を訪問する訪問員(協力者)を探して、社協に利用申し込みをします。訪問員(協力者)は、ひとり暮らし高齢者の家庭を週3回(月・水・金又は火・木・土)訪問し、乳製品を渡しながら声をかけます。対象となる方の決定について、一部判断に迷うケースが生じています。			
具体的な推進方法	・対象者について民生委員の把握状況を確認し、必要な見守り活動につながるよう支援します。			
計画終了時の達成目標	・小地域での見守り活動の一つとして、対象者、地域住民の認知度を高め、課題発見、課題解決につなげます。			
連携協働する社会資源	水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市、水戸ヤクルト販売株式会社など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	<p>(住民) 高齢世帯やひとり暮らし世帯が増えている昨今、民生委員等の訪問回数を増やして見回りを希望します。</p> <p>(住民) 独居老人が増えていく中、悲しい死亡事件が起きないように地域福祉が充実していくことを願っています。</p> <p>(住民) ひとり暮らしの高齢者が多くなるので、その人たちの集いの場、声かけの場を多くしていきたい。</p> <p>(住民) ひとり暮らし高齢者の動静のチェック機能が必要だと思います。</p>			

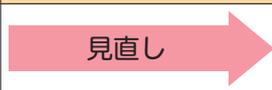
**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画3** 小地域を単位とした見守り、支援活動等(小地域ネットワーク活動)を応援する  
**事業④** ふれあいサロン、子育てサロン支援事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	地域住民がお互いに支えあいながら、生活することのできる仲間づくりの場となる「ふれあいサロン(高齢者や障害者)」及び「子育てサロン(子育て中の親など)」の活動を支援します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	情報提供・収集、地 域住民のニーズ把握、 サロンの啓発	地域住民のニーズ把握、生活支援コーディネーターとの連携による 支援、サロンの運営、立ち上げ支援		
現状と課題	高齢者や障害者などが、地域での交流活動を通してお互いに支えあいながら、生活すること ができる仲間づくり活動である「ふれあいサロン」は、平成28年度43か所、29年度47か所、 30年度52か所と年々増加しています。身近な公共施設や民間の資源を活用して親同士が子 育ての悩みを話し合ったり、交流を図れる「子育てサロン」は、平成28年度6か所、29年度 6か所、30年度6か所と横ばいとなっています。ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭の増 加などに加え、地域のつながりが薄くなっている現状において、住民同士が交流しやすい活 動の場づくりが必要となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン活動の立ち上げ支援や継続するサロンへの支援を行います。</li> <li>・生活支援コーディネーターと連携し、必要な支援を行います。</li> <li>・サロン同士やサロンと地域団体をつなげ、交流の場が広がる支援を行います。</li> <li>・地域に出向き、社協支部担当職員が情報提供やアウトリーチすることにより、サロンの啓 発を行います。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心した生活を送ることができる地域づくりを行います。</li> <li>・地域住民が生きがいを持ち、支えあう体制を形成できるような支援を行います。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	社協支部、自治会、町内会、民生委員児童委員など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民 からの意見	<p>(住民) サロン活動がほかの地域では活発に行われているようですが、アドバイス等いただけ たら、立ち上げを考えられるかもしれません。</p> <p>(住民) ひとり暮らしになる人が増えると思います。声かけ、集まり、楽しいことへの誘いか けを要望します。元気な人でも行ける所があると良いです。</p> <p>(住民) 市民センターに行ける人は多くないので、近隣住民が気軽に集まって話ができる場所 が欲しいです。</p> <p>(住民) 敬老会やふれあいサロン等に参加者が少ないのは、行けない事情があるからです。参 加したい方が行けるような工夫を今後しなければいけないと思います。</p>			

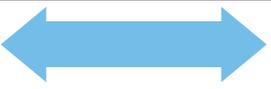
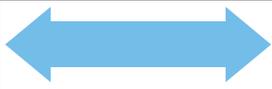
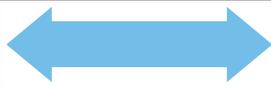
**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画4** 生活支援体制整備事業を推進する  
**事業⑤** 生活支援体制整備事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：高齢福祉課)			
事業内容	生活支援コーディネーターを配置し、社協支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業などと連携し、地域課題を協議する場(協議体)をつくり、地域での支えあい活動を展開します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	第1層協議体(水戸市が担当)との連携	第2層協議体(社協が担当)におけるブロック圏域で地域課題を共有	支部における具体的な活動	小地域単位での具体的な活動
現状と課題	平成27年の介護保険法改正により位置付けられた事業で、平成29年4月から社協が事業を受託し、第2層(日常生活圏域：高齢者支援センターの8圏域)における事業推進の役割を担っています。第1層(水戸市全域)を担っている水戸市地域支援センターと連携しながら、多様な主体が地域課題を共有する話し合いの場(協議体)を開き、多様な主体による地域福祉活動を推進することを目的としています。支えあう地域づくり勉強会の開催、サロン活動の支援、支えあい活動の支援と啓発、関係団体との連携を深めながら、第2層協議体の開催に向けて事業を推進しています。			
具体的な 推進方法	・支部長、ブロック幹事と連携し、ブロック圏域ごとの支部長会において支部交流会の理解を図りながら、ブロック圏域を単位とした地域課題共有の場、話し合いの場である第2層協議体の整備を進めます。			
計画終了時の 達成目標	・第2層協議体をブロック圏域ごとに設置し、新たな社会資源の開発、担い手同士のネットワークの構築などについて協議、検討を行い、地域住民と専門職との連携による支えあいの仕組みを築きます。			
連携協働する 社会資源	水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、協同組合、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民 からの意見	<p>(住民) 少子高齢化や多様な家族構成に伴い、各地区単位で行われてきた行事や防災訓練などの休止・廃止や地区自治会を脱退することによる社会的孤立が危惧され、コミュニティの希薄化を招きかねない。なぜ、脱退するかも含め、各地区自治会の諸問題に対する自治会だけの解決策では、同じ境遇者が多いため、どうしても一方通行、消極的な解決になるので、行政を含め広い分野協力を地区単位の問題解決にも取り入れて欲しい。</p> <p>(住民) 高齢者の移動手段のニーズの把握と必要に応じてサービスの創設が求められていると思います。</p>			

**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画4** 生活支援体制整備事業を推進する  
**事業⑥** 高齢者生活支援サポーター養成研修事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：高齢福祉課)			
事業内容	要介護者などの介護予防及び地域における自立した日常生活の支援を図るため、掃除、洗濯、買い物支援などに係るサービス(生活支援サービス)の担い手(高齢者生活支援サポーター)を養成することを目的とした研修を行います。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	研修企画、参加対象者への呼びかけ			
現状と課題	<p>高齢者の日常生活において介護までは至らない見守りやちょっとしたお手伝いといった支援のニーズが高まっています。平成27年の介護保険法改正により、市町村が実施主体となる総合事業では、従来の予防給付相当のサービスに加え、介護予防・生活支援サービス事業の展開が進められ、このサービスの担い手は介護事業者だけでなく、その他の民間事業者によるサービスから地域住民同士の互助によるボランティア活動まで幅広く位置付けられています。</p> <p>地域団体の所属員を対象とした「高齢者生活支援サポーター養成研修」を実施することによって、日常生活支援の担い手の養成を推進します。</p>			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回養成研修を開催することにより、担い手を養成します。</li> <li>・養成研修内容(水戸市の高齢者の現状、総合事業の理解、高齢者の疾病と身体的特徴等、認知症の理解、生活援助の方法、支援時のリスクマネジメントと緊急時の方法、事例発表、グループワークなど)</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービスの担い手(高齢者生活支援サポーター)を養成することによって、高齢者が安心して地域で生活できるような助け合いの仕組みをつくります。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、生協、NPO法人、企業など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見	<p>(住民)買物支援等生活支援への取組(サポート体制、予算面の確保、補助等)を行って欲しい。</p> <p>(住民)庭の手入れのできない住民がいて近所で困っている。何らかのサポートがあれば良い。</p> <p>(住民)住民主体の訪問型サービスB型を〇〇地区に作りたと思います。ぜひともご協力ください。</p> <p>(住民)超高齢者社会に対応できるいろいろな支援ができるならお願いしたい。</p>			

**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進  
**基本計画5** 住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援する  
**事業⑦** 住民座談会(地域いきいきコミュニティトーク)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	平成27～29年度にかけて開催した「みとの福祉を考える座談会」においてまとめた地域福祉の課題や具体的な活動などを、支部別の地域福祉活動計画として位置付け、地域住民の一層の参加と協働を推進するために、住民座談会「地域いきいきコミュニティトーク」を行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとのねらい・働きかけ	住民座談会全般の調整、情報共有体制の仕組みづくり	ブロック圏域テーマ設定・開催などの支援、住民ニーズの把握	支部テーマ設定・開催などの支援、住民ニーズの把握	小地域単位での開催検討、意見集約の仕組みづくり
現状と課題	平成27～29年度にかけて開催した「みとの福祉を考える座談会」では、社会福祉協議会の各支部がワークショップ形式の座談会を経験することで、組織活動の活性化を促すとともに、座談会でまとめた各支部の課題に対して実践的な活動を継続し、課題克服に努めることを目指しました。地域コミュニティ活動を活性化するためには、継続的な地域の支えあい活動の理解促進と人材の確保・育成が必要となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が地域課題について主体的かつ気軽に話し合うことができる場を整えます。</li> <li>・みとの福祉を考える座談会のまとめをもとに、地域住民、行政職員、関係機関職員、社協職員などが参加し、出された意見を収集・集約・蓄積・共有します。</li> <li>・幅広い年代が参加できるように、開催日、開催時間、開催場所の設定を工夫します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制整備事業の第2層協議体の整備状況を考慮しながら、両者の位置付けや関係性を整えます。</li> <li>・各地域における中長期的な計画を策定し、一定の共有を図ります。</li> <li>・地域住民の交流を促進し、地域住民同士の顔が見える地域づくりを目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議、社会福祉法人、NPO法人、企業など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民からの意見	<p>(住民) 地域住民が気軽に相談したり、ヒントを得たりする場所が身近にあったら良いと思います。</p> <p>(住民) 地域団体による情報交換会の開催、連絡協議会の設置。</p> <p>(住民) コミュニティづくりが大切。まずは地域連帯の機運を作り出すことが始まり。</p> <p>(住民) 町内会長ともっと連携し、福祉講演会や研修会等を実施していただきたい。</p> <p>(住民) 「誰かに何かをしてもらいたい」ではなく、自分に何ができるか、手伝えることがないか考えています。</p> <p>(住民) 私たちの町内会は、協力、助け合いの言葉は理解しても、行動に移すことができません。</p>			

**基本方針1** 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進

**基本計画5** 住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援する

**事業⑧** ボランティアセンター運営事業及びボランティア振興事業(福祉マインドづくり事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	住民のボランティア活動拠点となるボランティアセンターの運営を行います。ボランティアに関するニーズ把握・相談・広報啓発・情報提供やボランティア各種講座等の開催及び活動助成を行い、地域福祉を担う人づくりを推進します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	ボランティア活動の広報啓発、ニーズの把握、ボランティアの相談・紹介・登録	生徒への福祉教育の場の提供、ボランティア活動の広報啓発	児童への福祉教育の場の提供、ボランティア活動の広報啓発	ボランティアの相談・紹介・登録、ボランティア機会の提供
現状と課題	<p>ボランティアセンターにおいて、4名体制でボランティア振興事業を実施しています。ボランティアに関する相談及び紹介をはじめ、広報啓発事業(ボランティアセンターだよりの発行)、ボランティアサークル等研修会・連絡会の開催、ボランティア養成講座(地域活動ボランティア養成講座含む)、こどもボランティア隊の結成、福祉用具等フリー体験(車いす体験など)の実施、福祉活動機材等貸与事業、ボランティアサークル等に対する活動支援、水戸市ボランティア連絡協議会の支援、ボランティアまつりにおける福祉体験の実施、ボランティアサークル活動パネル展の開催などを行っています。</p> <p>ボランティア登録者数は平成30年度末で、個人162人、団体108団体となっています。相談や福祉ボランティアの育成・支援を行う中で、次世代を担うボランティアを養成する機会が十分とは言えず、また、退職された世代のボランティア活動の育成においても情報提供が不足しています。ボランティアサークル、個人に対しても、情報提供の場の更なる強化が求められているとともに、ボランティア活動を継続する意欲や健康の維持を図る企画などの更なる充実が必要となっています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒への福祉に関する教育の場を提供できる企画を検討します。</li> <li>・地域活動ボランティア養成講座等を通して、ボランティア活動に興味をもってもらい、新たな人材育成及び人材確保に繋がります。</li> <li>・ホームページやフェイスブックによる広報啓発の強化と民間情報誌等の更なる活用を図ります。</li> <li>・ボランティアサークル等研修会・連絡会において、ボランティアの方々の情報交換、サークル間の交流を促進します。</li> <li>・県社協ボランティア活動アドバイザーを活用した研修会の企画を検討します。</li> <li>・障害のある当事者を含めた教室開催を全ての教室で検討することで、障害がある者、支援する者、両側からの視点を持った教室内容の充実を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のこころを育む人づくりを推進します。</li> <li>・地域福祉を担う人たちの活躍の場の拡充に努めます。</li> <li>・ボランティアセンターにおけるボランティア登録者数を、計画終了時まで、個人200人、団体150団体に増やします。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市ボランティア連絡協議会、社協支部、小中学校、特別支援学校、茨城県央ボランティア連絡会など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	見直し	実施
委員や住民からの意見	<p>(住民) ボランティア活動や地域の援護の必要性「共存共栄」の大切さを学習する機会を一般の人にも呼びかけて欲しい。</p> <p>(住民) 人口減少、少子高齢化、価値観の多様化など困難になっていく社会の中で、ボランティアのパワーを高めて過度に行政に頼らない社会づくりを目指していきたい。その司令塔を社協に担っていただきたい。</p>			

## 第2章 基本方針2に基づく実施計画

基本方針2一人一人が尊重される  
地域生活支援の充実

- 基本計画1 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す
- 基本計画2 地域福祉に必要な情報提供力・福祉啓発力を強化する

## 〈アクションプラン〉

- ▼基本計画1-① 障害者を対象とした事業
- ▼基本計画1-② 高齢者を対象とした事業
- ▼基本計画1-③ 子育て世代を対象とした事業
- ▼基本計画1-④ 障害者相談支援事業
- ▼基本計画1-⑤ 生活困窮者支援事業
- ▼基本計画1-⑥ 権利擁護事業 **重点**
- ▼基本計画1-⑦ 水戸地区社会福祉法人連絡会の活動推進
- ▼基本計画2-⑧ 広報戦略事業 **新規**
- ▼基本計画2-⑨ 福祉に関する教育推進事業 **新規** **重点**

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-1** 障害者を対象とした事業【水戸市身体障害者生活支援施設いこい】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	主に身体障害者を対象とし、24時間体制で健康で充実した日常生活が送れるよう、施設入所支援、生活介護及び短期入所のサービスを提供します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、障害者生活支援センター等関係機関との連携	相談支援事業者との連携、身近に利用できる場としての周知		利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	<p>利用定員は50名で、常に定員に達しています。短期入所定員は4名で随時受入れを行っています。日常の生活支援のほか、入所生活において季節感を感じられるよう、季節の行事(花見会、七夕、バーベキュー、納涼祭など)を開催するとともに、利用者の意向に配慮し、小人数での行き先を決める外出行事、ペースト食を摂取している利用者でも参加できる外食行事も実施しています。日中支援では、本人の意向を尊重して希望する利用者に「身体障害者福祉センターつどい」の生活介護と文化講座を受講する機会の提供や「身体障害者就労支援施設のみ」の就労継続B型のサービスも提供しています。サービス管理責任者業務については、平成30年度にケア会議を充実し、モニタリング業務の質を高めることで個別支援計画作成への反映ができていますので、引き続き機能の適正化を図ります。</p> <p>利用者の高齢化、重度化により外出行事が困難になってきており、内容や外出先の選択肢が少なくなってきています。意思確認が難しい利用者へのサービス提供について、生活の質の向上を目指し更なる充実を図ることが必要となっています。また、機能訓練については、高齢化、重度化する利用者の生活機能維持へ対応することが必要となっています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の重度化、高齢化に伴うサービス内容の見直しを行うとともに、安全で適切な介護方法についての研鑽を行います。</li> <li>・利用者支援における意思決定支援に努め、個別支援計画に反映します。</li> <li>・理学療法士の指導を受け、利用者の機能向上の実現のため、職員のスキルアップを図りながらPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)の定着を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として開かれた施設を目指します。</li> <li>・安全安心で充実した生活が送れるよう、利用者の生活の質の向上を目指した事業内容に取り組みます。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-2** 障害者を対象とした事業【水戸市身体障害者福祉センターつどい】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	主に在宅の身体障害者を対象とし、生活介護事業では介護とともに個別・集団の活動支援を提供することにより、在宅生活の支援を行います。また、市内居住の身体障害者とその付添い家族を主な対象に、各種文化講座の開催、地域交流や啓発活動などの福祉センター事業を行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、障害者生活支援センター等関係機関との連携	相談支援事業者との連携、身近に利用できる場としての周知		利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	<p>利用定員は1日あたり15名で、平均利用者数は定員よりやや少なめです。生活介護事業では、在宅障害者に限った受入れでしたが、隣接する「身体障害者生活支援施設いこい」利用者受入れにより、入所利用者にとって生きがいを高める効果が出ています。また、将来に不安を抱える通所利用者にとっても、入所利用者との交流により、将来を見通した情報が得やすくなる等の良い効果が出ています。午前は利用者の機能訓練、午後はレクリエーションを中心に、充実した日課が送れるような活動を行っています。特に、「野外レク」については利用者1人につき複数回実施しており、年間を通して利用者に貴重な外出機会を提供しています。福祉センター事業では、パソコン、吹き矢、陶芸、染色、絵手紙のほか、新たに「押し花」講座を開講し、年間を通して実施しています。一の牧保育所園児との交流会など、福祉への啓発や相互交流の場も提供しています。</p> <p>50歳代、60歳代の利用者が多数を占め、65歳以上の利用希望も出ています。65歳以上は介護保険サービスが優先になるため継続利用を希望する方への対応が課題となっています。身体の動きに制限があるため、参加できるレクリエーションが少なくなっています。講師の高齢化が進んでいる講座もあり、継続に向けた新たな講師の採用が課題となっています</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションの新しい内容を検討します。</li> <li>・各講座講師の後継者採用に向けて、関係機関から情報収集を行います。</li> <li>・地域住民への福祉の啓発や障害者福祉、地域福祉の理解を深める交流の場の提供を更に進めます。</li> <li>・関係機関との連携を深め、事業所のPRを積極的に行います。</li> <li>・65歳以上の支給決定については、関係機関との連携により切れ目ない支援を行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として、また、数少ない身体障害者対象の生活介護事業所及び福祉センターとしての役割機能を明確にします。</li> <li>・在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-3** 障害者を対象とした事業【水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	主に在宅の身体障害者を対象に、個々の障害に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事など個々の支援計画に沿った活動を提供します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
	←→		←→	
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	利用者のニーズ把握、 事業 PR、障害者生活 支援センター等関係 機関との連携	相談支援事業者との連携、 身近に利用できる場としての周知		利用者の意思決定に 基づいたサービスの 提供、在宅生活維持 のための地域住民へ の理解促進や協力依 頼
現状と課題	<p>利用定員は1日あたり15名で、平均利用者数は定員よりやや少なめです。サービス担当者会議やモニタリングを通して利用者ニーズを把握し、利用回数、送迎時間の変更、嗜好に合わせた給食の提供を行っています。職員会議、支援会議等で利用者一人一人の行動パターンを確認し、利用者への事故防止意識を高めています。利用者が機械浴から一般浴へ移行する等の目的を持った機能訓練に取り組んでいます。</p> <p>利用者ニーズに沿った個別支援計画を作成することが重要となっています。利用者に立ち上がりや動き出し時に不安定な動きが多くみられるため、利用者の事故防止への取り組みを更に進める必要があります。機能訓練を通して利用者が家庭での日常生活動作に活かしていくことが課題となっています。</p>			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況と意向について把握し、更にニーズに合った個別支援計画作成に努めます。</li> <li>・利用者の様々な動きを想定し、事故防止対策を徹底します。</li> <li>・利用者の入浴やトイレ、移動の場面を想定し、安全にスムーズな行動ができるように、介護機器利用や機能訓練を進めます。</li> <li>・関係機関との連携を深め、事業所のPRを積極的に行います。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として、また、数少ない身体障害者対象の生活介護事業所としての役割機能を明確にします。</li> <li>・在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	←→ 実施	←→ 実施	←→ 見直し	←→ 実施
委員や住民 からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-4** 障害者を対象とした事業【水戸市福祉作業所むつみ】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	主に在宅の重度知的障害者を対象とし、生活介護事業では、利用者それぞれの特性に応じた個別及び集団の支援を行います。また、自立訓練事業では、自宅での生活が中心の方を訪問し、通所支援につながるよう支援します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、障害者生活支援センター等関係機関との連携	相談支援事業者との連携、身近に利用できる場としての周知		利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	利用者定員は生活介護34名、自立訓練6名で、平均利用者数は定員よりやや少なめです。生活介護事業については、集団での活動が難しい利用者には、個別での対応を適時取り入れています。集団での活動に適應できる利用者には、仲間との会話を楽しみながらのグループ活動を実施しています。写真やスケジュール表等、目で見てとらえやすい工夫をすることで、自分が今、どこで、何をすればよいのかわかりやすい環境を提供しています。利用者の希望や得意なことを尊重して作業に取り組みめるよう支援しています。自立訓練については、利用者家族、または関係者からの問い合わせへの相談対応を行っています。個別対応時には、それぞれの利用者の障害特性を十分に理解することが求められるため、職員の更なるスキルアップが必要となっています。利用者にとっての空間を活用して支援するため、周りの声が刺激になってしまう等の障害特性に沿った環境づくりが必要となっています。急な天候の変化や利用者の体調不良による支援内容の変更に、適應しにくい利用者への対応が課題となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の知的障害者と強度行動障害のある利用者に向けて、他機関との連携による強度行動障害に重点を置いた研修を重ね、職員のスキルアップを図ることで障害特性に沿った支援を行います。</li> <li>・利用者が活動しやすい空間を作るためのパネルの設置、活動場所の色分けによる視覚的にわかりやすい空間の設定など活動環境を整えます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として、また、強度行動障害対象の生活介護事業所として役割機能を強化します。</li> <li>・在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、相談支援事業者、特別支援学校、居宅介護支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-5** 障害者を対象とした事業【訪問サービス事業所みらい】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	在宅の障害者を対象に、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援及び福祉有償運送事業を行います。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	利用者のニーズ把握、 事業 PR、障害者生活 支援センター等関係 機関との連携	相談支援事業者との連携、 身近に利用できる場としての周知		利用者の意思決定に 基づいたサービスの 提供、在宅生活維持 のための地域住民へ の理解促進や協力依 頼
現状と課題	利用者数は年々伸びています。個別支援計画と前月からの利用希望によりサービス提供を行っていますが、急なキャンセルや当日朝の利用希望にも可能な範囲で対応しています。市内での同行援護や移動支援を提供する事業者の減少により、利用希望が多くなっています。利用者ニーズに応じた事業の安定的な運営のためには登録ヘルパーの確保が重要であり、登録ヘルパー募集のチラシやホームページ等への掲載により募集活動を行っています。また、適正かつ正確な事務処理を実現するため、福祉施設向け業務支援ソフトを導入し、ケース記録やサービス予定表作成、請求事務の効率的実施の取り組みを行っています。利用者の急なサービス提供依頼への対応が課題となっています。また、利用者の増加及び利用者ニーズに対応するため、登録ヘルパーの確保が必要となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員、登録ヘルパーと利用者希望の調整により、必要に応じたサービス提供を行います。</li> <li>・登録ヘルパーの充実に取り組み、計画的な研修実施により質の高いサービスを提供します。</li> <li>・福祉有償運送を伴った同行援護についても、必要に応じたサービスに取り組みます。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	・利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供を行います。			
連携協働する 社会資源	水戸市、障害福祉サービス事業所			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民 からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-6** 障害者等を対象とした事業【水戸市教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	障害者を対象に、体育室・多目的室等の各部屋の貸出及び健康増進や交流を目的としたふれあい講座を開催します。また、地域住民等一般の利用者の受入れも行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者ニーズの把握、在宅障害者、障害福祉サービス事業所、地域住民への事業PR			
現状と課題	施設の利用に関しては、障害者は、3か月前から優先的に予約を受け付け、その他の方は1か月前から予約を受け付ける運営を行っています。令和元年度は、事業内容の明確化や申請様式のダウンロードができるようにするなど、ホームページの内容を更新したため、新規利用者(障害者サークル、一般)が増加しています。体育室だけではなく、音楽室の利用も増えています。駐車場(車いす用2台、一般18台)が狭く、駐車整理が必要となっています。また、音楽室の窓や壁は遮音効果がなく、近隣への影響にも配慮が必要となっています。体育室の冷暖房設備がないため、体幹機能障害のある車いすの利用者、障害者施設の利用者から設置の要望があります。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な広報媒体(ホームページ、SNSなど)を使用した施設情報の積極的なPRを行います。</li> <li>・行政と一体となり、快適な利用ができるような環境を整えます。</li> <li>・ふれあい講座の充実を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	・地域の社会資源として、障害者及び地域住民への認知度を上げ、誰もが利用しやすく、交流の図れる施設を目指します。			
連携協働する社会資源	水戸市			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-7** 障害者を対象とした事業【水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	<p>利用者の工賃向上や一般就職の支援に努め、利用者支援にあたっては、意思決定支援ガイドラインに沿った取り組みを進めます。</p> <p>主に身体障害者を対象とし、作業種目として、印刷・縫製・軽作業を行い、就労移行及び就労継続B型事業のサービスを提供します。</p>			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	<p>利用者のニーズ把握、事業PR、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携</p>			<p>利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼</p>
現状と課題	<p>利用定員は就労移行6名、就労継続B型34名で、平均利用者数は定員よりやや少なめです。一般就労への移行を希望するB型利用中の利用者も含め、情報提供や事業所見学、実習及び面接会への参加などの機会を提供しています。各作業とも、効率・単価等を意識しながら経費削減に努め、工賃向上のため収益アップを目指しています。利用者の障害が多様化しており、知的障害、精神障害のある利用者も増えています。短時間の利用や曜日ごとの利用など、利用者にあった就労の場の提供をしています。</p> <p>求人情報の収集や実習受け入れ先との連携の強化を図ることが必要となっています。また、利用者の高齢化、重度化、多様化への対応と印刷班利用者の後継育成に加え、作業機器の更新、作業工程の調整も必要となっています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する障害に適した対応ができるよう研修等に参加し、職員のスキルアップを図ることで利用者獲得に取り組みます。</li> <li>・利用者の事業所実習や就職説明会への参加促進や情報提供を行います。</li> <li>・利用者の状況に合わせた作業機器の更新や作業工程の調整などで、利用者が活動しやすい作業環境づくりと後継者育成を推進します。</li> <li>・作業環境の見直しや適切な利用者配置に努めます。また、精神障害者の支援等に係る職員の識見の向上を目指し研修に参加します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	見直し	実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-8** 障害者を対象とした事業【水戸市知的障害者就労支援施設はげみ】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	利用者の工賃向上や一般就職の支援に努め、利用者支援にあたっては、意思決定支援ガイドラインに沿った取り組みを進めます。 主に知的障害者を対象とし、作業種目として、クッキー・園芸・軽作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携			利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	利用定員は30名で、平均利用者数はほぼ定員と同じです。花苗は全10種類以上、野菜はナス等を中心に、学校、公的施設や企業等へ小売りするほか、行政機関等との契約栽培を中心に販路を拡げるほか、季節ごとの花壇整備やプランター植え替えも行っていきます。令和元年度は、茨城国体花いっぱい運動として、競技会場(市内6会場)を彩る5,000本を超えるマリーゴールド、コキアを栽培し、設置しました。茨城県の「工賃アドバイザー」の派遣指導により、店名を「Plasir HAGEMI (プレジールはげみ)」とし、ロゴ作成やショップカード、チラシを製作し、製品のブランド化を行い、全12種類のクッキー、マドレーヌ、ミニパウンドケーキを福祉の店や直売所、販売会などで販売しています。利用者一人一人が安定した環境の中で活動できるよう支援しています。引き続き作業の効率性、生産性、品質の向上を目指すとともに、安定的な収益を目指す上で売り上げを意識した取り組みが必要となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工賃アドバイザーの支援を受けながら、新しい商品づくりと工賃向上に取り組み、利用者の参加意識と達成感に配慮した利用者支援を行います。</li> <li>・園芸班においては、マルチロータリー(トラクター取り付け器具)導入による新しい品種への取り組みや作業効率及び生産性の向上に努め、工賃向上を目指します。</li> <li>・作業評価方法等も含め、利用者及び家族にとってわかりやすい支援目標の説明を行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-9** 障害者を対象とした事業【水戸市知的障害者就労支援施設みのり】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：障害福祉課)			
事業内容	利用者の工賃向上や一般就職の支援に努め、利用者支援にあたっては、意思決定支援ガイドラインに沿った取り組みを進めます。 主に知的障害者を対象とし、作業種目として、パン・クッキー・清掃作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携			利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	利用定員は30名で、平均利用者数はほぼ定員と同じです。清掃班では、市民センター、民間企業等から受注した床・窓清掃を中心に作業に取り組んでいます。また、新たにカーペット清掃・剥離清掃などの各々が得意とする作業も組み合わせ、グループごとで取り組んでいます。ドリーム班(パン、クッキー製造)では、定期的な販売に加え、保育園の給食としての販売も行っています。利用者の心身の変化に適切に対応し、利用者が安定した環境の中で活動できるよう支援しています。利用者の作業環境を維持するには、安定的、継続的な受注を確保していくことが必要となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各班の作業工程の見直しを行うとともに、県・市の共同受発注センターや受注先との連携を深め、工賃向上、販路拡大に取り組みます。</li> <li>利用者の家族との連携を図り、個々の利用者に沿った支援を行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-10** 障害者を対象とした事業【就労支援事業所水戸市リサイクルセンター】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：障害福祉課)			
事業内容	<p>利用者の工賃向上や一般就職の支援に努め、利用者支援にあたっては、意思決定支援ガイドラインに沿った取り組みを進めます。</p> <p>主に知的障害者を対象とし、空きビン・空き缶の選別作業を行い、就労移行及び就労継続A型事業のサービスを提供するとともに、職場適応援助員が、障害特性を踏まえた障害者の職場適応、定着を目的とした活動を行っています。</p>			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	<p>利用者のニーズ把握、事業PR、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携</p>			<p>利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼</p>
現状と課題	<p>利用定員は就労移行10名、就労継続A型10名で、平均利用者数は、就労移行は一般企業等への就職が進んでいるため定員の半数ほどですが、就労継続A型はほぼ定員と同じです。就職希望者に対して、作業活動を通して本人の適性を確認しながら生活面を整える支援を行っています。また、利用者への一般就労に関する情報提供及び障害者就職面接会への参加支援を行っています。A型利用者は雇用契約を結んで作業に従事し、賃金の使い方等を含めて将来地域生活に移行するための支援、情報提供などを行っています。</p> <p>新清掃工場移転による作業環境の変化に合わせ、送迎及び作業時間を含めた事業の組み立てが必要となっています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月に新清掃工場へ移転しての作業開始に伴い、作業時間の変更に伴う作業環境や拠点送迎による通勤に早く慣れるように支援し、就労しながら地域生活がスムーズに進むよう取り組みます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-11** 障害者を対象とした事業【就労支援事業所あかつか】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：障害福祉課)			
事業内容	利用者の工賃向上や一般就職の支援に努め、利用者支援にあたっては、意思決定支援ガイドラインに沿った取り組みを進めます。 主に知的障害者を対象とし、水戸市福祉ボランティア会館の清掃や喫茶はーとの運営、ごみ収集作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携			利用者の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	利用定員は20名で、平均利用者数は定員よりやや少なめです。水戸市福祉ボランティア会館の定期清掃業務を実施しています。会館内にある「喫茶はーと」では、食事等の提供や接客業務等を実施しており、利用者数は、会館利用者のほか、地域住民や団体利用も増えています。ごみ収集作業として、法人内の施設・事業所のごみの収集を行い、分別したごみを清掃工場へ搬入しています。令和元年度は、愛パーク河和田や各事業所の除草した草や剪定枝の収集を随時行っています。個々の利用者の状況に応じて、短時間利用や少ない日数での利用など、多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるように支援しています。一般就労した利用者に対し、必要に応じて、関係機関と連携しながら、職場巡回による定着支援に同行しています。清掃工場が移転するため、利用者の作業組み立てが必要となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の作業能力に合った作業実施内容への整理を行い、利用者が作業しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>・職員の研修を充実させ、知的、身体、精神障害の利用者が働きやすい支援に取り組めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。</li> <li>・事業所の安定した経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、企業、特別支援学校、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	見直し	実施
委員や住民からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業①-12** 障害者を対象とした事業【知的障害者等生活訓練事業】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：障害福祉課)			
事業内容	主に知的障害者を対象にした余暇活動及び生活訓練を、土曜日又は日曜日に行います。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	利用者のニーズ把握、事業PR、特別支援学校、 障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携			利用者の意思決定に 基づいたサービスの 提供、在宅生活維持 のための地域住民へ の理解促進や協力依 頼
現状と課題	地域の社会資源を活用し、社会の一員として、自立と社会参加の促進を図ることを目標に、日常生活及び社会生活上に必要な礼儀作法、生活技術、コミュニケーション等の生活訓練指導や娯楽、スポーツ、レクリエーションなどの余暇活動を行っています。土曜日又は日曜日を使って年間40回程度の活動を予定しています。参加者の希望に沿った活動を計画していますが、余暇活動支援として実施しているレクリエーションの活動が外出中心の内容に偏る傾向があります。			
具体的な 推進方法	・自立と社会参加の促進を図るため、日常生活及び社会生活に必要な生活面での訓練活動を中心に行います。			
計画終了時の 達成目標	・利用者が安心してその人らしく暮らせるよう、能力に応じた地域における自立生活支援を行います。			
連携協働する 社会資源	水戸市、企業、就労系障害福祉サービス事業所、水戸市障害者生活支援センター、水戸地区障害者生活・就業支援センターなど			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民 からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実

**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す

**事業①-13** 障害者を対象とした事業【愛パーク祭事業】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	水戸市をはじめ近隣市町村の地域住民への感謝を伝え、障害者が主役として楽しむことができるふれあいの場を目指して開催します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (近隣市町村圏域)	第2層圏域 (市全域)	第3層圏域 (中学校区)	第4層圏域 (小学校区)
圏域ごとのねらい・働きかけ	地域住民への事業PR			地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	「であい・ふれあい・ささえあい～共に生きる地域の実現を願って」をテーマに、地域住民への感謝、地域連携の大切さを目的として、11月初旬の土曜日に開催しています。事業内容は、ステージ発表、各施設ごとのワークショップ、福祉イベント、展示、模擬店などを企画しています。河和田事務局の各施設の利用者を中心とした事業で、運営委員会を組織し実施しています。以前は、祭の企画運営を職員だけで行っていたため、祭当日利用者と関わりながら利用者が主役となって楽しむことに課題がありましたが、ワークショップにおける来場者対応を一部利用者に分担したり、一部の模擬店の運営を外部業者へ委託したり、テントを持ち込みにしたりするなど、運営面での見直しを図り、以前と比較し余裕をもって楽しめるようになっていきます。			
具体的な推進方法	・運営委員会において事業の企画などを行い、より多くの地域住民が参加できる利用者主体のイベントとして発展、強化します。			
計画終了時の達成目標	・障害者が主役となり、誰もが楽しむことができるふれあいの場として、地域住民や関係機関などへ広めます。			
連携協働する社会資源	水戸市、近隣市町村、ゆたかな河和田をつくる会、河和田小学校、桜川市民センターなど			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業②-1** 高齢者を対象とした事業【水戸市いきいき交流センター】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：高齢福祉課)			
事業内容	市内の60歳以上の高齢者に生きがいのある生活を送っていただくため、各種教養講座などを開催します。また、介護予防事業や広く地域との連携を図れるような多世代交流などを行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	センターの利用促進、利用者ニーズの把握、事業企画、事業広報など	センターの利用促進、利用者ニーズの把握、事業企画、事業広報など		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内7か所(柳堤荘・あかね荘・葉山荘・長者山荘・常澄・ふれしあ・あじさい)のいきいき交流センターの施設運営管理を行っています。各種教養講座、健康相談、教室作品展発表会、公衆浴場、介護予防事業(健康講座など)、多世代交流事業などを通して、地域の高齢者が豊かな生活を送れるよう交流を図ります。</li> <li>センターごとに利用者数、多世代交流事業、設備面での違いがあります。</li> <li>各種教養講座の内容によって希望者数が均一ではありません。利用者ニーズを把握しながら望まれる内容への変化が必要となっています。</li> </ul>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>水戸市条例や指定管理者委託契約仕様書に従い、事業運営を行います。</li> <li>安全面に配慮しながら、利用しやすいセンターを目指し、新規利用者の増加、多世代交流事業の充実、迅速な修繕対応などを心がけます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な団体やボランティアと連携し、多世代交流事業を推進します。</li> <li>新規利用者の増加を目指します。</li> <li>利用者ニーズに基づき各種教養講座内容の見直しを図ります。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、NPO法人、ボランティア登録者(個人・団体)など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業②-2** 高齢者を対象とした事業【水戸市老人デイサービスセンターあかつか】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：高齢福祉課)			
事業内容	在宅の要支援・要介護高齢者を対象に、必要に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、集団及び個別機能訓練や季節に応じた行事など、本人のニーズに合わせた活動を提供します。質の高い安全安心な支援を提供できるよう、利用者の状況と意向を把握し、適切な個別介護計画を作成します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	利用者のニーズ把握、事業 PR、地域支援センターとの連携	高齢者支援センター、介護サービス事業所との連携	介護サービス事業所との連携、身近に利用できる場としての周知	利用者・家族の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	<p>利用定員は1日あたり30名ですが、平均利用者数は年々減少しています。サービス担当者会議やモニタリングを通して利用者ニーズを把握し、利用回数、送迎時間の変更、嗜好に合わせた給食の提供を行っています。職員会議、支援会議等で利用者一人一人の行動パターンを確認し、事故防止意識を高めています。利用者が機械浴から一般浴へ移行する等の目的を持った機能訓練に取り組んでいます。外出行事等については、入浴後の限られた時間での活動のため、移動の距離や時間に制限があります。</p> <p>利用者ニーズに沿った個別支援計画を作成することが重要となっています。利用者に立ち上がりや動き出し時に不安定な動きが多くみられるため、利用者の事故防止への取り組みを更に進める必要があります。機能訓練を通して利用者が家庭での日常生活動作に活かしていくことが課題となっています。また、利用者数の減少により財政面で影響が出ており、緊急に経営改善に取り組む必要があります。</p>			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況と意向について把握し、更にニーズに合った個別支援計画作成に努めます。</li> <li>・利用者の様々な動きを想定し、事故防止対策を徹底します。</li> <li>・利用者の入浴やトイレ、移動の場面を想定し、安全にスムーズな行動ができるように、介護機器利用や機能訓練を進めます。</li> <li>・利用者の希望に沿った行事や外出活動になるよう更に努めます。</li> <li>・地域住民のニーズを把握し、支援内容の充実を図りながら、事業 PR を関係機関等へ積極的にいき、利用者の増加を目指します。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源である公設の介護サービス事業所(通所介護)として、あり方を明確にします。</li> <li>・在宅において、安心してその人らしい自立生活が送れるよう支援します。</li> <li>・事業所の安定的な経営状態を目指します。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	水戸市、居宅介護支援事業所、水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、病院、介護サービス事業所など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民 からの意見	(住民)週2日とかデイサービスに行っているけれど、家にいるとき地域と関われない人が出て来ている。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業②-3** 高齢者を対象とした事業【水戸市立開江老人ホーム(養護老人ホーム)】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(指定管理／主管課：高齢福祉課)			
事業内容	自治体からの措置により、比較的身辺自立のできる高齢者を対象に、生活支援、保健衛生、余暇活動等のサービスを24時間体制で提供します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	行政との連携		地域住民への理解促進、地域活動への参加	
現状と課題	利用定員は104名、短期入所定員は6名ですが、年々自治体からの措置入所者は減少しています。日常の生活支援のほか、入所生活において季節感を感じられるよう、季節の行事として、花見会、毎月の誕生会、納涼祭、長寿を祝う会を実施するとともに、クラブ活動として、レクリエーション、手芸、陶芸、シルバーリハビリ体操、書道、音楽療法、三味と歌おう、詩吟の8種目を毎月1回実施しています。各利用者の個別支援計画を作成し、利用者の意向に沿った日常生活支援に取り組んでいます。地元双葉台の小中学校運動会参加、立哨当番、小学校交流会、中学校職場体験等を通じた地域交流活動を推進しています。納涼祭は、地域の祭りとして定着しており、令和元年度は過去最多の地域住民971名の参加があった一方で、利用者の参加が減少しています。クラブの参加者数が均一でないので、クラブ活動の活性化が課題となっています。また、地域交流活動への利用者参加が減少していることも施設の社会化を進める上で課題となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納涼祭について、地域の祭りとしての位置づけを維持しながら、利用者の意向を把握し、利用者が参加しやすい内容を検討します。</li> <li>・クラブ活動について、利用者の希望を伺い、魅力的な種目への見直しの検討と更なる充実に努めます。</li> <li>・利用者の状況を更に反映した個別支援計画作成に努めます。</li> <li>・地域交流活動を通じた住民への開江老人ホームの更なる理解促進及び地域住民の一員であるという意識が利用者に育めるような内容の見直しを行い、地域交流活動への参加促進に努めます。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の社会資源として開かれた施設を目指します。</li> <li>・安全安心で充実した生活が送れるよう、利用者の生活の質の向上を目指した事業内容に取り組めます。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	水戸市ほか県内の市町村、介護サービス事業所、病院、小中学校、近隣の商店など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民 からの意見	(住民)施設などの見学ができれば身近なものに感じられるのかと思います。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業②-4** 高齢者を対象とした事業【指定居宅介護支援事業所 在宅福祉サービスセンター】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	指定居宅介護支援事業所として、介護保険を利用する方が自立した生活を営むことができるよう、適切な介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、適正な支援を行います。また、特定事業所として、地域における居宅介護支援事業所への貢献と後進育成に取り組むとともに、研修への参加及び他機関、多職種との助言によりマネジメントの質を向上します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	特定事業所としての役割、地域支援センターとの連携	高齢者支援センター、介護サービス事業所との連携	介護サービス事業所との連携、身近に相談できる場としての周知	利用者・家族の意思決定に基づいたサービスの提供、在宅生活維持のための地域住民への理解促進や協力依頼
現状と課題	介護支援専門員7名体制(うち主任介護支援専門員2名)で行っています。利用者本人とその家族の意向に添いながら、利用者の自立支援に向けて専門的な立場から地域資源の活用など介護保険サービスにとどまらないケアプランを作成し、利用者・家族の意思決定に基づいたサービス提供を行っています。介護支援専門員のマネジメント力向上のための研修会や検討会等へ参加しています。介護保険特定事業所として定められている、地域における他法人の居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を目指した事業(研修会等の企画・運営、地域ケア会議への参加、介護支援専門員実務研修生の受け入れ)を行っています。令和元年度に職員の入れ替えがあり経験豊富なスタッフの割合が減少し、事業所全体の経験値(マネジメント力)が不足しています。地域全体の介護支援の質の向上を目標に、他機関との協同により企画・運営する研修会等への参加事業所・参加者数を増やしていくことが必要です。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内で、ケース検討会や情報共有のための会議を毎週1回開催します。</li> <li>・他機関の主任介護支援専門員からの専門的なアドバイスや多機関多職種連携による意見交換等を行い、更なるスキルアップを図ります。</li> <li>・職員のケアマネジメントの力量や介護保険制度に関する知識・スキルを向上するため、積極的に研修に参加します。</li> <li>・地域の居宅介護支援事業所の後進育成及び指導のため、他機関と協働で地域の事業所に向けた研修会をより一層開催します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人一人のマネジメント力を向上します。</li> <li>・特定事業所としての役割を果たします。</li> <li>・事業所の安定的な経営状態を維持します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、居宅介護支援事業所、水戸市地域支援センター、高齢者支援センター、病院、介護サービス事業所など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	見直し	実施
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業②-5** 高齢者を対象とした事業【介護保険認定調査事業】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：介護保険課)			
事業内容	<p>指定市町村事務受託法人として、介護保険要介護認定区分の新規、更新調査等を行います。</p> <p>※指定事務受託法人…保険者(市町村)からの委託を受けて、保険者事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人</p>			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	 <p>適正な調査業務の実施</p>			
現状と課題	<p>要介護認定調査を13名の職員(介護支援専門員)が、1人あたり1日3～4件の調査を行っています。調査は迅速かつ計画的に行う必要があるため、調査の申請日より、2週間以内に家族等に調査日の連絡を入れるように日程調整を実施しています。また、調査日の希望日がある場合は、希望に添えるように調整を行っています。調査件数が増加しており、また就労している家族等も多い中で、日程調整に時間がかかり、調査の実施が遅れてしまうことが課題となっています。</p>			
具体的な推進方法	<p>・月曜日から土曜日までを調査日としており、職員の勤務ローテーションによる土曜日の調査を実施し、対象者の希望に合わせた効率的な日程調整を更に進めます。</p>			
計画終了時の達成目標	<p>・水戸市からの依頼件数を遅滞なく調査終了します。          ・指定事務受託法人として、中立公正な調査事務を行います。</p>			
連携協働する社会資源	水戸市、居宅介護支援事業所、病院など			
年次計画	令和2年度 	令和3年度 	令和4年度 	令和5年度 
委員や住民からの意見				

## 基本方針2 一人一人が尊重される地域生活支援の充実

## 基本計画1 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す

## 事業③ 子育て世代を対象とした事業【一時預かり事業所あかつか スマイルキッズ】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市補助事業(主管課：子ども課)			
事業内容	<p>保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図るために、未就学児の一時預かりを行います。また、共生型福祉事業として、併設する身体障害者デイサービスセンター、老人デイサービスセンターの利用者と障害や世代に関わらず交流することを目的とした事業を、各事業所の職員が連携して行います。</p> <p>※共生型福祉事業は、市受託事業で主管課は障害福祉課です。</p>			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	 利用者の募集、利用者ニーズを反映した事業内容の実施			
現状と課題	<p>利用定員は1日あたり10名、保育士4名の体制で事業を行っています。利用料金は1日2,100円、半日1,050円となっています。保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的な、又は肉体的な負担の軽減のため、緊急かつ一時的に家庭保育が困難な場合に、月～土(9:00～17:00)でお預かりします。低年齢児の利用は増えていますが、保育所待機児童数の減少、冬場のインフルエンザ等感染症による利用控えなどにより、年間利用者数は減少しています。また、低年齢児が、共生型福祉事業を実施する際、障害者や高齢者と同じ行事に参加できるよう、行事内容に工夫が必要となっています。祝日実施や共生型福祉事業を特色とした事業PRなどによる利用者の増加対策が課題となっています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者募集について、様々な広報媒体(ポスター、チラシ、ホームページ、SNSなど)により、事業PRを行います。</li> <li>・職場の安全衛生管理体制(感染症対策含む)を万全にし、有資格者による専門的な保育を実施します。</li> <li>・利用者の年齢に配慮し、障害者、高齢者及び子どもが楽しめるような行事開催に努めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間延べ利用者数1,500人以上を目標値とします。</li> <li>・安全安心な保育環境、職員体制を維持します。</li> <li>・子どもの年齢に応じた行事に取り組みます。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市子育て支援・多世代交流センター(わんぱーく・みと、はみんぐぱーく・みと)など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民からの意見	(住民)子育て支援の更なる充実。働く世代へのサポート。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業④-1** 障害者相談支援事業【水戸市障害福祉基幹型支援センター】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：障害福祉課)			
事業内容	障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法等に基づく相談等の業務を総合的に行います。 (令和2年10月事業開始)			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	体制整備			
現状と課題	水戸市における相談件数の増加や障害者のニーズの多様化により、相談支援専門員へのサポートや緊急的な対応ができる体制整備の必要性から、「水戸市第5期障害福祉計画・水戸市第1期障害児福祉計画」の策定に伴い、令和2年度に1か所設置されます。身体、知的、精神のいわゆる3障害に加えて、難病や発達障害及び強度行動障害等の新たな障害態様が増えているとともに、高齢障害者の支援など障害者のニーズが多様化しています。計画相談支援の提供を行う相談支援専門員については、各種相談に対応するため、質の向上を目的とした研修等を受講していますが、困難事例の相談やアドバイスを求めることができる機関がないことが課題となっています。			
具体的な推進方法	・基幹相談支援センターの役割である「総合相談・専門相談」「地域の相談支援体制の強化の取組」「地域移行・地域定着の促進の取組」「権利擁護・虐待防止」を行う体制を整備します。			
計画終了時の達成目標	・水戸市における相談支援事業の中核的役割を果たします。			
連携協働する社会資源	水戸市、相談支援事業者、水戸市地域自立支援協議会、茨城県発達障害者支援センター、茨城県高次脳機能障害支援センター、茨城県障害児等療育支援事業所、水戸地区障害者就業・生活支援センターなど			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業④-2** 障害者相談支援事業【水戸市障害者生活支援センター】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：障害福祉課)			
事業内容	障害者総合支援法に基づく、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業者及び障害者相談支援事業等を行います。また、令和2年10月から基幹相談支援センター事業が開始するため、基幹との連携強化及び委託相談支援事業所としての役割を明確にし、相談支援体制の強化に努めます。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	利用者ニーズの把握、 相談対応、関係機関 調整など			
現状と課題	令和元年度から計画相談支援室ケアプランセンターりぼんと統合し、指定特定相談支援事業(計画相談)、指定一般相談支援事業として、福祉サービス利用時のサービス利用計画の作成、継続的なモニタリング等を行っています(計画相談)。 障害者の就労相談や計画相談の依頼についての相談が多いですが、一般的な基本相談についても対応を強化する必要があります。また、計画相談件数の増加に伴い、複合的な課題をもつ利用者に対応するため、相談支援専門員の質の向上を図り、多職種及び関係機関との連携を深めることが課題となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の一般的な基本相談が多いため、対応スキルの強化や連携機関との情報共有を行います。</li> <li>各相談支援事業所、各関係機関との連携強化を図るため情報交換の場を設置します。</li> <li>基幹相談支援センターとの連携を強化するため、資格取得等職員の相談スキルの向上に取り組みます。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	・地域で暮らす障害者が、安心してその人らしく暮らせるよう自立生活を支援します。			
連携協働する 社会資源	水戸市、相談支援事業者、障害福祉サービス事業所、水戸市地域自立支援協議会、茨城県自立支援協議会、茨城県発達障害者支援センター、茨城県高次脳機能障害支援センター、茨城県障害児等療育支援事業所、水戸地区障害者就業・生活支援センター、病院、警察、金融機関など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業④-3** 障害者相談支援事業【水戸地区障害者就業・生活支援センター】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／国・県受託事業			
事業内容	<p>国(茨城労働局)から雇用安定等事業を受託し、働きたいと就職を希望する方の相談及び在職者の職場巡回をし、職場定着支援や企業からの相談を行います。就職してから1年未満対象者の就労定着支援体制づくりを強化し、生活困窮者等の支援に関しては、関係機関と連携しながら対応していきます。</p> <p>また、県から生活支援等事業を受託し、一般就労しながら地域生活をしていくための相談と生活支援を行います。</p>			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (障害福祉圏域)	第2層圏域 (市全域)	第3層圏域 (中学校区)	第4層圏域 (小学校区)
圏域ごとのねらい・働きかけ	利用者ニーズの把握、相談対応、関係機関調整など			
現状と課題	<p>職業生活における自立を図るために、就業、日常生活、社会生活上の支援を要する障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関連機関との連携を図りつつ、必要な指導、助言その他必要な支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定につなげています。年々増加する登録利用者に対して、就労定着支援の巡回方法及び就職してから1年未満対象者の定着支援方法の見直しの必要性や生活困窮者のうち障害のうかがわれる者への支援方法の確立が課題となっています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録利用者、企業等関係機関との連携強化及び巡回体制の見直しを行います。</li> <li>就職してから1年未満対象者の定着支援に注力できる体制づくりを行います。</li> <li>生活困窮者自立相談支援事業と情報共有の機会を具体的に設定した連携基盤の強化を行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で暮らす障害者が、安心してその人らしく暮らせるよう自立生活を支援します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	<p>茨城労働局、茨城県、茨城県障害者職業センター、特別支援学校、水戸市、相談支援事業者、障害福祉サービス事業所、水戸市地域自立支援協議会、茨城県自立支援協議会、茨城県発達障害者支援センター、茨城県高次脳機能障害支援センター、茨城県障害児等療育支援事業所、水戸市障害者生活支援センター、病院、警察、金融機関、県内の障害者就業・生活支援センターなど</p>			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑤-1** 生活困窮者支援事業(自立相談支援事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：生活福祉課)			
事業内容	生活困窮者から広く相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行うとともに支援の種類・内容等記載した計画を作成し、関係機関と連携し一体的に支援を行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	相談受付、情報提供、生活支援、就労支援、食料支援、関係機関調整			
現状と課題	<p>水戸市役所庁舎内2階に自立相談支援室として設置しており、相談員4名(主任相談支援員1名、相談支援員2名、就労支援員1名)体制で実施しています。相談件数は年600件を超え、社会情勢の影響等により年々増加しています。相談内容により、必要な資源の提供や関係機関との調整などを図りながら、対応しています。8050問題やひきこもり等の複雑化する相談内容に対応できるよう、より一層相談員の知識・スキルを強化する必要があります。また、中間的就労の場が少ないため、社会生活に復帰参加する上での課題があります。</p> <p>※中間的就労とは…様々な理由から長期間仕事に就けず、生活保護などを受けている生活困窮者が、一般的な職業に就く前にその足掛かりとして、ボランティアや農作業、公的施設の清掃などの軽作業で就労訓練を受け、社会復帰の準備をする「就労訓練事業」のこと。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応力の向上のため、研修会などに積極的に参加します。</li> <li>・行政や県社会福祉協議会など、相談支援に必要な関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>・障害のうかがいのある対象者について、障害者就業・生活支援センターを含む関係機関等との連携強化を図ります。</li> <li>・中間的就労の場の確保に努めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	・地域で暮らす生活困窮者が、安心してその人らしく暮らせるよう自立生活を支援します。			
連携協働する社会資源	水戸市、茨城県社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPOフードバンク茨城、ハローワーク、不動産会社、金融機関、公共料金(電気・水道・ガス・電話等)事業者など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民)ひとり暮らしの人が増えてきて、経済的に苦しい人がいる。その方々の手助けをして欲しい。			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑤-2** 生活困窮者支援事業(学習支援事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：生活福祉課)			
事業内容	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の児童生徒に対し学習の支援や居場所づくりの拡大、保護者への進学相談を行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	学習支援や居場所などの提供、拠点整備など	行政や学校と連携し、対象者への情報提供		利用促進のため登録世帯へのアプローチ
現状と課題	<p>令和元年は、3会場で学習支援を開催しています(水戸市福祉ボランティア会館、南部老人福祉センターふれしあ、末広老人福祉センターあじさい)。市内全学区の児童生徒を対象にしており、小中学生を合わせて約80名の登録者がいます。ボランティア講師は、大学生、元教師、一般など合わせて約100名の登録者がいます。月に1回は、子ども食堂を開催しています。</p> <p>より自宅近くでの学習支援会の開催について検討しており、今後は学習支援の拠点を増やしていく予定です。拠点が増えることで、よりボランティア講師の継続的な確保が必要となっています。また、学習会に参加する生徒やその保護者からの、進学や進学費用に関する相談、さらに高校に進学した生徒が、高校等を中退せず卒業できるよう、継続して相談に応じることができるよう支援体制の構築が求められています。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未登録者に対して、学習支援会の案内が的確に届くよう協力します。(生活保護世帯…ケースワーカーから、準要保護世帯…学校から)</li> <li>・登録者であっても参加率が低い児童生徒に対して、可能な限り参加できるようアプローチをします。</li> <li>・児童生徒一人一人の個性を大切に、能力、環境、希望などを尊重した学習支援及び生活支援を行います。</li> <li>・講師ボランティアの安定的な確保のため、関係機関(退職校長会、大学等)との連携を強化するとともに、SNS等を活用して広報活動を実施します。</li> <li>・会場を増設する場合は行政(市生活福祉課)と協議しながら進めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒及びその家族の生活課題に着目し、それぞれが抱える課題を明らかにした上で、関係機関と連携を図りながら支援します。</li> <li>・地域における学びの機会を得られる拠点として、新たな社会資源に位置付けます。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市教育委員会、民生委員児童委員、退職校長会、退職教頭会、退職公務員連盟、大学、小・中・高等学校など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見	<p>(住民) 様々な方法で子どもたちの教育活動に携わっていただき大変感謝しております。三世帯同居が減少している中で大変貴重な経験をさせていただいております。</p> <p>(住民) 日本の将来を考察するに高齢者のウエイトを子どもたちに向け、子どもの小学校低学年から理数系をフォローする教育をお願いしたい。</p>			

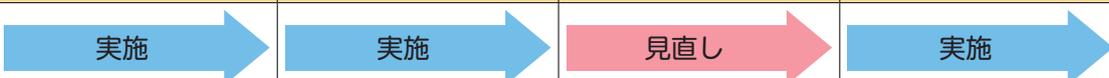
**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑤-3** 生活困窮者支援事業【生活福祉資金貸付事業】

事業種別	水戸市社会福祉協議会／県社協受託事業			
事業内容	低所得者・障害者及び高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立及び社会参加の促進を図ります。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	制度の周知			
現状と課題	経済的(多額の負債や税金滞納等)に課題のある相談内容についての対応を強化する必要があります。また、滞納者への対応が課題となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関係部署や法テラス、消費生活センターなどとの連携を深め、相談者の状況に寄り添った対応をします。</li> <li>償還に向けての継続的な訪問活動を実施します。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	貸付事業の制度目的に沿った運用を行い、対象者が地域で安心して暮らせる体制を整えます。			
連携協働する 社会資源	水戸市、茨城県社会福祉協議会、民生委員児童委員、税務署、金融機関、法テラス、消費生活センターなど			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑥-1** 権利擁護事業(水戸市権利擁護サポートセンター／県央地域成年後見支援事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市補助事業(主管課：高齢福祉課・障害福祉課)			
事業内容	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行います。</p> <p>定住自立圏構想における県央地域成年後見支援事業として、県央地域の市町村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村)が連携して成年後見制度の普及啓発、成年後見制度に関する相談支援、市民後見人の養成及び活動支援、法人後見団体の養成を行っています。また、首長申立てによる被後見人等に対し、法人として成年後見人などを受任します。</p>			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (定住自立圏域)	第2層圏域 (市全域)	第3層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第4層圏域 (小学校区)
圏域ごとのねらい・働きかけ	水戸市とともに他市町村との事業企画調整、実施、法人として成年後見人等の受任など	水戸市とともに事業企画調整、実施、法人として成年後見人等の受任など		
現状と課題	<p>県央地域の市町村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村)と連携し、各市町村社協の協力を得て、事業を実施しています。各市町村の成年後見制度に関する意識、理解、体制などに違いがあるため、平準化することが課題となっています。法人後見の受任については、被後見人などを定期的に訪問し、関係機関と連携を図りながら一人一人の生活状況に応じた支援を行うことができています。今後ますます成年後見制度の利用が必要な方が増加することが予想されるため、長期的な実施に向けて安定した人材の確保や住民に向けたさらなる啓発が必要です。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県地域定住自立圏共生ビジョン(令和3年度まで)に基づく施策を実施します。(成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援、市民後見人の養成及び活動支援、成年後見制度法人後見支援、法人後見の受任)</li> <li>受任審査会を開催し、適正な法人後見の受任を行います。</li> <li>運営審査委員会を開催し、事業全体のチェックを行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<p>茨城県地域定住自立圏共生ビジョン(令和3年度まで)に基づく目標値を達成するとともに、その後の継続事業においても成年後見制度の普及啓発を行い、地域で安心してその人らしく暮らせる体制を整えます。</p>			
連携協働する社会資源	<p>茨城県、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、茨城県弁護士会、法テラス茨城、リーガルサポート、茨城県社会福祉士会、家庭裁判所、地域支援センター、高齢者支援センター、茨城県社会福祉協議会、笠間市社会福祉協議会、ひたちなか市社会福祉協議会、那珂市社会福祉協議会、小美玉市社会福祉協議会、茨城町社会福祉協議会、大洗町社会福祉協議会、城里町社会福祉協議会、東海村社会福祉協議会、民生委員児童委員など</p>			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	(住民) 1人世帯高齢者後見人制度の充実			

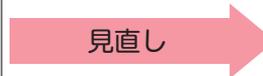
**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑥-2** 権利擁護事業(水戸市権利擁護サポートセンター／日常生活自立支援事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／県社協受託事業			
事業内容	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行います。日常生活自立支援事業として、判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行います。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	相談によるニーズ把握、地域住民への広報・啓発活動など			
現状と課題	年々利用者が増加しており、複合的な課題を有する利用者が増加しています。現在、専任の専門員及び生活支援員が支援にあたっていますが、今後は職員体制の見直しとともに、困難な課題に対応するため、職員の専門性の向上、関係機関との調整などが求められています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会の参加や定期的なケース検討会議などにより、専門員及び生活支援員の資質向上を図り、様々なケースに対応します。</li> <li>職員の増員など職員体制の強化を図ります。</li> <li>利用者の権利を擁護するために必要に応じて成年後見制度への移行を検討します。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	社会資源として認知度が向上し、権利擁護意識の醸成が図られ、判断能力に課題があっても地域で自立した生活が送れるよう支援します。			
連携協働する 社会資源	水戸市、茨城県社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、金融機関など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑥-3** 権利擁護事業(成年後見利用促進法に係る権利擁護支援の検討)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市受託事業(主管課：高齢福祉課・障害福祉課)			
事業内容	権利擁護支援を目的とした地域連携ネットワークの構築、中核機関設置等に向けての体制整備について、水戸市と協議を行いながら取り組みます。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	中核機関等の調査・研究を進める、各市町村との協議	中核機関等の調査・研究を進める、水戸市との協議		
現状と課題	成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)に基づき、水戸市では成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、令和3年度を目途に、その計画に位置付けられる地域連携ネットワークの推進役となる中核機関を設置する予定です。中核機関は公的機関であるとの位置付けが不可欠であり、市町村直営又は委託の形で、市町村の責任において個人情報の管理等を行うことが必要となっています。運営の主体はあくまで市町村ですが、市町村が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市町村が適切に選定することになっています。水戸市社協としては、県央地域成年後見支援事業の実績を踏まえ、中核機関を受託する方向で考え、調査・研究を進めるとともに水戸市と協議を重ねながら、広域での望ましい権利擁護支援の形を検討します。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地での実践事例を学び、情報収集・分析を行います。</li> <li>・受託に向けた組織体制の見直しを図り、水戸市と協議します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携ネットワークの主導的な役割を果たします。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	茨城県、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、茨城県弁護士会、リーガルサポート、茨城県社会福祉士会、家庭裁判所、地域支援センター、高齢者支援センター、茨城県社会福祉協議会、笠間市社会福祉協議会、ひたちなか市社会福祉協議会、那珂市社会福祉協議会、小美玉市社会福祉協議会、茨城町社会福祉協議会、大洗町社会福祉協議会、城里町社会福祉協議会、東海村社会福祉協議会、民生委員児童委員など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見				

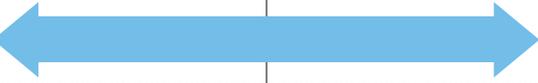
**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画1** 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す  
**事業⑦** 水戸地区社会福祉法人連絡会の活動促進

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	社会福祉法人相互の情報提供と協力による、地域貢献活動推進のため、連絡会の運営支援を行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ				
現状と課題	社会福祉法人連絡会は、社会福祉法人の地域貢献活動の情報共有や活動内容の検討を行うために組織されています。会員には水戸市内に法人本部又は事業所がある50の社会福祉法人等が加入しています。総会、役員会、研修会のほかに専門部会を設置し、具体的な地域貢献活動の取組内容を協議し、事業計画案を作成しています。設立して5年経ちますが、様々な社会環境の変化により地域貢献活動のあり方も変化しており、実例を見極めながら、社会福祉法人等が一丸となった地域貢献活動のあり方の検討をより一層進めることが課題となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、専門部会を開催し、企画立案した内容の実現に取り組みます。</li> <li>・各社会福祉法人等の役職員の資質を高める研修会を開催します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	・社会福祉法人の地域貢献活動を通しながら、地域住民のニーズを把握し、法人と地域が支えあう「福祉のまちみと」をつくります。			
連携協働する社会資源	水戸市、社会福祉法人 NPO法人など			
年次計画	令和2年度 	令和3年度 	令和4年度 	令和5年度 
委員や住民からの意見				

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画2** 地域福祉に必要な情報提供力・福祉啓発力を強化する  
**事業⑧** 広報戦略事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	社会福祉に対する明るく、未来志向のイメージ形成と地域福祉の理解促進を目的とした広報啓発活動を戦略的な視点で行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	情報発信、広報啓発			
現状と課題	地域福祉等に関する事業や活動は多岐にわたり、それらの情報はあふれています。地域福祉活動の理解促進を図るためには、多くの情報の中から確実に見える形で、地域住民に届けることが必要となっています。従来の広報紙、ホームページ、SNSといった媒体の活用を更に進めるとともに、情報を受け取る側の視点を持ちながら、情報を発信する側の明確な目的に裏付けされた戦略的な広報活動の在り方を再構築し、実行することが課題となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報戦略プロジェクトにおいて具体案を作成します。</li> <li>・具体案に基づく広報活動を実施します。</li> <li>・地域で活躍する地域リーダーの声を広めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の認知度を高めます。</li> <li>・社会福祉協議会の認知度を高めます。</li> <li>・地域住民に親しまれる広報紙等を目指します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、新聞社、ラジオ局、テレビ局、WEB制作会社、広告会社、印刷会社、大学、高等学校など			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
委員や住民からの意見	<p>(住民) 社会福祉協議会のメディアによる強化  (住民) 日常的な社協関係者の活動があまり見えない。色々されていることと思うが地域のニュースでも発行してもらえればもっと身近なものになると思います。  (住民) 一般の人達にとって社協の活動が把握できないのではないかと思います。広報誌だけではよく読まない人もいますので…。</p>			

**基本方針2** 一人一人が尊重される地域生活支援の充実  
**基本計画2** 地域福祉に必要な情報提供力・福祉啓発力を強化する  
**事業⑨** 福祉に関する教育推進事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	住民参加の地域福祉の基盤づくりを目的とした、福祉について理解・関心を深める福祉に関する教育に取り組みます。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとのねらい・働きかけ	関係団体への協力依頼	学校との関係づくり、企画提案		
現状と課題	<p>地域共生社会の実現のためには、地域に多様な人が存在し、多様な生き方があることに気づき、それを受け入れる意識を醸成することが大切です。地域の様々な人たちとの出会いを通じて、自分も地域の一員であり「ともに生きる」存在であるという社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の意識を育てることは、「地域において共生の文化を創造する総合的な活動」として必要になっていきます。地域住民が地域福祉を担っていくためには、住民自身が地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて自ら取り組んでいく手法を学ぶ、「気づきと学び」の筋道が必要です。そのことを通して、福祉課題に主体的に取り組む意識が形成され、地域の福祉力が培われます。地域福祉の推進には、「福祉に関する教育の推進」が不可欠になっています。</p> <p>また、現在、常磐大学の非常勤講師として市社協職員を派遣しています。大学と社協が有する資源や機能等を効果的に活用し、地域福祉の発展と福祉人材の育成に寄与する取り組みを強化していきます。</p> <p>※社会的包摂…社会的に弱い立場にある人をも含め、市民一人一人排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支えあう考え方のこと。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対して、市社協の存在を認知してもらう取り組みを行います。</li> <li>・発展的で多様な福祉に関する教育のプログラムを企画します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、地域、市社協のつながりを構築します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、小中学校、高等学校、大学、福祉団体、水戸市ボランティア連絡協議会、福祉サービス事業者など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民からの意見				

## 第3章 基本方針3に基づく実施計画

## 基本方針3

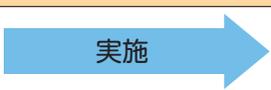
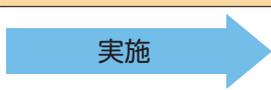
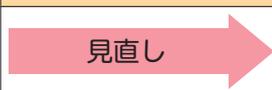
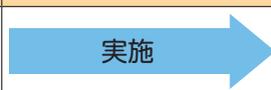
生活課題解決に向けた  
あらゆる機関との  
パートナーシップの確立

- 基本計画1 ワンストップ型の包括的な相談・支援体制(総合相談支援体制)を目指す
- 基本計画2 行政とのパートナーシップを強化する
- 基本計画3 住みよいまちづくり推進協議会、民生委員児童委員、女性会、福祉関係団体、NPO、ボランティア、市民活動団体等とのパートナーシップを強化する
- 基本計画4 多職種(保健・医療・教育・司法等)との横断的連携を図る
- 基本計画5 市社協内連携体制を強化する
- 基本計画6 共同募金運動の仕組み等を活用した民間財源確保意識を醸成する

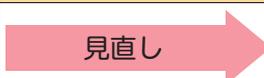
## 〈アクションプラン〉

- ▼基本計画1-① 「断らない」相談推進事業 **新規**
- ▼基本計画1-② 心配ごと相談事業(「心配ごと相談所」)
- ▼基本計画1-③ 結婚相談事業(「みとマリッジセンター」)
- ▼基本計画2-④ 市・社協協働体制促進事業 **新規**
- ▼基本計画2-⑤ 福祉台帳整備事業
- ▼基本計画2-⑥ 高齢者慶祝事業(敬老会ほか)
- ▼基本計画2-⑦ 災害時対応体制推進事業(災害ボランティアセンター事業) **重点**
- ▼基本計画3-⑧ 地域いきいき活性化協働事業 **新規 重点**
- ▼基本計画4-⑨ 多職種包括的支援構築事業 **新規**
- ▼基本計画5-⑩ 社協事務局職員の育成(わがまるセッションの発足及び活用) **新規**
- ▼基本計画6-⑪ 共同募金運動の啓発、推進
- ▼基本計画6-⑫ 歳末たすけあい援護事業

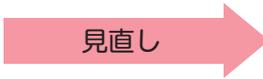
**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画1** ワンストップ型の包括的な相談・支援体制(総合相談支援体制)を目指す  
**事業①** 「断らない」相談推進事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	総合相談支援体制の構築を目指し、市社協のどの部署においても相談窓口になれるような体制づくりに向けて取り組みを推進します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	相談者への対応、 相談内容の分析			
現状と課題	市社協では、相談担当部署の職員が専門相談を受け付け、専門性を発揮しながら対応しています。住民や福祉サービス利用者等からの相談は、様々な生活場面で発生することも多く、相談担当部署以外の職員がその場で対応しなければならないこともあります。わからないと断ったり、たらい回しにするようなことがないよう、その場の職員の対応力(相談スキル)が求められています。また、住民の身近な場所に気軽に相談できる窓口を設置することが必要となっています。			
具体的な 推進方法	・相談支援課等の相談担当部署に関わらず、誰もが窓口となれるような意識の啓発と相談スキルの取得・向上のため研修等を行います。			
計画終了時の 達成目標	・総合相談支援体制を構築します。			
連携協働する 社会資源	水戸市、近隣社会福祉協議会、相談支援事業者など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見	(住民)私たちの身近に、困ったときに相談できる場所があるといいと思う。それを周知させる必要があると思う。			

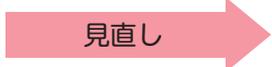
**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画1** ワンストップ型の包括的な相談・支援体制(総合相談支援体制)を目指す  
**事業②** 心配ごと相談事業(「心配ごと相談所」)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	市民福祉の増進を図るため、日常生活のあらゆる心配ごとや悩みごとに応ずる相談所を開設します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	あらゆる生活課題に 対する相談の受入れ			
現状と課題	<p>【開設時間】 毎週木曜日 13時～16時          【相談員数】 17名          【相談内容】 財産を含む家族内での相談が35%を占める。          【相談件数】 117件(平成30年度実績)</p> <p>複合的な課題を含む困難ケースに対応することが必要になっているため、相談員の専門的な知識と傾聴スキルの維持のために研修会(年2回)を行いながら実施しています。</p>			
具体的な 推進方法	・困難ケースの検討と情報共有を図る研修会を継続実施して対応するとともに、専門機関と連携して解決を図ります。			
計画終了時の 達成目標	・地域住民の身近な相談窓口として、様々な悩みや生活課題の解決につながる相談支援を行います。			
連携協働する 社会資源	民生委員児童委員など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見				

**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画1** ワンストップ型の包括的な相談・支援体制(総合相談支援体制)を目指す  
**事業③** 結婚相談事業「結婚相談所(みとマリッジセンター)」

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	市民福祉の増進を図るため、結婚を希望する未婚者の出会いの機会を広げる相談所の開設及びお見合いパーティ等を開催します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	事業PR、 相談者の募集			
現状と課題	<p>【開設時間】 毎週土曜日 13時～16時            【相談員数】 8名            【登録者数】 60名(男35名 女25名)(平成30年度実績)            【相談件数】 延べ252名(平成30年度実績)            【見合実数】 9組(平成30年度実績)            【成婚組数】 1組(平成30年度実績)            【イベント】 みとマリ出会いイベント(お見合いパーティ)</p> <p>登録者が少ないためマッチングに限界があります。また、行政などで実施している結婚相談も多くあり、社協が実施する結婚相談の意義を見直す必要があります。</p>			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な方法で広報宣伝活動を行います。</li> <li>「みとマリ出会いイベント(お見合いパーティ)」やマナー講座などを企画実施します。</li> <li>県及び市関連機関と連携を強化し、情報共有を進めます。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	登録者を増やす取り組みを行うとともに、社協が実施する結婚相談の見直しを進めます。			
連携協働する 社会資源	水戸市、茨城県、近隣の社会福祉協議会など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見				

**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画2** 行政とのパートナーシップを強化する  
**事業④** 市・社協協働体制促進事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	水戸市と一体となり、協働して福祉課題の解決を図れる体制づくりを進めます。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	水戸市との情報共有、 協議			
現状と課題	「地域福祉計画」をはじめ、「障害者福祉計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、水戸市の行政計画は、社協の事業と密接な関係をもっています。それらの計画を踏まえた上で、一体的な事業の推進を図り、福祉課題の解決を進めていくことが必要となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画の定期的な進捗管理を水戸市とともに進めます。</li> <li>・新規事業の受託や既に受託されている事業の見直し等に係る協議に際し、社協の視点を持って検討します。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との一体的な推進を目指します。</li> <li>・水戸市が設置予定の「(仮称)我が事・丸ごと連絡協議会」と情報共有を図ります。</li> <li>・水戸市との協力体制を強化します。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	水戸市			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見	<p>(住民)現在の社会福祉の活動状況と行政面での支援が実行されており、当面継続実行でOKと考えている。</p> <p>(住民)シルバーリハビリ体操の指導士を行っています。もっと参加者を増やすために町内会単位の小規模で行える施設が必要です。そのためには、行政が空き家などの活用を進めてくださると推進できると思います。行政間の連携を期待します。</p> <p>(住民)高齢者が多くなるとともに空き家が増し、環境が悪化して不安。</p> <p>(住民)公共施設の維持管理について管理者が明確に表示されているものは問題ないが、例えば堤防に設置してある「ふじ棚」の管理者が誰か明確にして欲しい。</p> <p>(住民)集合住宅に住む人たち(特に高齢者)の孤立化への対応を！交通手段の不十分さが外に出る機会をなくしている。タクシー代等経済的負担を感じている人が多い。</p> <p>(住民)土日でも会議等ができる体制が必要。行政の都合で土日に開催できなければ活動に支障が生じている。地区センターを強化させ、事務局の強化が必要。</p>			

**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画2** 行政とのパートナーシップを強化する  
**事業⑤** 福祉台帳整備事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	地域での孤立を防ぐために、水戸市内の援護を要するひとり暮らし高齢者などの現況確認を、民生委員の協力を得ながら実施し、その情報を福祉台帳として整備します。福祉台帳の情報は、地域行事への案内や災害時における支援などに活用します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	市民生委員児童委員 連合協議会との連携	地区民児協との連携		民生委員との連携
現状と課題	民生委員が、「ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の異動届及び現況調査票」により、随時の確認(新規・死亡・転居・解消など)及び年1回(2月)の定期的確認を行っています。社協では、その情報を福祉台帳として管理しており、社協支部の行事の案内、災害時のボランティアニーズの把握、ボランティアの派遣などに活用しています。市福祉総務課で管理している「災害時避難行動要支援者名簿」とは利用目的が異なっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の異動届及び現況調査票」により、随時の確認(新規・死亡・転居・解消など)及び年1回(2月)の定期的確認を民生委員が行います。</li> <li>社協において迅速かつ適切な情報管理を行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での見守り活動において、有効な情報資源の一つとして活用します。</li> <li>災害でのボランティア支援活動において、有効な情報資源の一つとして活用します。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市民生委員児童委員連合協議会など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見	<p>(住民)行政が把握している情報が即社協につながるようにして欲しい。(死亡、施設入所等空き家対策)</p> <p>(住民)ひとり暮らしの実態調査時、面談又は個人情報の提供を拒否する人が多くなってきており、活動がしづらくなってきている。</p>			

**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画2** 行政とのパートナーシップを強化する  
**事業⑥** 高齢者慶祝事業(敬老会ほか)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／各地域主催団体との共催事業(敬老会)、市との共催事業(金婚祝賀会)、自主事業(米寿の慶祝)			
事業内容	高齢者の長寿を敬い、地域での交流を目的として満75歳以上の方を招待し、敬老会を開催します。また、金婚祝賀会の開催や満88歳を迎える方に対し、長寿のお祝いを行います。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	市との協議		地域の実情に合わせた敬老事業の開催	敬老事業の案内、敬老事業開催の協力
現状と課題	社協支部の34地区において、地域の各種団体と連携協力しながら敬老会を開催しています。招待者は年々増加し、令和元年度は35,595人、対前年比104.4%でした。出席者数は、対前年比144.7%でした。34地区中、式典開催地区は22地区、サロン型交流会や記念品配布の地区は12地区となっています。増加する分担金は、会費や共同募金を財源としており、会費や募金額の減少とともに財源確保が困難になりつつあります。また、敬老会を運営する役員の高齢化により、運営自体が負担になっているという声があります。敬老会以外の事業としては、金婚祝賀会、米寿の慶祝事業などを行っています。			
具体的な推進方法	・各地区の実施状況を確認、分析しながら、支部長連絡協議会を通して情報共有し、望ましい高齢者慶祝事業の在り方を協議します。			
計画終了時の達成目標	・敬老会等について地域課題及び財源課題などを考え、幅広くより良い在り方について検討を深めていきます。			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見	<p>(住民)各小学校区で敬老会が行われているようですが、ある地域では記念品だけ、ある地域では厚いおもてなしをしているが、これから高齢者が増えることを考えると、具体的には、成人式のように75歳以上の方を会場に集め、長寿を祝う記念品は市や社協から直送するなど、水戸市民として同一のサービスになったら良いと思います。</p> <p>(住民)地域の敬老会対象者は1,800人近くいます。移動手段がないため、参加できない人がたくさんいます。地域の中をミニバス運行を検討して欲しいです。</p> <p>(住民)敬老会の参加率を考えて実施しているのか。自治区の参加者はゼロです。</p> <p>(住民)敬老会の在り方について再考して欲しい。一人一人のニーズが多様化している現代で、誰もが満足できる会などは期待していない。招待状と記念品は郵送することを提案します。本人も民生委員も最も負担の少ないものと考えて欲しい。</p> <p>(住民)敬老会の準備をしていましたが、町内会長等から招待状・記念品の配布を拒否されました。絆がとて薄くなった気がしてショックです。</p>			

**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画2** 行政とのパートナーシップを強化する  
**事業⑦** 災害時対応体制推進事業(災害ボランティアセンター事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	水戸市、関連機関等と災害時の連携・対応について、継続的な確認協議を行うとともに、災害ボランティアセンター関連研修会に参加します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	市との連携体制の協議・提示			
現状と課題	災害支援体制の整備として、平成29年度に「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、平成30年度に運営訓練を行い体制を整えてきました。令和元年10月、台風19号による被災者支援のために、災害ボランティアセンターを立ち上げ、実際の運営を行いました。センター閉所後は、実際のセンター運営での反省点を踏まえ、令和2年1月地域住民参加の訓練・研修を行いました。実際のセンター運営においては、立ち上げに対する判断、立ち上げの準備、立ち上げ直後の被災者ニーズ把握及びボランティアの受入れなど初動体制に関する課題がありました。いつ起こるかかわからない災害に対して、行政と一体となって対応できる体制が必要となっています。			
具体的な 推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時、災害ボランティアセンター運営訓練を行います。</li> <li>・ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの定期的な見直し及びマニュアルの職員理解の徹底を行います。</li> <li>・ 水戸市と災害発生時における役割等を明確にするため、協定の締結などを検討します。</li> </ul>			
計画終了時の 達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政等との連携協力体制を強化します。</li> <li>・ 発災から、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営、閉所、閉所後の相談対応まで円滑に流れるような体制を整えます。</li> </ul>			
連携協働する 社会資源	水戸市、茨城県、茨城県社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見	<p>(住民) 災害対策として防災訓練は有事の際に有効だと思うが、最終的には日頃から逃げる場所を自分で決めておき、自分の身は自分で守ることを徹底させること。また、要支援者対策を誰がどう対応するのか具体策を講じておくことが必要。</p> <p>(住民) 高齢者世帯(一人又は二人)が増える中での災害時支援の在り方。どのようにして高齢者を避難させるかを考えて欲しい。特に夜間の避難について。</p> <p>(住民) 災害時における行動を明確にしておきたい。</p> <p>(住民) 災害時、地域別の避難場所をもっと明確化する。災害時、避難場所において住民同士互いに安全を確認できるシステムにしていきたい。</p>			

- 基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画3** 住み協、民生委員児童委員、女性会、福祉関係団体、NPO、ボランティア、市民活動団体等とのパートナーシップを強化する  
**事業⑧** 地域いきいき活性化協働事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	少子高齢化、人口減少社会が進展する中、地域団体の役割が重要となっていることに伴い、各地域団体が置かれている立場や把握している課題に対して、更なる検討を深めます。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	各団体への働きかけ		地域課題・ニーズの把握	
現状と課題	国は、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(地域共生社会の実現)を進めています。各地域団体は、社会環境の変化や価値観の多様化に伴う地域課題の変化を捉えながら、様々な取り組みを行っていますが、団体単独では解決が困難な課題が多くなっています。国が設置した地域力強化検討会では、「『自分や家族が暮らしたい地域を考える』という主体的・積極的な取り組み」、「『地域で困っている課題を解決したい』という気持ちで活動する住民の広がり」、「『一人の課題』について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり」の3つの方向性を目指して、地域住民の「我が事」の意識を醸成することが必要であるとまとめています。それぞれの団体の活動目的を共有しながら、各団体の枠を超えて、話し合う場、意識をすり合わせる場、協働する場が必要となっています。			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携の意義を確認し、各地域団体が構成員となった協議の場をつくるための働きかけを行います。</li> <li>・地域課題の調査・研究に取り組みます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	・各地域団体との連携を強化し、協働体制の構築を目指します。			
連携協働する社会資源	水戸市、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市ボランティア連絡協議会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見	<p>(住民) 新規住宅を建て転居してきている人が町内会に入らず地域の連絡が取りづらくなっている。理由を聞くと、住民の会や社協や日赤などの負担金を払わなくて良いとはっきりと返答されます。</p> <p>(住民) 地域福祉活動は範囲が広く他組織とダブる部分が多く、それぞれの組織間で横断的見直しが出来れば、地域活動はより活性化すると思います。</p> <p>(住民) 高齢者事業は、様々な団体が実施しており重複事業が多いのではないのでしょうか。</p> <p>(住民) 町内会・自治会等への啓発が必要ではないのでしょうか。社協の事業や担当している人等に興味がない人が多いように見受けられます。</p> <p>(住民) 日頃の関心、啓発、対処が重要。本部も地域住民も形式ではなく具体的な日常活動が大切。</p>			

**基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画4** 多職種(保健・医療・教育・司法等)の横断的連携を図る  
**事業⑨** 多職種包括的支援構築事業

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	複合的な福祉課題に対応するために、多職種(保健・医療・教育・司法等)との横断的連携を図り、課題解決に向けての包括的支援体制を整えます。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとのねらい・働きかけ	各団体への働きかけ	高齢者支援センター等との連携、ケース検討	地域住民のニーズ把握	
現状と課題	<p>既存制度では対応が難しい生活課題が増えています。それらの生活課題の解決に向けては、福祉・介護以外の他領域専門機関との連携が必要であり、その領域は、保健、医療、教育、司法など多職種にわたります。特に、地域包括ケアシステムにおける医療との連携は、福祉専門職(特に介護支援専門員)に必要なスキルとなっています。</p> <p>※地域包括ケアシステム…2025年を目途に高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。</p>			
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的なケースに基づき、連携を進めます。</li> <li>情報を共有するための連携シートの整備や個人情報管理のルール化を検討します。</li> <li>職員の専門分野の知識・スキルの向上、コミュニケーション能力の向上を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種との更なる連携を図り、「顔の見える関係」をつくります。</li> <li>福祉サービス利用者や生活課題を抱えている地域住民が、安心してその人らしく自立した生活が営めるよう組織的、横断的な対応ができる体制を整えます。</li> </ul>			
連携協働する社会資源	水戸市、高齢者支援センター、他市町村、他社会福祉協議会、保健所、医療機関、学校、家庭裁判所、警察、金融機関、民生委員児童委員など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員や住民からの意見	<p>(住民) 親しい人への声かけはあるようですが、本当に支援が必要な人の把握はできていないのではないかと感じることがあります。</p> <p>(住民) 個人情報の件で様々な事例での統一の見解みたいなものを示して欲しい。(個人情報の提供に関する意見ほか3件)</p>			

- 基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画5** 市社協内連携体制を強化する  
**事業⑩** 社協事務局職員の育成(わがまるセッションの発足及び活用)

実施項目	
事業内容	社協事務局職員(施設・事業所職員含む)間の横断的な連携体制を強化し、自分の担当業務の中で生活課題の発見と問題解決を意識して動ける職員を育成する取り組みを行います。
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内研修の充実を図ります。</li> <li>・自分の担当業務だけでなく自分の担当業務外に対する深い理解と問題意識を持てる機会(わがまるセッション)をつくります。</li> </ul>
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の質の向上を目指します。</li> </ul>

- 基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画6** 共同募金運動の仕組み等を活用した民間財源確保(ファンドレイジング)意識を醸成する  
**事業⑪** 共同募金運動の啓発、推進

実施項目	
事業内容	社会福祉法人茨城県共同募金会が行う「共同募金・歳末たすけあい募金」「テーマ型募金」運動に協力します。
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の共同募金への理解と賛同を得るため、使い途を中心とした広報・PR活動の強化を行います。</li> <li>・各地域、施設、事業所での募金運動の推進、企業・団体・篤志家に対しての寄付協力依頼、職場や学校・保育所(園)・幼稚園などに寄付協力及び募金箱の設置を行います。</li> <li>・水戸市共同募金運営委員会において適正な助成の審査を行います。</li> </ul>
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が共同募金のしくみを理解し、地域福祉活動に参加している実感を持てるよう、より一層の積極的な協力を行います。</li> </ul>

- 基本方針3** 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立  
**基本計画6** 共同募金運動の仕組み等を活用した民間財源確保(ファンドレイジング)意識を醸成する  
**事業⑫** 歳末たすけあい援護事業

実施項目	
事業内容	共同募金歳末たすけあい募金の配分金により、在宅で援護を必要としている世帯及び歳末地域たすけあい事業への援護金の助成を行います。
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の共同募金への理解と賛同を得るため、使い途を中心とした広報・PR活動の強化を行います。</li> <li>・各地域、施設、事業所での募金運動の推進、企業・団体・篤志家に対しての寄付協力依頼、職場や学校・保育所(園)・幼稚園などに寄付協力及び募金箱の設置を行います。</li> <li>・歳末地域たすけあい事業助成基準を見直しを検討します。</li> </ul>
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が共同募金のしくみを理解し、地域福祉活動に参加している実感を持てるよう、より一層の積極的な協力を行います。</li> <li>・新たな基準に基づいた助成を行います。</li> </ul>

# 第3次 水戸市社会福祉協議会 発展・強化計画

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、水戸市の支援協力のもと、昭和28年任意団体として設立し、地域福祉増進のための各種事業を行ってきました。その後、事業範囲の拡大とともに法人化の気運が高まり、昭和44年に社会福祉事業法に基づき社会福祉法人として認可されました。以後、本会の事業と役割はますます広範囲となり、平成12年の社会福祉事業法(現在の社会福祉法)改正により、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の役割がより明確に位置づけられました。

平成4年4月には、常澄村社会福祉協議会を編入合併し、さらに平成17年2月には、内原町社会福祉協議会を編入合併し、地域福祉圏域が拡大されました。この間、会員会費や共同募金配分金をはじめとした自主財源や市補助金をもとに、地域福祉推進のための各種事業を実施してきましたが、福祉施策に関わる新たな法律の制定や現行法の改正等がなされ、本会が取り組んできた事業も多種多様となりました。

平成7年度には、市民生活の充実と将来における安心のため、地域福祉環境の整備を目的とした第1次水戸市地域福祉活動計画を策定し各種事業を展開してきましたが、その後、介護保険法や障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の施行及び地方自治法の改正等により、水戸市から委託されていた施設管理が指定管理者制度になるなど、本会を取巻く環境が大きく変化しました。平成21年度には、第2次水戸市地域福祉活動計画となる「福祉のまちづくり推進計画」を策定し、社会福祉協議会発展・強化方針を盛り込むことによって、今後の運営方針の基本として位置付けました。

このような中、平成24年の水戸市の行政改革推進本部の指針に基づき、水戸市社会福祉事業団との合併に向けた協議を進めるよう指示が出されました。両団体と水戸市が統合検討会議を重ね、平成27年4月1日に設置した合併協議会による審議を経て、本会が持つ地域福祉及びボランティア機能と社会福祉事業団が持つ障害・高齢者福祉及び施設管理運営機能を有機的に連携させながら、市の社会福祉事業をより活性化させるとともに、団体の経営基盤の強化と運営の効率化を図り、市民福祉の向上を目指すことを目的とした水戸市社会福祉事業団との合併を平成28年4月1日に行いました。

合併後の新生社協に求められる役割と今後重点的に取り組むべき事業の方向性をもとに、市の地域福祉における中核的団体として市と連携を図りながら地域福祉推進に係る事業を積極的に企画し、実施していくことを前提に各事業に取り組んでいきます。令和元年度に迎えた法人化50周年を契機としてこれまでの事業を振り返りながら、また、令和2年度を初年度とする第3次水戸市地域福祉活動計画及び水戸市社会福祉協議会発展・強化計画を中期的な計画の土台としながら、本会の組織、財務、事業について、近年の社会環境や地域コミュニティの現状を再確認した結果を反映させ、地域の福祉ニーズに対応できるような社会貢献活動を目指して、公共性の高い社会福祉法人としての責務を果たしていきます。

### 2 計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

## 第2章 本会の組織・財務・事業

### 1 本会の概要

本会の設立目的は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者の人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の増進を図ることです。(定款第1条)

本会の概要については以下のとおりです。

ア 設立	昭和44年3月27日
イ 代表者	会長 保立 武憲
ウ 基本財産	4,000千円
エ 役員	19人(理事16人、監事3人)
オ 評議員	31人
カ 評議員選任・解任委員会委員	5人
キ 委員会(委員会規程に基づく)	6委員会
ク 職員	270人(プロパー109人、嘱託112人、任用49人)

※役員、評議員、職員の人数は、令和2年4月1日現在の人数

本会は、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民が自ら地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間の福祉組織です。(新・社会福祉協議会基本要項より)

本会の組織体制は、理事会、評議員会、34支部が地域福祉推進の中核をなしています。事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する様々な案件について、理事会や評議員会に先立ち実施する各種委員会において協議し、運営全般に渡る審議を的確かつ適正に行っています。社会福祉事業団との合併後の事務局組織は、5課体制(総務企画課・地域福祉課・相談支援課・生活支援課・就労支援課)により運営しており、職員数は270名を超え、市の外郭団体において最大の規模となっています。

定款第1条の目的を基本理念とし、合併後の両団体の機能を有機的に連携させ、安心安全な地域づくりのための地域福祉推進や障害者や高齢者への支援、福祉施設の管理運営など、重点目標を掲げて事業の適切な運営に努めています。また、「みんなの福祉のまちづくり憲章」を制定し、市民の意識の高揚が図られるよう啓発に努めています。

誰もが住み慣れた地域の中で、お互いに支え合いながら、安心して元気に暮らせる「福祉のまち水戸」の実現のため、地域をはじめ関係団体等と連携・協力を図りながら、各種事業を積極的に実施してまいります。

## 「みんなの福祉のまちづくり憲章」について

「みんなの福祉のまちづくり憲章」は、市民の皆さんに、日頃から福祉に関心を寄せていただき、福祉のまちづくりに目を向け、みんなの力で福祉のまち水戸を目指していこうと、水戸市社会福祉協議会が、平成25年7月5日制定いたしました。

今後、地域のイベント、会議や集会などを通して、市民がいつでもどこでも、福祉のまちづくり意識の高揚が図れるよう、各種資料への掲載や唱和を行うなど、幅広く活用していただくことを目指しています。

# みんなの福祉のまちづくり憲章

わたくしたちは

住み慣れた地域の福祉を増進し

ふれあいと優しさ溢れる

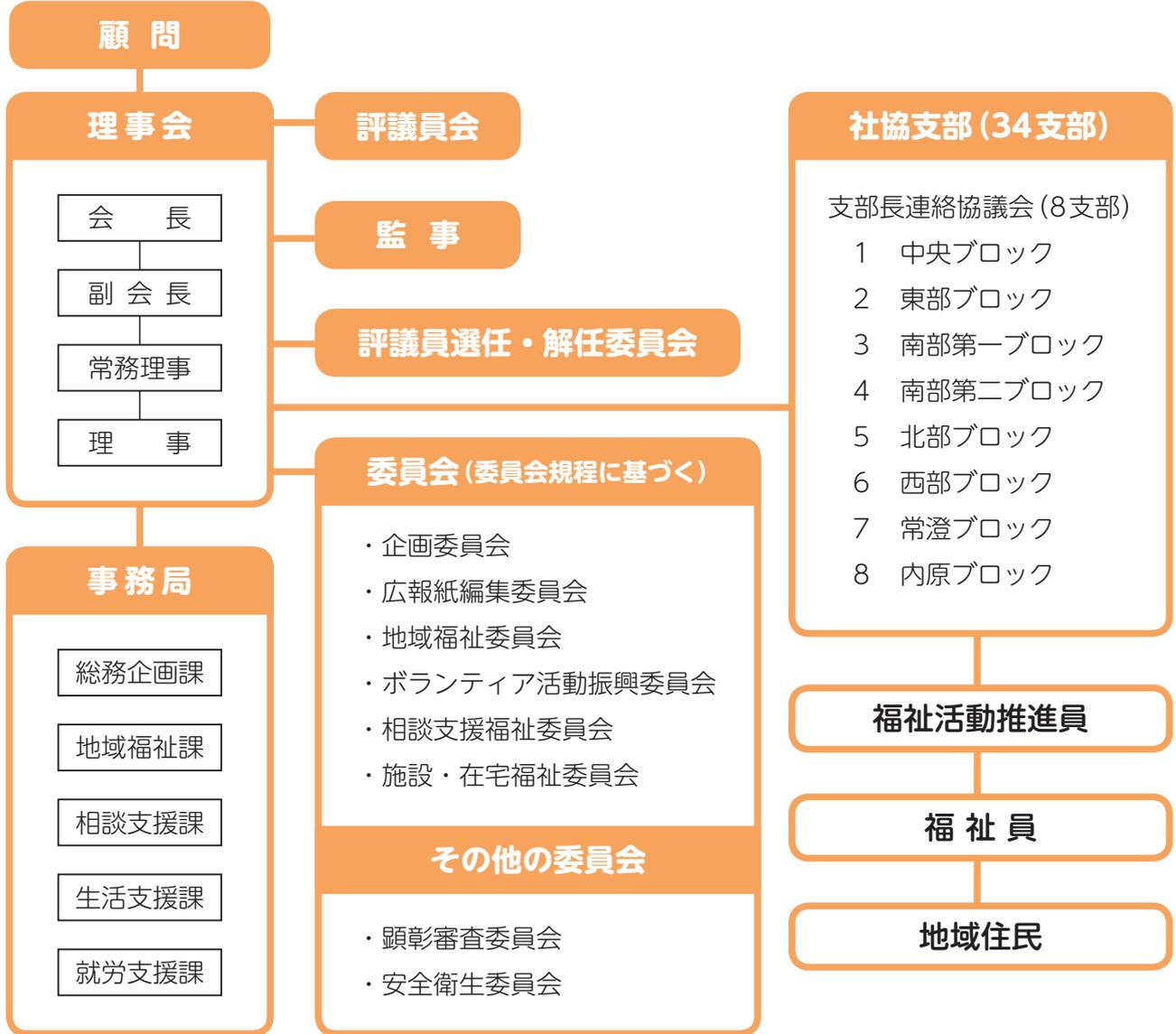
福祉のまち「水戸」を目指します。

- I みんなで 安全安心な暮らしにしよう
- I みんなで 子供たちを健やかに育てよう
- I みんなで 互いを理解し尊重しよう
- I みんなで 絆を大切に支え合おう
- I みんなで 福祉のまち「水戸」にしよう

## 2 組織

### (1) 組織図

令和2年4月1日現在



## 3 財務

### (1) 財産の状況(社会福祉事業団との合併前後の予算比較)

(単位：千円)

	合併前(2015年度)		合併後(2020年度)		差 引	
	収 入	支 出	収 入	支 出	収 入	支 出
社 協	405,605	457,405	1,758,685	1,845,751	1,353,080	1,388,346
資金残高繰入	51,800		87,066		35,266	
計 ①	457,405	457,405	1,845,751	1,845,751	1,388,346	1,388,346
事業団	1,380,215	1,422,199			△1,380,215	△1,422,199
資金残高繰入	41,984				△41,984	
計 ②	1,422,199	1,422,199			△1,422,199	△1,422,199
合計(①+②)	1,879,604	1,879,604	1,845,751	1,845,751	△33,853	△33,853

※資金残高繰入は、前年度までの繰越金を当初予算の収入に充当し、収入支出を同額にするためのものである。

## (2) 財産の状況(令和2年度資金収支予算)

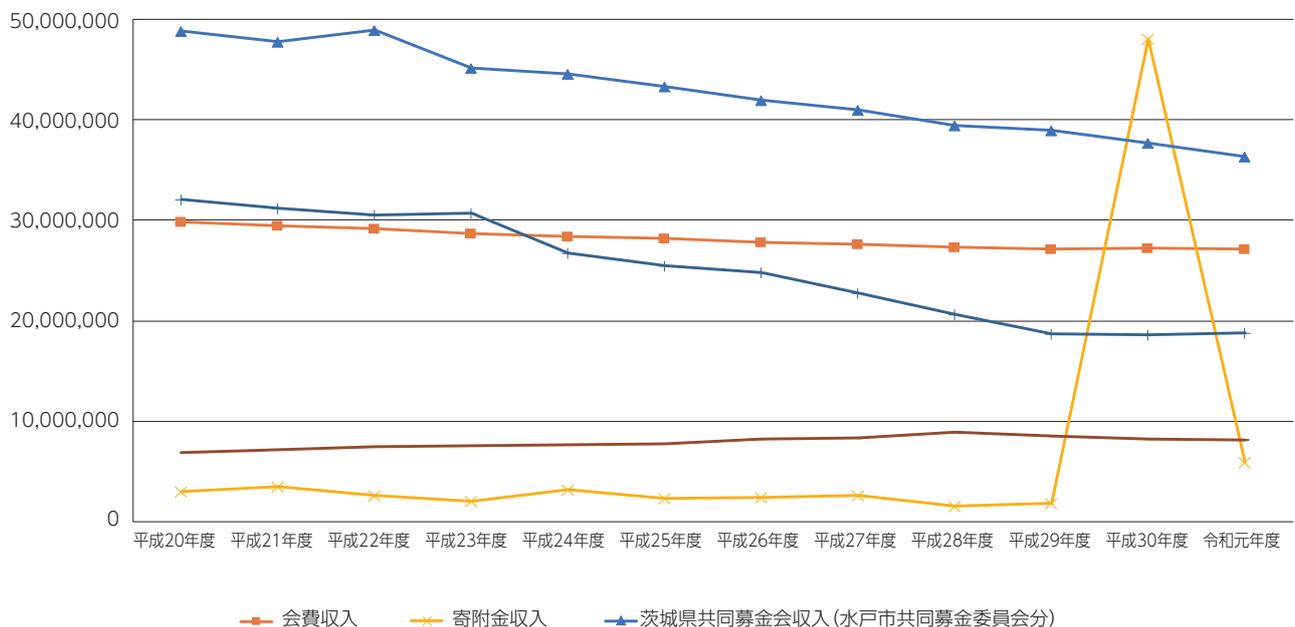
(単位：千円)

勘定科目		予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	会費収入	27,000	27,500	△ 500	
		分担金収入	800	800	0	
		寄附金収入	1,975	2,000	△ 25	
		経常経費補助金収入	108,479	108,212	267	
		受託金収入	1,316,346	1,261,347	54,999	
		事業収入	6,103	6,226	△ 123	
		介護保険事業収入	137,841	149,984	△ 12,143	
		老人福祉事業収入	4,306	3,706	600	
		保育事業収入	3,234	3,244	△ 10	
		就労支援事業収入	88,095	87,259	836	
		障害福祉サービス等事業収入	18,548	18,121	427	
		受取利息配当金収入	905	903	2	
		その他の収入	18,053	18,788	△ 735	
		事業活動収入計(1)	1,731,685	1,688,090	43,595	
		事業活動による支出	支出	人件費支出	1,256,738	1,243,762
事業費支出	302,652			300,745	1,907	
事務費支出	109,433			87,631	21,802	
就労支援事業支出	87,765			87,259	506	
共同募金配分金事業費	7,880			8,204	△ 324	
分担金支出	11,100			10,890	210	
助成金支出	21,317			21,765	△ 448	
その他の支出	9,065			9,054	11	
事業活動支出計(2)	1,805,950	1,769,310	36,640			
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 74,265	△ 81,220	6,955		
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)				
	支出	固定資産取得支出	28,080	18,972	9,108	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	4,873	5,893	△ 1,020	
施設整備等支出計(5)		32,953	24,865	8,088		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 32,953	△ 24,865	△ 8,088		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	27,000	10,600	16,400	
		その他の活動収入計(7)	27,000	10,600	16,400	
	支出	積立資産支出	6,848	5,430	1,418	
		その他の活動支出計(8)	6,848	5,430	1,418	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		20,152	5,170	14,982		
予備費支出(10)			6,389	△ 6,389		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 87,066	△ 107,304	20,238		
前期末支払資金残高(12)		87,066	107,304	△ 20,238		
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0		

(3) 自主財源収入の推移(平成20年～令和元年度)

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会費収入	29,854,575	29,472,650	29,170,825	28,678,290	28,378,435	28,218,900
会費収入	29,854,575	29,472,650	29,170,825	28,678,290	28,378,435	28,218,900
寄附金収入	2,996,513	3,545,712	2,641,943	2,075,096	3,197,326	2,372,443
寄附金収入	2,996,513	3,545,712	2,641,943	2,075,096	3,197,326	2,372,443
茨城県共同募金会収入 (水戸市共同募金委員会分)	48,836,878	47,793,583	48,916,849	45,195,139	44,561,937	43,325,629
茨城県共同募金会から 水戸市社協への配分金収入	38,954,061	38,354,413	38,019,320	38,289,165	34,419,481	33,242,378
(内訳) 一般募金配分金収入	32,078,755	31,216,557	30,547,482	30,699,486	26,763,911	25,474,681
(内訳) 歳末たすけあい募金 配分金収入	6,875,306	7,137,856	7,471,838	7,589,679	7,655,570	7,767,697
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会費収入	27,772,150	27,613,000	27,307,908	27,149,286	27,236,637	27,102,000
会費収入	27,772,150	27,613,000	27,307,908	27,149,286	27,236,637	27,102,000
寄附金収入	2,476,623	2,589,390	1,579,056	1,853,079	48,085,620	5,885,618
寄附金収入	2,476,623	2,589,390	1,579,056	1,853,079	48,085,620	5,885,618
茨城県共同募金会収入 (水戸市共同募金委員会分)	41,912,651	40,953,283	39,449,074	38,931,128	37,683,138	36,374,280
茨城県共同募金会から 水戸市社協への配分金収入	33,036,716	31,117,703	29,578,859	27,165,868	26,892,128	26,900,271
(内訳) 一般募金配分金収入	24,811,699	22,736,473	20,684,053	18,668,868	18,606,128	18,755,538
(内訳) 歳末たすけあい募金 配分金収入	8,225,017	8,381,230	8,894,806	8,497,000	8,286,000	8,144,733



## 4 事業

### (1) 主な事業の一覧

令和2年4月1日現在

No	No	委託先等	形態	事業名	担当課
1	1	各地域団体	共催	敬老会	地域
2	2	市	共催	金婚祝賀会	地域
3	3	市・市障連	共催	身体障害者スポーツ・レクリエーション大会	地域
4	1	県共募	協力	共同募金運動(歳末たすけあい含む)	地域
5	1	市	指定管理	福祉ボランティア会館	総務
6	2	市	指定管理	いきいき交流センター柳堤荘	地域
7	3	市	指定管理	いきいき交流センターあかね荘	地域
8	4	市	指定管理	いきいき交流センター葉山荘	地域
9	5	市	指定管理	いきいき交流センター長者山荘	地域
10	6	市	指定管理	いきいき交流センター常澄	地域
11	7	市	指定管理	いきいき交流センターふれしあ	地域
12	8	市	指定管理	いきいき交流センターあじさい	地域
13	9	市	指定管理	身体障害者生活支援施設いこい	生活
14	10	市	指定管理	福祉作業所むつみ	生活
15	11	市	指定管理	身体障害者福祉センターつどい	生活
16	12	市	指定管理	開江老人ホーム	生活
17	13	市	指定管理	障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ	生活
18	14	市	指定管理	身体障害者デイサービスセンターあかつか	生活
19	15	市	指定管理	老人デイサービスセンターあかつか	生活
20	16	市	指定管理	身体障害者就労支援施設のぞみ	就労
21	17	市	指定管理	知的障害者就労支援施設はげみ	就労
22	18	市	指定管理	知的障害者就労支援施設みのり	就労
23	1	国(茨城労働局)	受託事業	雇用安定等事業(水戸地区障害者就業・生活支援センター)	相談
24	1	県	受託事業	生活支援等事業(水戸地区障害者就業・生活支援センター)	相談
25	2	県	受託事業	第1号職場適応援助者事業	就労
26	1	県社協	受託事業	生活福祉資金貸付事業	相談
27	2	県社協	受託事業	日常生活自立支援事業(権利擁護サポートセンター)	相談
28	1	市	受託事業	愛の定期便事業	地域
29	2	市	受託事業	生活支援体制整備事業	地域
30	3	市	受託事業	高齢者生活支援サポーター養成研修事業	地域
31	4	市	受託事業	障害福祉基幹型支援センター	相談
32	5	市	受託事業	障害者生活支援センター	相談
33	6	市	受託事業	生活困窮者自立相談支援事業	相談
34	7	市	受託事業	生活困窮世帯学習支援事業	相談
35	8	市	受託事業	介護保険認定調査室	生活
36	9	市	受託事業	就労支援事業所水戸市リサイクルセンター	就労
37	10	市	受託事業	就労支援事業所あかつか	就労
38	11	市	受託事業	知的障害者等生活訓練事業	就労
39	1	市	補助事業	県央地域成年後見支援事業(権利擁護サポートセンター)	相談
40	2	市	補助事業	一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ	生活
41	1		単独	水戸市社会福祉大会(社会福祉功労者等の顕彰含む)	総務
42	2		単独	広報啓発事業(広報紙「みんなのしあわせ」、ホームページ、SNS等)	総務
43	3		単独	第3次水戸市地域福祉活動計画の推進	総務
44	4		単独	会員(会費)募集	地域
45	5		単独	支部活動促進事業	地域
46	6		単独	高齢者慶祝事業	地域
47	7		単独	福祉相談所(心配ごと相談所・結婚相談所)	地域
48	8		単独	共同募金配分事業	地域
49	9		単独	社会福祉法人連絡会事務局の運営	地域
50	10		単独	ボランティアセンター(災害支援含む)の運営	地域
51	11		単独	ボランティア振興事業	地域
52	12		単独	地域活動ボランティア養成講座	地域
53	13		単独	福祉機器貸出事業	地域
54	14		単独	指定居宅介護支援事業所(在宅福祉サービスセンター)	生活
55	15		単独	訪問サービス事業所みらい	生活
56	16		単独	愛パーク祭	生活・就労

※市障連は、水戸市障害者(児)福祉団体連合会、県共募は、茨城県共同募金会の略称。

## 第3章 基本構想

### 1 運営理念

#### (1) 社協に求められる役割

社会福祉事業団との合併時に示された以下の5つの要点を発展・強化の重要な視点として位置づけることによって、合併効果を最大限上げられるよう各種事業の推進を図ります。

- ア 地域福祉の推進を図る団体として事業を積極的に企画・実施することにより、市民福祉の向上に寄与すること
- イ 公共的団体の立場から行政と民間の長所を生かしながら、市の政策に沿った公共性の高い事業及び信用・信頼が必要な事業等を、柔軟かつ効果的・効率的に運営すること
- ウ 先駆的な事業等を実施し、民間事業者等に対する先導的な役割を担うこと
- エ 行政の補完的・代替的な組織として、市の福祉政策の一翼を担うこと
- オ 福祉に関する専門的な運営、専門性の高いサービスを提供すること

#### (2) 地域福祉活動計画(福祉のまちづくり推進計画)に基づく事業展開

本会は、平成7年に第1次地域福祉活動計画を策定し、法人運営をしてきましたが、その後の関係法令の制定や改正、また行財政改革等もあり、本会を取巻く環境は大きく変化し、運営方針を再検討する必要が出てきたため、平成21年度に第2次計画となる福祉のまちづくり推進計画を策定しました。そして、今後ますます加速化する社会環境の変化に対応するために、令和2年度を初年度とする第3次計画を策定しました。

福祉のまちづくり推進計画は、今後の本会の事業運営方針であるとともに、地域住民や民間団体の協働計画という側面を持つものであり、市地域福祉計画と一体となって、それぞれの役割のなかで地域福祉を進めていくための重要な柱です。

### 2 運営目標

#### (1) 組織部門

社協は、公共性が高く、かつ民間団体としての性格を合わせ持っており、主体的な経営判断が求められます。社会福祉法人としての経営責任を果たしていくためには、理事会や評議員会をはじめ事務局体制の整備強化、運営の透明性を確保していく必要があります。

##### ア 役員・評議員・委員会委員の役割と機能の向上【実施計画－事業1、2、3】

様々な研修会等に参加し役員等の資質向上を図ることによって、組織運営等の機能の向上に努めます。

##### イ 社協会員制度の確立【実施計画－事業8】

社協会員制度のなかで、特に各世帯が加入する一般会員、個人が加入する特別会員の加入促進とともに、賛助会員及び団体会員の加入促進にも努めます。

##### ウ 事務局体制の整備【実施計画－事業4、7】

- ① 事業の確実な推進を図るため、5課体制による推進体制を確立します。
- ② プロパー職員だけでなく、再雇用職員や嘱託職員等を効率的・効果的に配置し、法人全体の経営状況を見極めながら職員体制を整備します。
- ③ 職員の資質向上を図るため、社会福祉士や介護福祉士等の専門職の資格取得に努めるとともに、全社協・県社協等主催の研修に積極的に参加します。また、内部研修の充実に努めます。

## (2) 財務部門

本会運営の財源は、公的補助金のほか、自主活動財源は、主に各世帯からの拠出による会員会費と共同募金です。社会経済状況の低迷や町内会への世帯加入率の低下等は、少なからず実績に影響を及ぼしていると考えられますので、地域福祉活動を一層充実するためにも、諸課題を解決し財源を安定的に確保する必要があります。

また、施設及び事業の財源は、大きく区分すると受託金収入と介護保険事業等収入(自主財源)になります。受託金収入については自立支援給付費や措置費といった特定財源があるものについても、一部において市の一般財源の補填を受けています。介護保険事業等収入や自立支援給付費などの法で定められた報酬のみによって運営している施設及び事業は、安定的な経営状態を保つために適正な利用率に基づく収入を確保し、管理経費等の支出を抑制していかなければなりません。会計処理を適正に行いながら、施設及び事業単位の収支のみならず法人単位の財務状況を考えたうえで、財政計画等の立案をする必要があります。

### ア 自主活動財源の確保と増強【実施計画－事業8、10】

- ① 広報活動や集会行事等の機会を通じて、福祉意識の啓発を行い、創意工夫を図りながら、自主財源の安定的確保に努めます。
- ② 社協会員会費をはじめとした自主財源増強のための財政に関する対策を検討します。

### イ 安定的経営への取り組み【実施計画－事業8、10】

- ① 財務状況を分析し経営課題を明確にするために、事業別に目指すべき方向性を明確にし、事業内容の見直しや充実を図り、適正な事業収入の目標額を定めることにより、安定的収入の確保を目指します。

## (3) 事業部門

本会は、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動等を通して、市民福祉の向上を図っていく組織です。これまで、地域福祉推進の中核となっている支部活動、ボランティアセンターにおけるボランティアの養成と活動の振興などに加え、障害者や高齢者等を対象とした福祉サービスも展開しています。また、年々行政からの受託事業も多くなっており、本会の目指すべき方向性を見極めながら、本会が持つ機能と関係機関等の社会資源とを効果的にネットワーク化し、地域福祉を推進する必要があります。

### ア 福祉意識の啓発【実施計画－事業5、9】

- ① 市民による福祉のまちづくり意識の高揚を図るため、「みんなの福祉のまちづくり憲章」を様々な機会に活用します。
- ② 水戸市社会福祉大会を開催し、福祉啓発活動の定着化を図ります。
- ③ 市民の福祉機器に対する意識を高め、活用を広げます。

### イ 支部活動の強化【実施計画－事業8】

- ① 地域福祉推進の中核となっている支部活動を充実するため、会員会費制度の共通理解を深めるとともに、支部組織の強化、関係団体との連携、住民の福祉意識の高揚を図ります。
- ② 生活支援コーディネーターを配置し、社協支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業などと連携のもと、地域課題を協議する場(協議体)をつくり、地域での支えあい活動を展開します。

### ウ ボランティアの養成と活動の振興【実施計画－事業6】

- ① ボランティア講座や研修等を充実し、ボランティアの拡大に努め、市民の参加を促進していくとともに、福祉ボランティア会館の機能を活かし、相談窓口であるボランティアセンターの充実に努めます。

- ② ボランティアセンターは福祉分野の活動が中心ですが、福祉分野以外の教育、環境、スポーツ、NPO 法人等幅広い分野の活動と相互連携できる機能を高めていくためにも、行政や関係機関と連携していきます。
  - ③ 災害時の避難所や被災後の生活支援においては、ボランティアの果たす役割と期待は大きいため、災害支援ボランティアの登録を推進するとともに、水戸市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく運営訓練を随時実施し、実際の支援に備えます。
- エ 指定管理者としての施設運営の充実【実施計画－事業4、7】
- ① 指定管理者として指定された施設については、仕様書に基づいた各施設の特徴を活かしながら、広報啓発し、利用拡大及びサービスの質の向上に努めていきます。
  - ② 施設運営に関わる職員のさらなる資質向上に取り組み、満足度の高い福祉サービスを提供します。
  - ③ 特に、障害者や高齢者を対象にした福祉サービス事業所においては、利用者の人格を尊重し、能力に応じた地域生活支援を行います。

## 第4章 実施計画

### 事業1 理事会の運営

実施項目				
事業内容	本会の意思決定機関及び執行機関である理事会を開催し、事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する様々な案件について審議を行いながら、代表理事などの職務のチェックを担い、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織のガバナンス強化を目指した業務執行機関としての更なる機能強化が必要となっています。</li> <li>役員に対する情報提供が不足しており、議論が深まらない傾向があります。</li> <li>議案の作成、規程の見直し等において、わかりやすい資料提示、制定目的又は改正目的の明確化などが求められています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施 →	実施 →	見直し →	実施 →
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協の現状や課題、委員会等での意見などについて、理事会に積極的に提案し、情報共有や協議を行うとともに、理事が所属する各地域団体等との連携・協働につなげます。</li> <li>議案の作成において、様式の統一化及び説明資料の充実を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務執行機関としての役割を明確にした上で、理事の役割の共通認識を高めるとともに、課題などを協議できるよう活性化を図ります。</li> <li>監事の意見等を反映し、福祉事業面、財務面において適正な運営を継続します。</li> </ul>			

### 事業2 評議員会の運営

実施項目				
事業内容	本会の議決機関である評議員会を開催し、社協の事業方針、事業計画・予算の決定、役員の選任・解任など重要事項に関する様々な案件について議決を行いながら、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織のガバナンス強化を目指した議決機関としての更なる機能強化が必要となっています。</li> <li>評議員に対する情報提供が不足しており、議論が深まらない傾向があります。</li> <li>議案の作成、規程の見直し等において、わかりやすい資料提示、制定目的又は改正目的の明確化などが求められています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施 →	実施 →	見直し →	実施 →
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協の現状や課題、委員会等での意見などについて、評議員会に積極的に提案し、情報共有や協議を行うとともに、評議員が所属する各地域団体等との連携・協働につなげます。</li> <li>議案の作成において、様式の統一化及び説明資料の充実を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決機関としての役割を明確にした上で、評議員の役割の共通認識を高めるとともに、課題などを協議できるよう活性化を図ります。</li> </ul>			

### 事業3 委員会の運営

実施項目				
事業内容	専門的事項について、本会の運営に参画し、会長の諮問に答えるとともに、本会に対し意見具申することを目的とした委員会を開催します。企画委員会、広報委員会、地域福祉委員会、ボランティア活動振興委員会、施設・在宅福祉委員会、相談支援福祉委員会の6つの常設委員会を中心に運営します。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の構成員が理事及び評議員のため、理事会や評議員会における視点との差別化が必要となっています。</li> <li>委員会委員に対する情報提供が不足しており、議論が深まらない傾向があります。</li> <li>委員会における意見の具現化、計画への反映等が求められています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度 → 実施	令和3年度 → 実施	令和4年度 → 見直し	令和5年度 → 実施
具体的な推進方法	委員会独自の視点を共有した上で、社協の事業や課題について、様々な情報提供を行いながら積極的な意見や提案を促します。			
計画終了時の達成目標	委員会(意見具申)→理事会(提案決定)→評議員会(提案議決)という組織運営及び事業推進に関する体制を確立します。			

### 事業4 役職員会議の運営

実施項目				
事業内容	事業の進捗状況確認、課題の抽出・共有、組織決定をする場として、課長以上の管理職をメンバーとした「役職員会議」を開催します。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織の意思決定と情報共有の場となっていますが、課を超えた横断的な連携強化には至っていません。</li> <li>事業進捗報告が中心となっており、議論が深まらない傾向があります。</li> <li>課内の成功事例や連携の好事例などについて積極的に組織内で共有し、組織力の向上を図ることが求められています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度 → 実施	令和3年度 → 実施	令和4年度 → 見直し	令和5年度 → 実施
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業進捗報告・評価」「課題提案・改善」「将来構想」の区分に分けて、効果的な議論ができる会議にします。</li> <li>会議の協議結果を課内職員に伝達、共有し、「オール社協」の職員意識の醸成を図ります。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議において協議された方針や重要事項等が、理事会・評議員会・各委員会などへの提言につながることを目指します。</li> <li>職員の意見や提案を汲み取った各課からの積極的な提案ができる会議にします。</li> </ul>			

### 事業5 水戸市社会福祉大会(社会福祉功労者の顕彰含む)

実施項目				
事業内容	社会福祉への理解を図るための啓発活動として、講演会を開催するとともに、社会福祉活動にすぐれた働きをした方及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な方の顕彰を行います。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰について、推薦者にどのような方が対象となるか分かりやすく示すことが必要となっています。</li> <li>・その都度社会情勢等を考慮した講演会の講師の選定が必要となっています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰事例の記載等を行い推薦依頼書の見直しを図ります。</li> <li>・講師の選定に関して、年度のテーマを決定しながら検討を行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の福祉への関心、参加を促し、意識の変化を目指します。</li> <li>・社会福祉活動に功績顕著な方々の実績を広めます。</li> </ul>			

### 事業6 水戸市福祉ボランティア会館の運営

実施項目				
事業内容	水戸市の指定管理を受け、水戸市福祉ボランティア会館の部屋の貸出しや福祉ボランティア活動の事業推進を行います。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前・午後・夜間の3区分に分けて部屋の貸出しを行っていますが、昼間に比べて夜間の利用が進まない現状があります。夜間利用希望する団体は、若年層や企業等が多いため、免除団体要件を満たさない場合もあることから、他の無料施設に流れる傾向があります。</li> <li>・福祉ボランティア活動の事業推進では、ボランティアセンターを中心に進めていますが、ボランティア数は微増にとどまっています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度 実施	令和3年度 実施	令和4年度 見直し	令和5年度 実施
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤塚駅隣接の立地条件や無線 LAN などの設備面での利便性を中心に広報活動を行います。また、利用者の満足度などアンケート結果を広めます。</li> <li>・SNS を活用しタイムリーなボランティア活動の様子を広報するなど、ボランティア数を増加する取り組みを実施します。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア会館の認知度を高め、誰もが利用しやすい施設を目指します。</li> <li>・ボランティア活動の中核となる役割を担います。</li> </ul>			

### 事業7 職員研修事業

実施項目				
事業内容	役職員の資質の向上を図るための研修を企画，開催するほか，関係団体が開催する研修会に積極的に参加します。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成方針や職員研修計画の整備が不十分なため，社協としての一体感のある研修体系が組み立てられていません。</li> <li>OJT（職務を通じた研修），OFF-JT（職務を離れての研修），SDS（自己啓発援助制度）の区分に応じて実施していますが，OFF-JTが圧倒的に多く，OJTやSDSは今後積極的に推進する必要があります。</li> <li>正規職員のリーダーシップの強化と専門性の向上が求められています。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成方針に基づく職員研修計画を策定し，推進します。</li> <li>より効果的な研修計画の策定を目指し，研修ニーズの把握と効果測定を行います。</li> <li>「わがまるセッション」や「福祉に関する教育推進事業」と連携した人材育成に取り組みます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の質の向上を目指し，組織の人材育成力を強化します。</li> <li>職員の知識・スキルの向上を行い，事業継続力を強化します。</li> <li>「求められる職員像」を共有しながら事業推進できる体制を整えます。</li> </ul>			

### 事業8 社協会員会費制度

実施項目				
事業内容	各種自主事業推進の実施財源を確保するため，市民（個人・団体）に会員会費による地域福祉活動の理解を得ながら，会員拡大，特に特別会員・賛助会員・団体会員の拡充に努め，地域福祉活動の推進を図ります。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協会員会費制度は，社協支部，町内会（住みよいまちづくり推進協議会）を通じてだけでなく，広報紙，ホームページ，SNSなどの広報媒体を活用して周知を図っていますが，十分と言えない状況にあります。</li> <li>町内会の加入率低下の影響に伴い，年々会員会費（特に個人会員）は減少しており，喫緊に対策を講じる必要があります。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な広報媒体を使用し，社協支部で実施している地域福祉活動の理解促進を図るとともに，特別会員・賛助会員・団体会員の拡充に努めます。</li> <li>会費の意義や使い途の見える化事業（仮称）に取り組みます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの住民から会員会費制度の理解が得られるような取り組みを確立します。</li> </ul>			

### 事業9 福祉機器貸出事業

実施項目				
事業内容	寄贈のあった福祉機器(車いす等)を高齢者や身体に障害がある者などに短期的な貸出しを行います。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的、一時的な貸出事業として、一定の認知はされていますが、個人対象のみならず、イベント等の事業においての活用の場を広げる必要があります。</li> </ul> (参考) <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす保有台数(130台)※令和元年度</li> <li>・貸出実績 車いす 133件, 210台(令和2年1月末現在)</li> </ul>			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出事業の広報活動を活性化します。</li> <li>・一度に多くの貸与要望にも応えられるよう、車いすの維持管理に努めます。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズに合った福祉機器の貸出事業を目指します。</li> </ul>			

### 事業10 法人財政運用・管理に関する取り組み

実施項目				
事業内容	社協の財源は、公的財源として受託金収入、補助金収入等があり、自主財源として会議、寄付金、共同募金配分金、介護保険等があります。地域福祉活動を推進するにあたり、自主財源の確保に努めつつ、法人財源の健全な運用・管理を図ります。			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的財源については、関係機関とのヒアリングを行い、一定のルールに基づき査定されていますが、受託金の精算等今後厳しくなると予想されています。</li> <li>・自主財源については、地域住民や関係機関等からの理解と協力に基づき、確保していますが、年々減少傾向にあります。</li> </ul>			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
具体的な推進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報力の強化、訪問による説明等を行い、地域住民や関係機関等の理解を得ながら自主財源の確保を進めます。</li> <li>・新たな財源確保の方法を検討します。</li> <li>・受託金や補助金については、関係機関と協議を行い、法人全体の資産管理を適正に行います。</li> </ul>			
計画終了時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した事業継続が可能となるよう将来的な財政基盤の強化を目指します。</li> </ul>			

みんなのしあわせ地域いきいきプラン



福祉のまちづくり推進計画

## 第3次水戸市地域福祉活動計画策定の経過

期日	策定委員会	関係会議	策定委員会事務局
平成30年3月	策定委員会設置要綱の承認 策定委員会の設置	理事会／評議員会にて決定	
平成30年3月	市民委員公募		
平成30年8月			職員説明会 ・第3次計画の策定に関する事務 ・第2次計画の事業評価ワーキングチームに関する事務 ・第3次計画の計画策定ワーキングチームに関する事務
平成30年11月	委員委嘱		
平成30年11月	第1回策定委員会 ・委員長及び副委員長の互選について ・計画策定基本方針について ・策定スケジュールについて ・事業評価及び計画策定ワーキングについて ・福祉員・福祉活動推進員の意識調査について		
平成30年12月		理事会／評議員会にて経過報告	
令和元年6月		支部長連絡協議会にて経過報告	
令和元年7月	第2回策定委員会 ・福祉員・福祉活動推進員意識調査の実施計画(案)について ・第3次水戸市地域福祉活動計画素案について		
令和元年8月 ～11月			福祉員・福祉活動推進員意識調査の実施
令和元年12月	第3回策定委員会 ・基礎調査及び計画策定の基礎となる事業の概要等について ・第3次水戸市地域福祉活動計画施策体系について		
令和元年12月		理事会／評議員会にて経過報告	
令和2年3月	第4回策定委員会 ・福祉員・福祉活動推進員意識調査結果の概要について ・第3次水戸市地域福祉活動計画案について		
令和2年3月		水戸市関係部署との最終調整	
令和2年3月		理事会／評議員会にて報告	

## 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する地域福祉増進のための活動を、水戸市の関係福祉計画との整合性を図り、計画的かつ効率的に実施するため、地域福祉活動計画の策定を目的として、本会委員会規程第2条第2項に基づき、特別委員会を設置する。

### (名 称)

第2条 この委員会は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)と称する。

### (所管事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域福祉活動計画を策定するための基本的事項の検討及び総合的な調整に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

### (構 成)

第4条 委員会の委員は、次の各号により構成する。

- (1) 本会副会長
  - (2) 本会の企画、地域福祉、ボランティア活動振興、施設・在宅福祉、相談支援福祉委員会の委員長又は副委員長
  - (3) 本会支部長連絡協議会会長及び副会長
  - (4) 本会所管の市部長
  - (5) その他会長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員の互選による委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し議長となり、議事その他の会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (委員の委嘱)

第5条 委員は、本会会長が委嘱する。

### (会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときは随時開くものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 会議においては、委員以外の者から幅広く意見又は説明を聞くことができる。

### (会議の成立等)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成30年3月23日から施行し、第1条の目的完了日を以って廃止する。

## 水戸市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期 平成30年11月1日から令和2年3月31日まで

役職	委嘱区分	氏名	関係役職	備考
委員長	学識経験者	池田 幸也	元常磐大学教授	
副委員長	社協副会長	大内 元一	市民生委員児童委員連合協議会会長	R1.12.18 まで
	社協副会長 社協支部長連絡協議会会長 企画委員会委員長	井坂 照夫	社協城東支部長	
	社協副会長 企画委員会委員長	大関 茂	市住みよいまちづくり推進協議会会長	R1.6.25 まで
	社協副会長 企画委員会副委員長	堀井 武重	市住みよいまちづくり推進協議会会長	R1.7.4 から
	社協副会長 社協地域福祉委員会委員長	久信田 もと子	市地域女性団体連絡会会長	
	社協支部長連絡協議会副会長	田上 恵子	社協吉田支部長	
	社協ボランティア活動 振興委員会委員長	笹沼 慎一	ゆたかな河和田をつくる会会長	
	社協施設・在宅福祉委員会委員長	大野 光一	市障害者(児)福祉団体連合会会長	
	社協相談支援福祉委員会委員長	矢田部 秀夫	社協大場支部長 市民生委員児童委員連合協議会副会長	R1.11.30 まで
	社協相談支援福祉委員会委員長	楢崎 ひろ子	NPO法人 M・I・T・O21 理事	R1.12.1 から
	社協ボランティア活動振興委員 会副委員長	平沼 賢治	市ボランティア連絡協議会会長	
	水戸市医師会会長	原 毅	原医院院長	
	水戸地区社会福祉法人連絡会会長	高橋 康暉	NPO法人ピアニッシモ理事長	R1.6.25 まで
	水戸地区社会福祉法人連絡会会長	岡田 澄子	社会福祉法人恵和会理事長	R1.7.4 から
	社会福祉を目的とする事業を 経営する者	伊藤 友子	社会福祉法人勇成会 障害者支援施設ユーカリの里施設長	
	公募委員(市民)	富山 葉子		
	市保健福祉部長	大曾根 明子		

(役職名等は、委員委嘱時のもの、敬称略、順不同)

## アンケート調査の概要

### 1 市民意識調査

#### (1) 調査目的

地域における福祉課題や多様化するニーズを調べ、水戸市地域福祉計画(第3次)の基礎資料にするとともに、今後の福祉政策へ生かしていくため、「水戸市地域福祉計画策定に関するアンケート調査」を実施しました。

#### (2) 調査方法及び回収結果等

調査対象	18歳以上の市民のうち4,000名を住民基本台帳から無作為抽出
実施時期	2018(平成30)年9月26日(水)～10月15日(月)
配布・回収方法	郵送による配布・回収
回収結果	1,614件(回収率40.4%)
調査項目	①「地域」との関わりについて ②隣近所の人との付き合いや今後のことについて ③日々の生活における悩みや不安について ④災害時の対応について ⑤地域活動やボランティア活動について ⑥福祉サービスについて ⑦地域共生社会の実現について

### (3) 調査の主な結果

#### 調査項目① 「地域」との関わりについて

自治組織の加入状況は、2013(平成25)年度調査(以下「前回調査」という。)と比較して減少しています。居住年数別では、20年以上の長期居住者の割合が最も高く、居住年数が長い層ほど加入割合が高くなっています。

また、自治組織の未加入の理由としては、「誘われたことがないから」が最も多く、次に「特に困ることがないから」、「人間関係のしがらみや付き合いが面倒だから」といった理由が続いています。

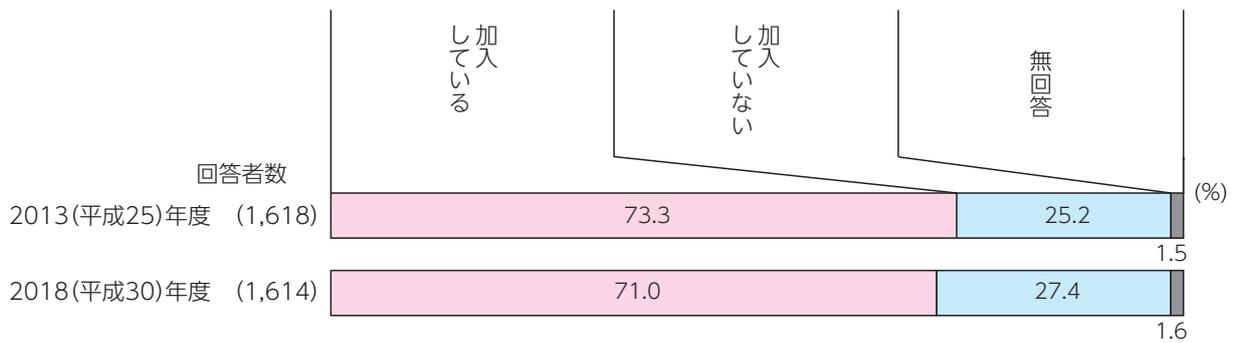


図1 自治組織の加入状況：経年比較

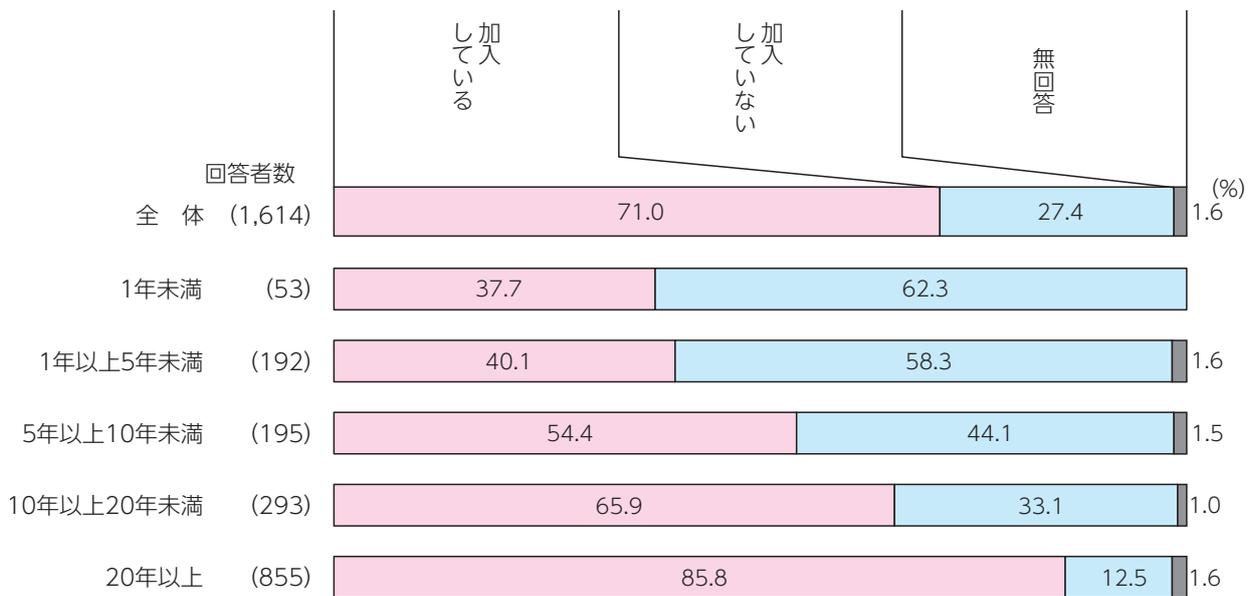


図2 自治組織の加入状況：居住年数別

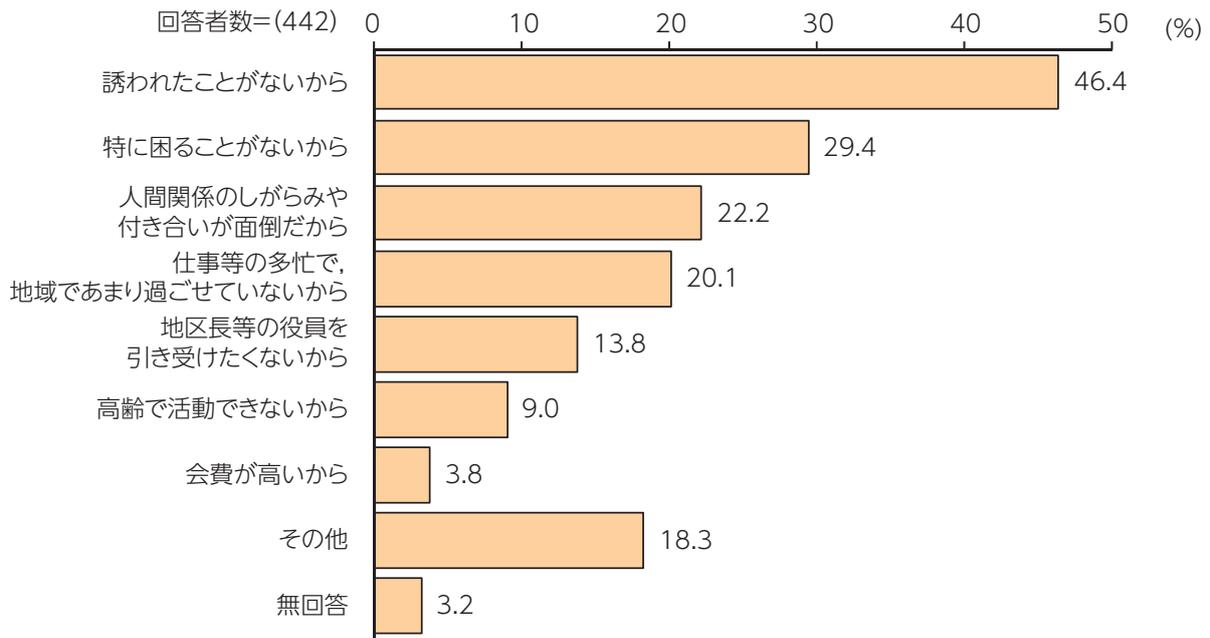


図3 町内会・自治会に加入していない理由(複数回答)

#### 調査項目② 隣近所の人との付き合いや今後のことについて

隣近所との付き合いは、「あいさつ程度の付き合い」と回答した方の割合が、前回調査に比べ、2.2ポイント高くなっています。

また、「近所付き合いはしていない」と回答した方の割合も、前回調査に比べ、1.1ポイント高くなっています。

なお、「近所の人とは会った時に立ち話をする程度の付き合いをしている」の割合が、前回調査よりも3.4ポイント低くなっています。

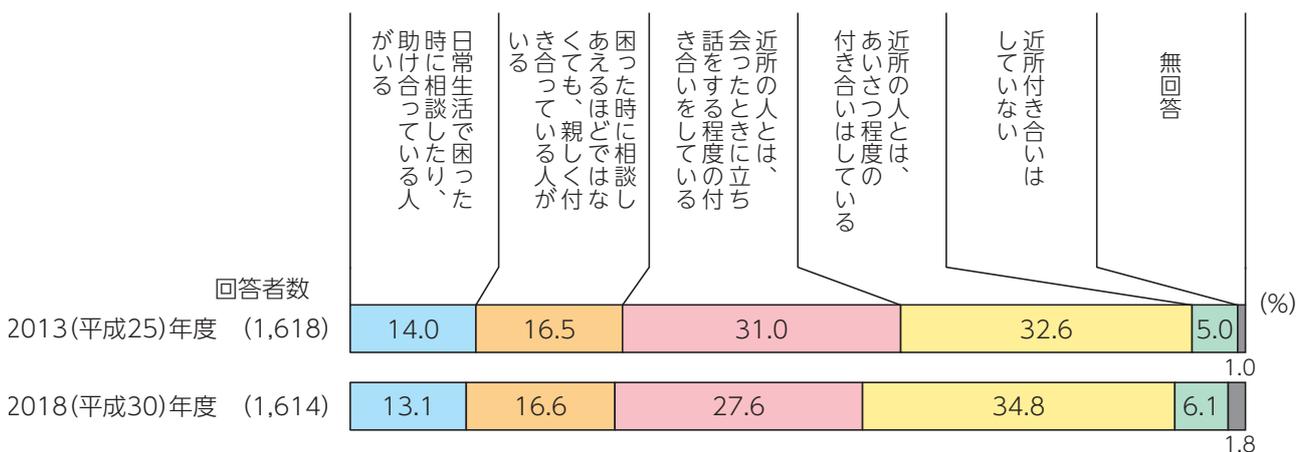


図4 近所付き合いの程度：経年比較

### 調査項目③ 日々の生活における悩みや不安について

悩みごとの相談先は、「家族・親戚」という回答が最も高く、次いで「知人・友人」と続いています。一方、「相談できる人はいない」、「どこに相談したらよいかわからない」という回答もあります。また、自治体等の相談窓口を利用する方の割合は低い状況です。

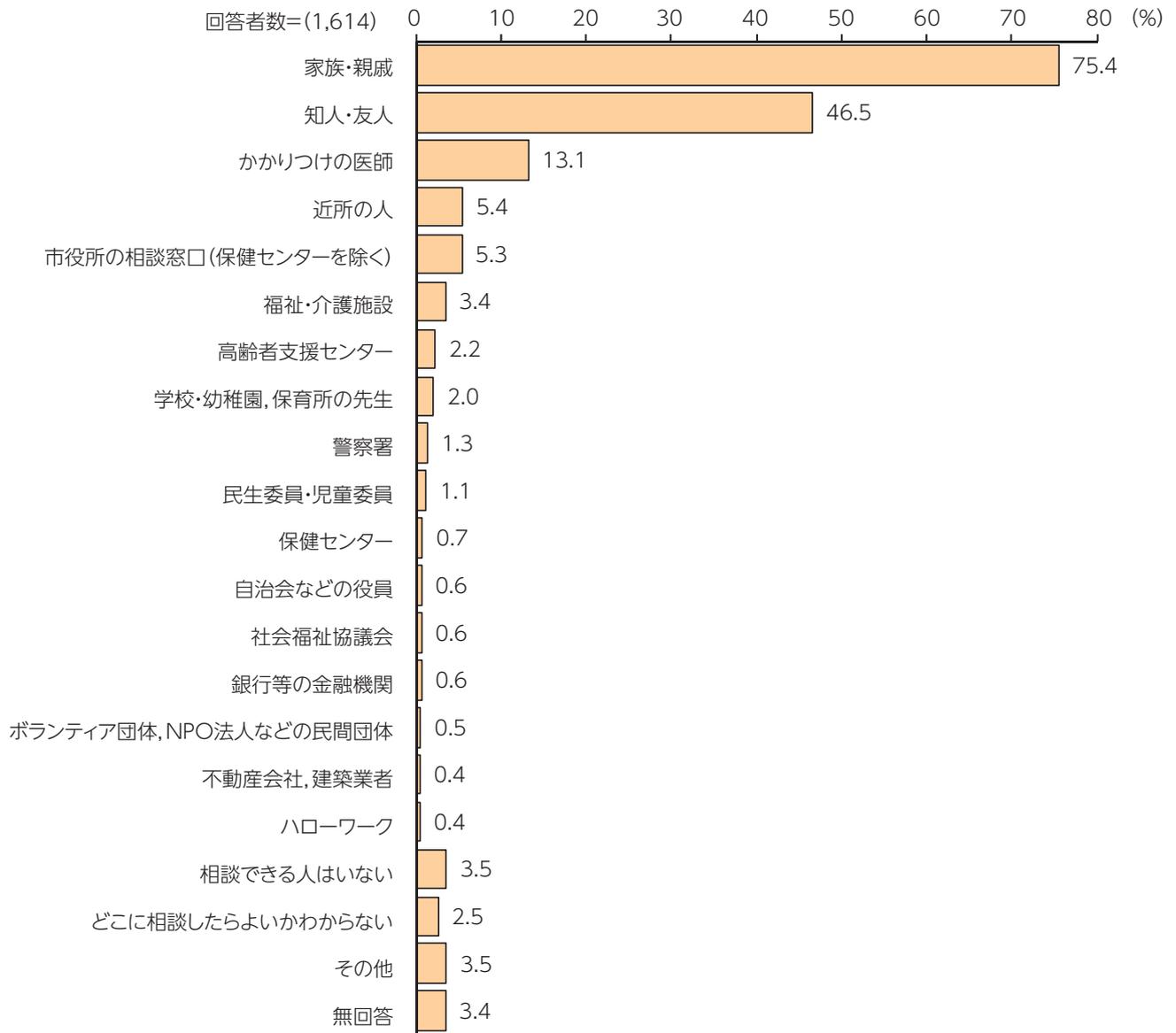


図5 不安や悩みの相談先(複数回答)

#### 調査項目④ 災害時の対応について

災害や緊急時の対応については、災害時に支援が必要な人や支援者の行動方針を示した「水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアル」の認知度が10%未満と低い状況です。

また、災害時避難場所の認知や防災備品の備蓄など、個人で準備等が必要なものについては、高いといえますが、日頃からの避難訓練といった、他者と協力して実施するものについては、低くなっています。

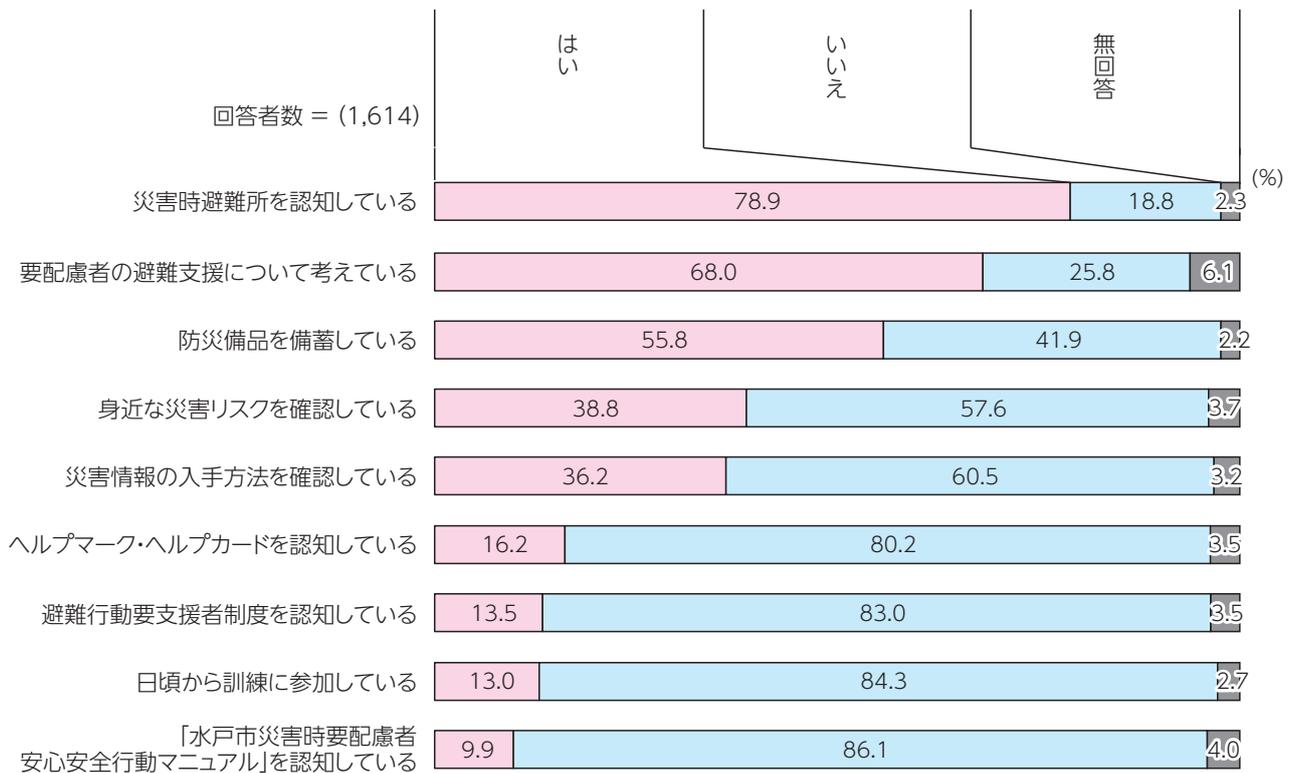


図6 防災や緊急時の対応について

## 調査項目⑤ 地域活動やボランティア活動について

## ア 参加状況について

地域活動やボランティア活動等の支援活動への参加状況として、前回調査時では、「現在参加しており、今後も参加したい」と回答した方が17.6%いましたが、2018(平成30)年度調査時では、13.6%となり、4ポイント減少しました。

また、「以前は参加しており、今後はまた参加したい」(5.9%)、「参加したことがないが、今後は参加したい」(30.5%)を合わせると、潜在的な参加意向層は36.4%となっています。

年齢別にみると、40歳から74歳については、年齢が上がるにつれて《参加層》の割合は高くなっていきますが、75歳を超えると割合が低くなっています。20歳代、30歳代は「参加したことがなく、今後も参加したいと思わない」の割合が高く、4割を超えています。

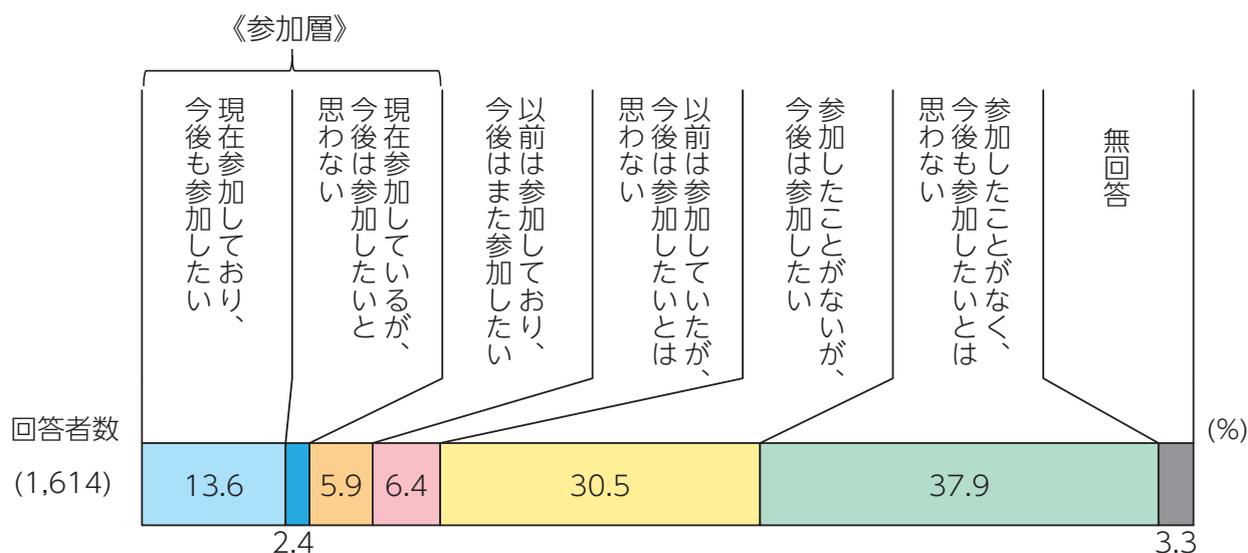


図7 地域活動やボランティア活動などの支援活動

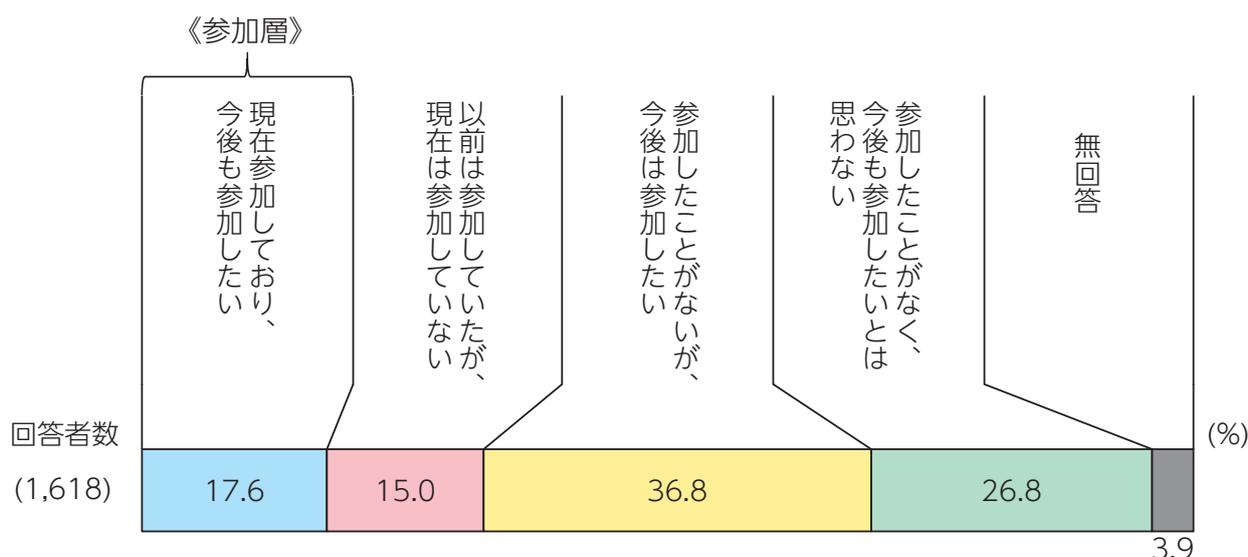


図8 〈参考〉2013(平成25)年度地域活動やボランティア活動などの支援活動

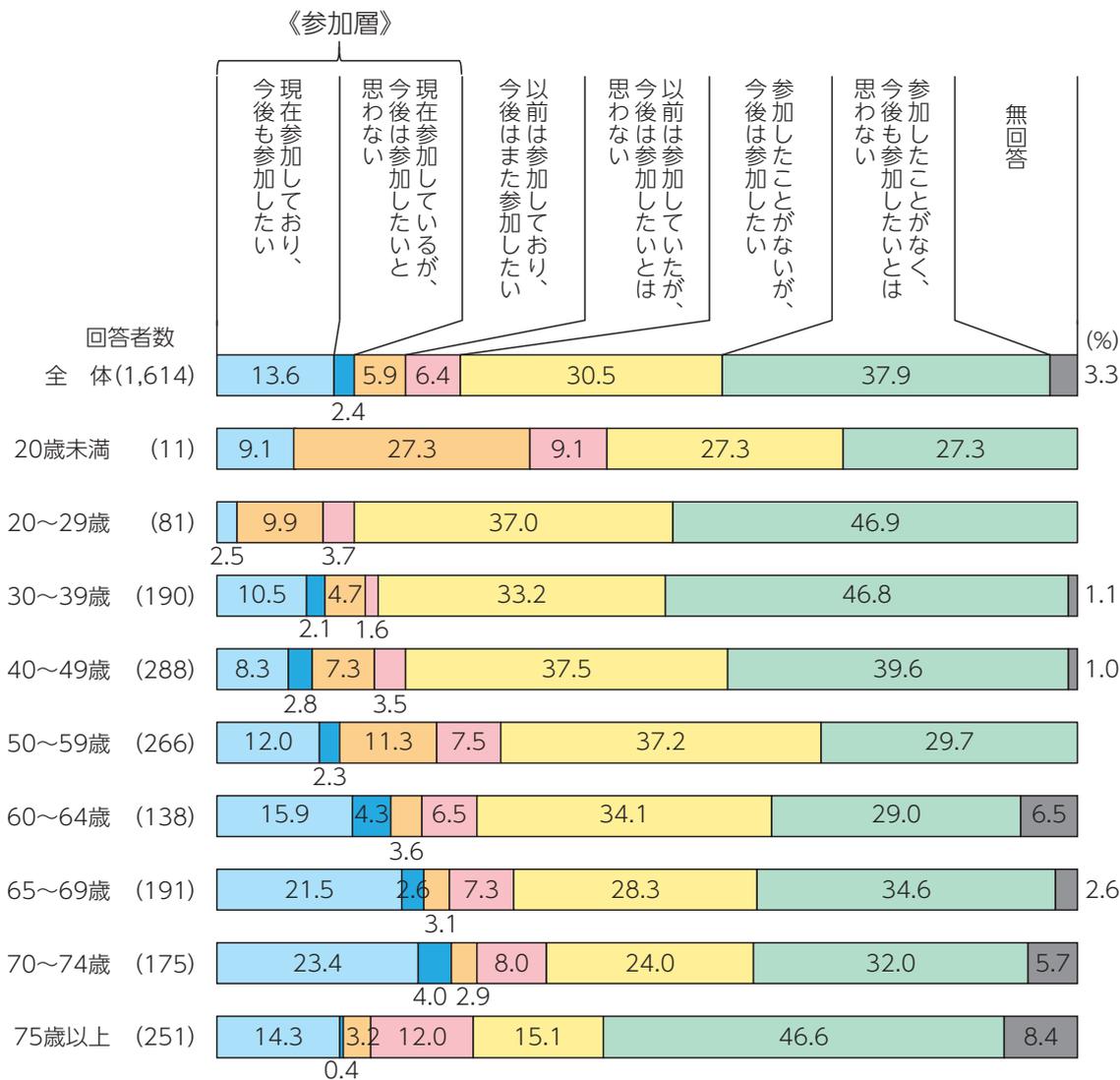


図9 地域活動やボランティア活動などの支援活動：年齢別

### イ 活動継続のための懸案事項について

地域活動やボランティア活動の参加経験者に、活動に当たっての課題を聞いたところ、「新たなメンバーが加入しない」が一番高く、また、活動未経験者の理由としては、「学業、仕事、家事などに忙しく、時間が取れない」が最も高くなっています。

地域活動やボランティア活動への参加の条件については、「気軽に参加できる」が最も高く、次いで「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日が自由である」と続いています。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととしては、「活動に関する情報を積極的に発信する」が最も高くなっています。

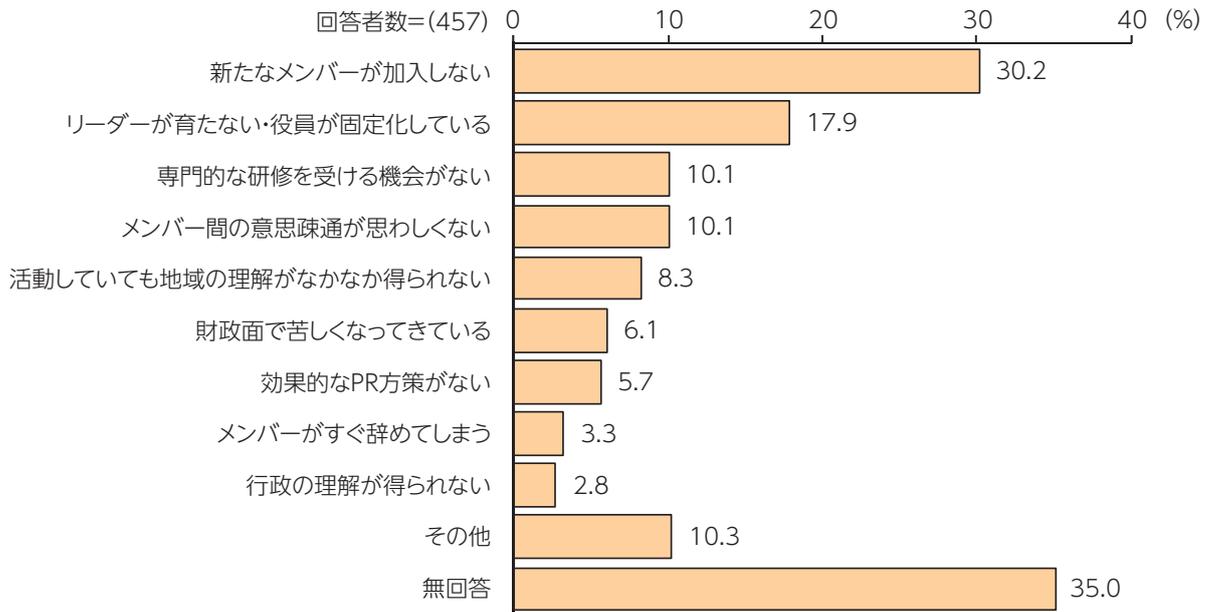


図10 活動にあたっての課題(複数回答)

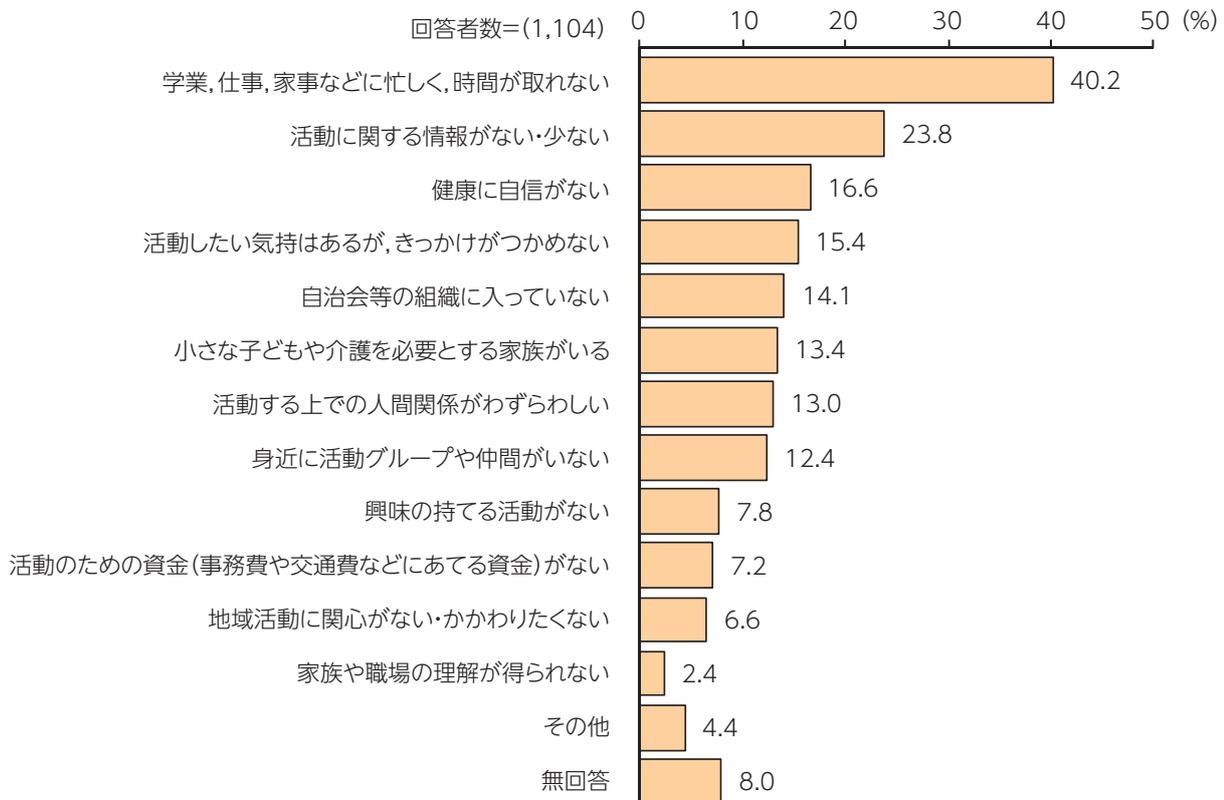


図11 活動していない理由(複数回答)

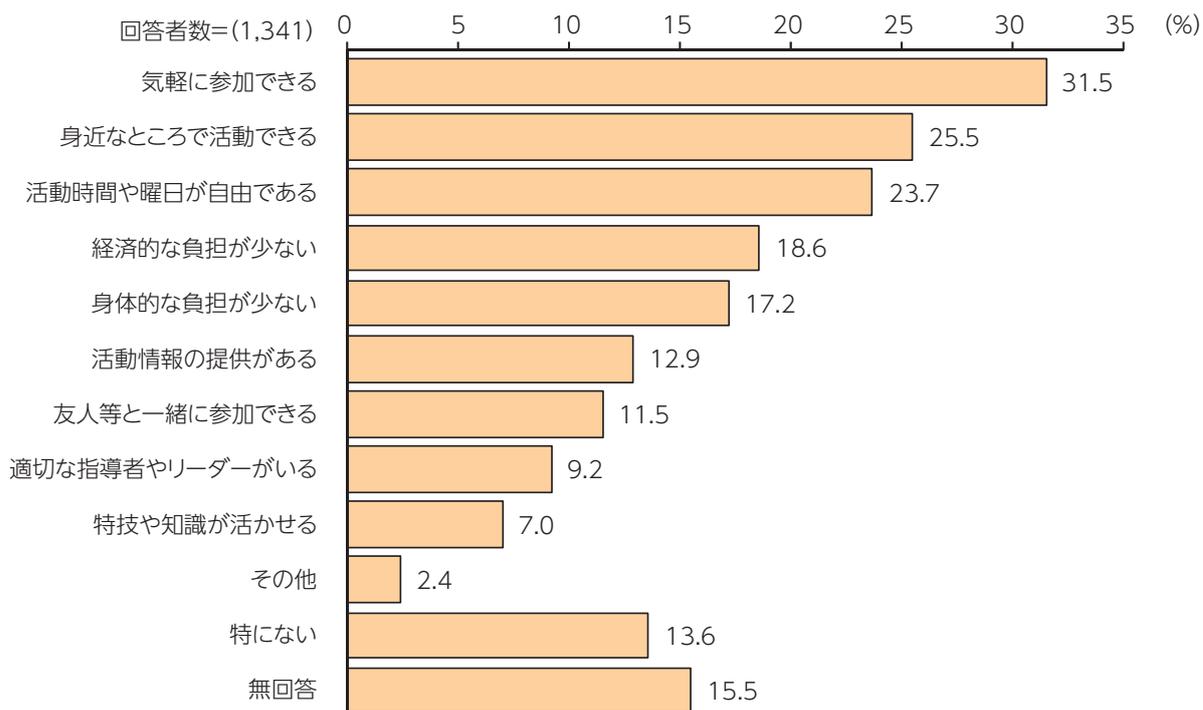


図12 活動・参加のための条件(複数回答)

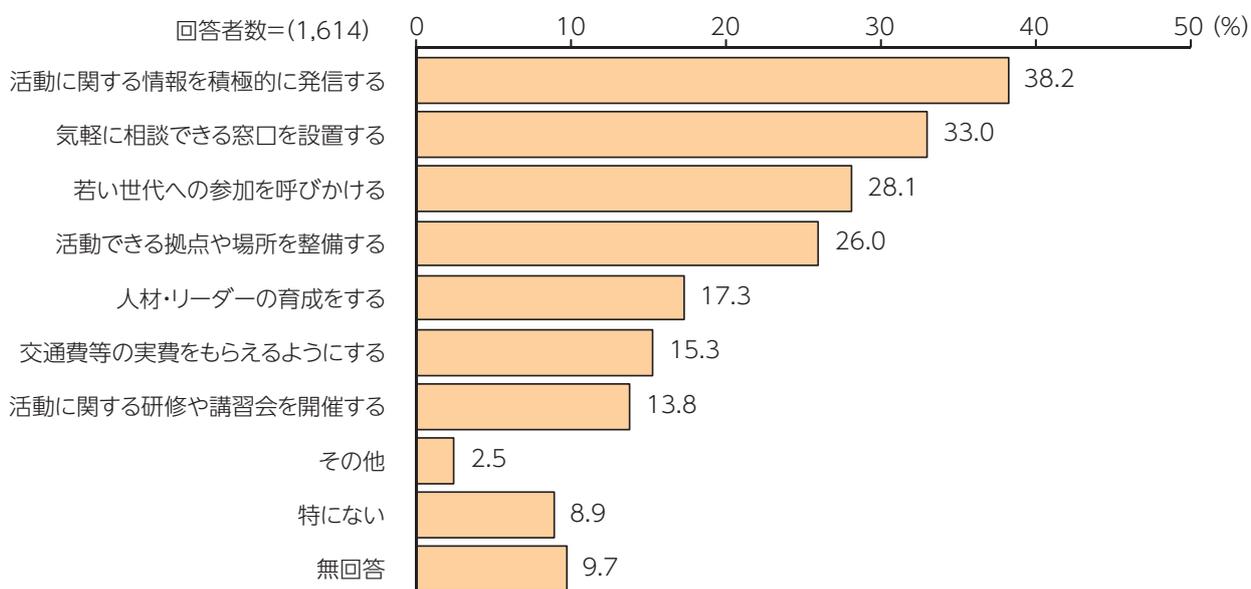


図13 活動の輪を広げていくために必要なこと(複数回答)

## 調査項目⑥ 福祉サービスについて

活動や事業の認知度は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者支援センター、子育て支援・多世代交流センターが5割を超えています。

その中で、福祉サービスに関する情報の入手状況は、「あまり得ていない」(42.4%)、「全く得ていない」(16.6%)を合わせると、「情報を得ていない」は6割弱でした。

また、福祉サービスに関してほしい情報は、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が最も高く、次いで「福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」、「健診等の保健医療に関する情報」と続いています。

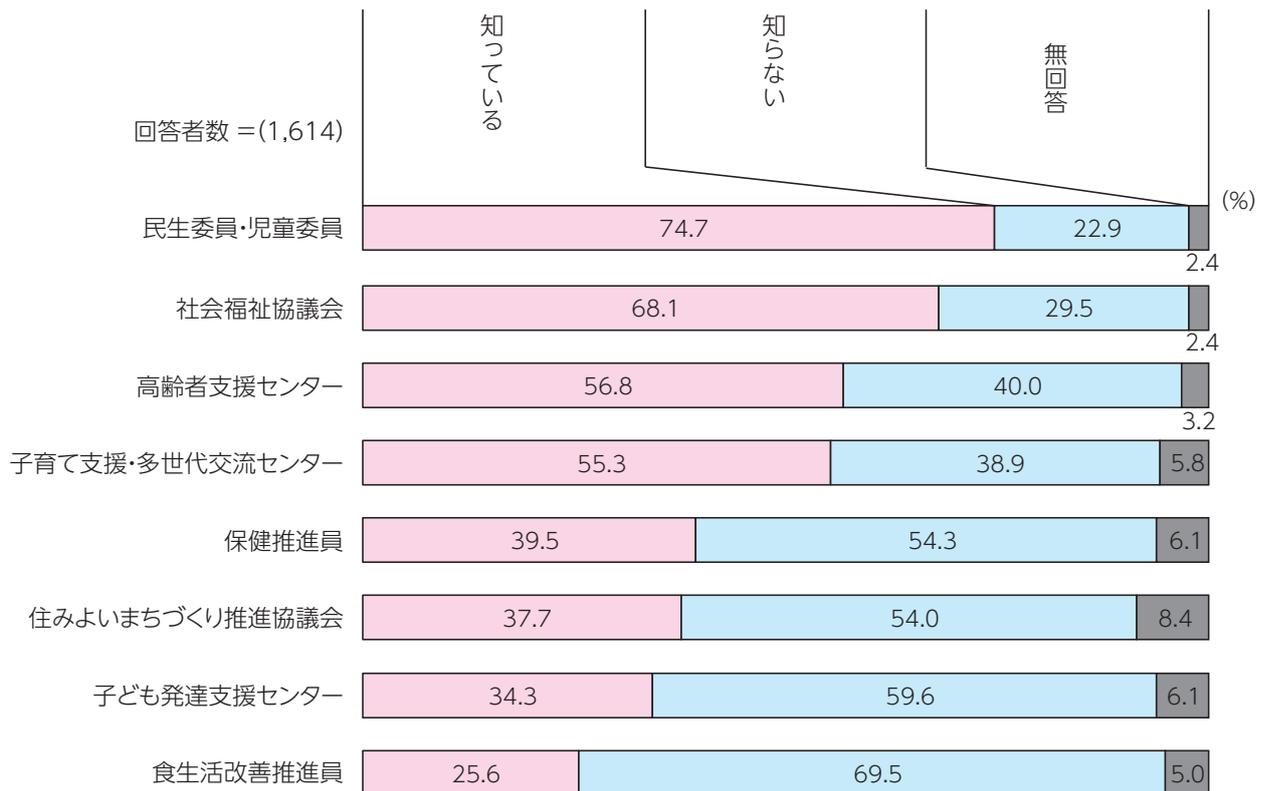


図14 活動や事業の認知度の割合

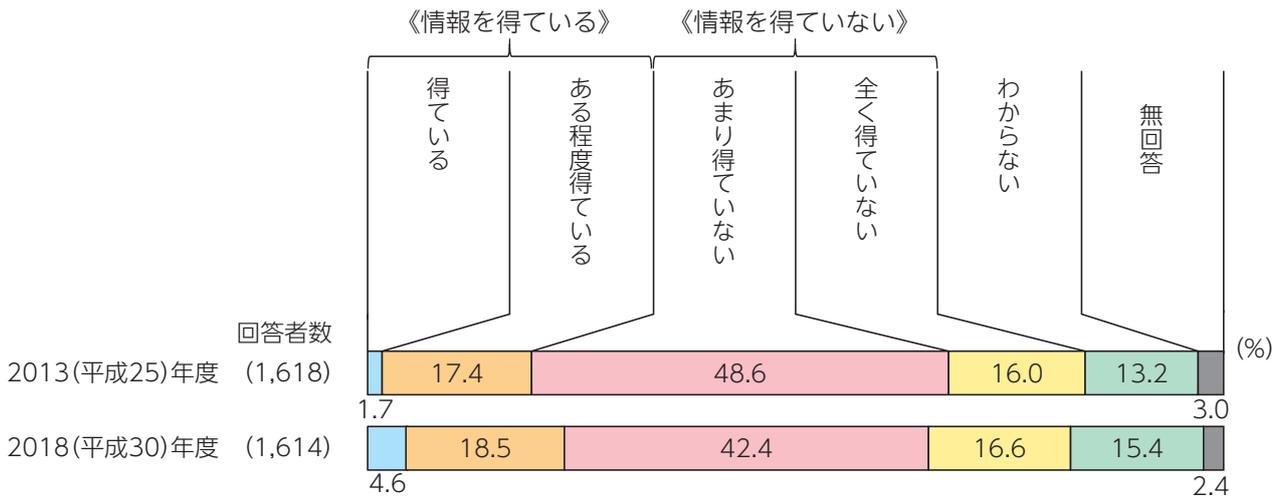


図15 福祉サービスに関する必要な情報の取得状況：経年比較

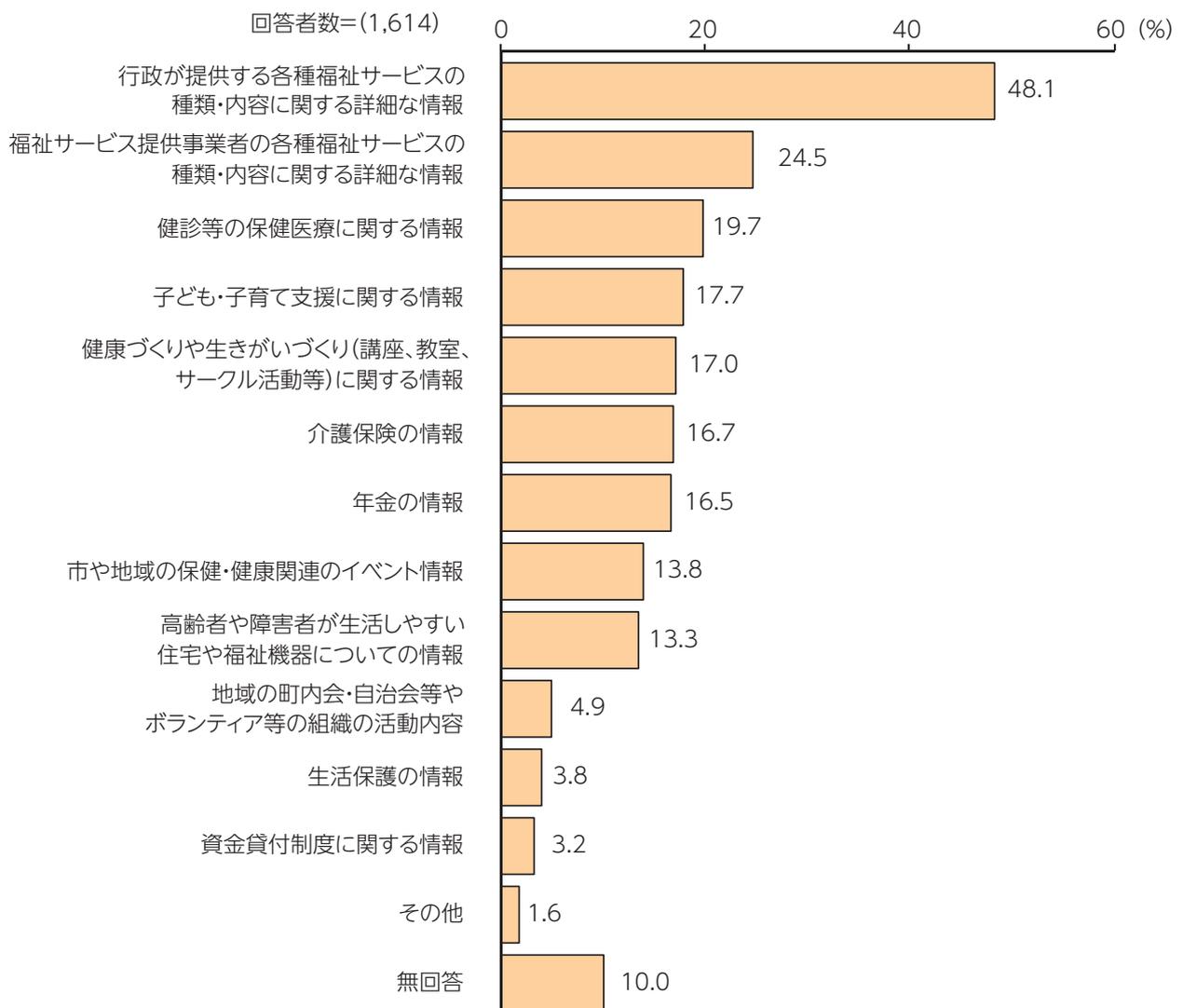


図16 福祉サービスに関してほしい情報(複数回答)

## 調査項目⑦ 地域共生社会の実現について

地域共生社会を実現するために重要と考える取組は、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどを支援する」、「高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野を問わず利用できるサービスを充実する」が上位を占めています。

その他、「高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野を問わず地域のあらゆる相談を受け止める体制を充実する」と「既存の制度だけでは解決が困難な問題に対応できる仕組みをつくる」と回答した割合を合わせると27%となり、上位3項目に次ぐ大きな割合となります。

また、地域における助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が上位を占めています。

こうした中、地域における生活課題や問題を中心となって解決してほしい人として、「地域住民」と「市(保健センターを除く)」と回答した人の割合が5割を超えています。

地域において力を入れて取り組むべき活動は、「多世代で交流を深める活動」が最も高く、次いで「高齢者を対象とする活動」、「孤立を防ぐための活動」「地域の仲間づくり、居場所づくり活動」と続いています。

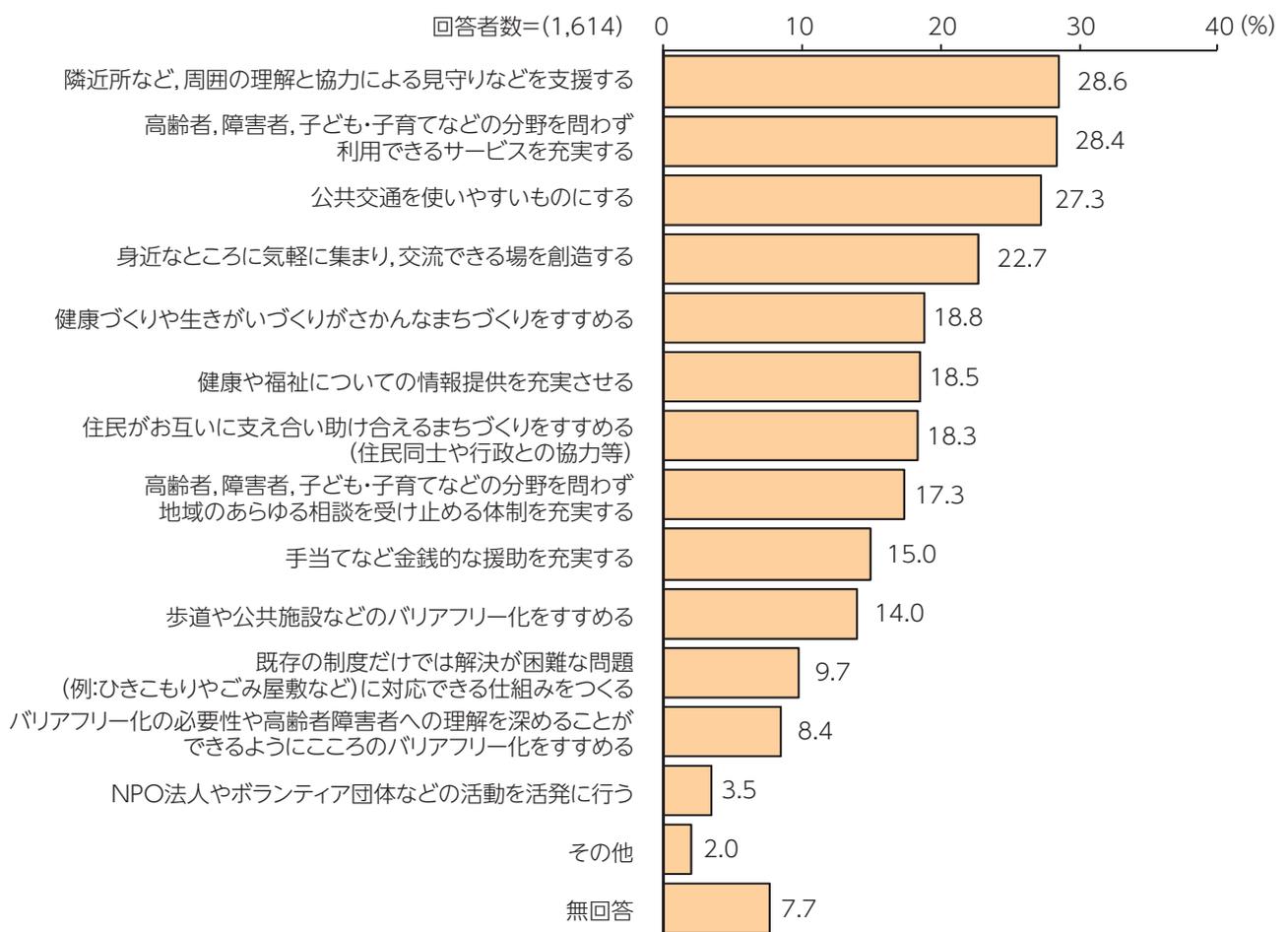


図17 地域共生社会を実現するために、重要と考える取組(複数回答)

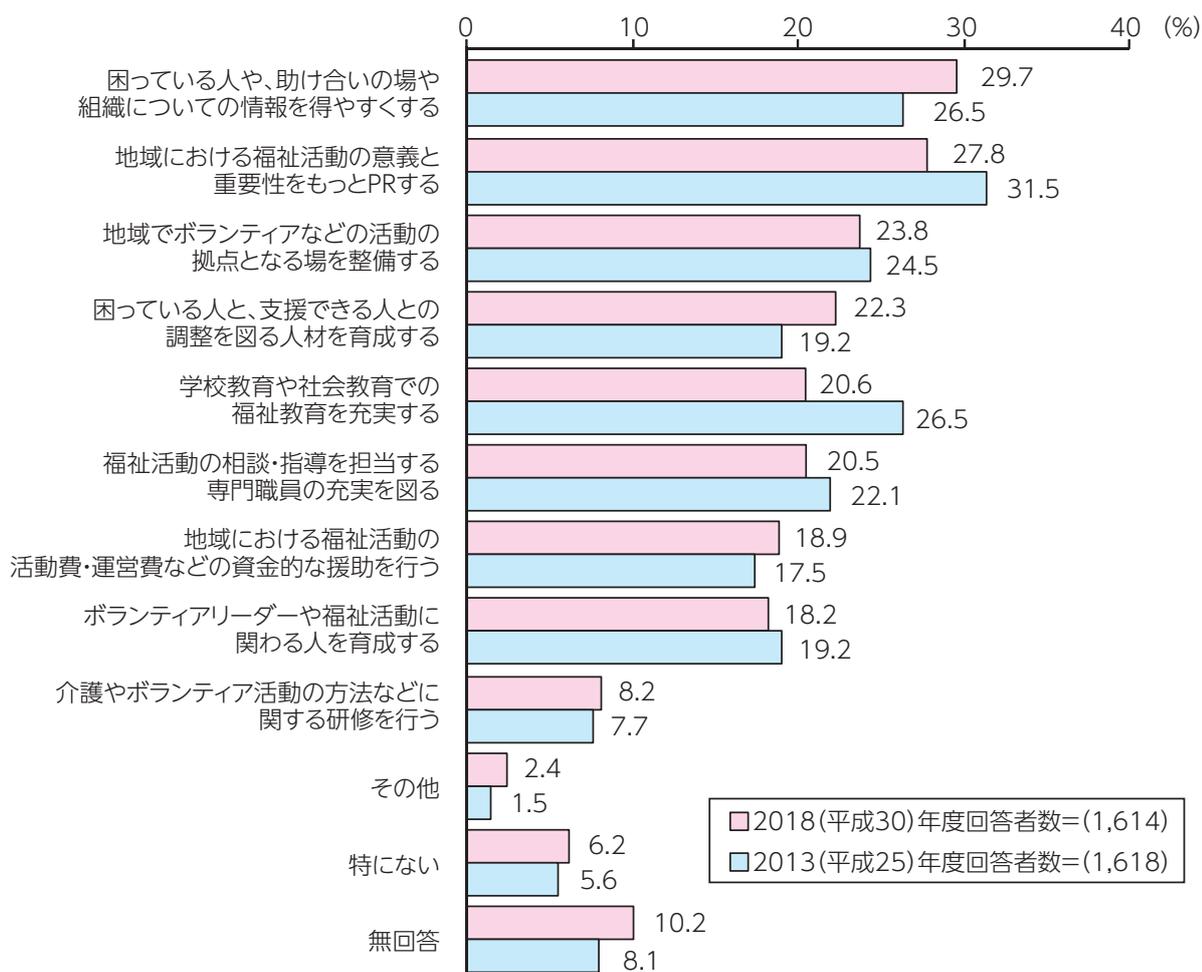


図18 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと(複数回答)：経年比較

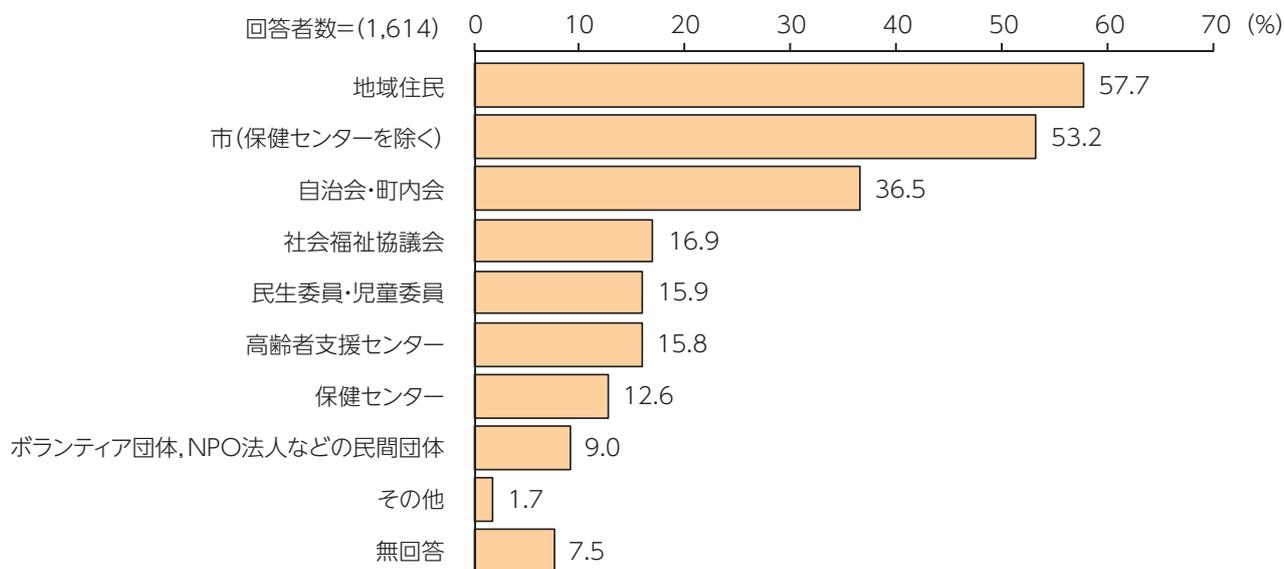


図19 地域の生活課題等を中心となって解決してほしい人(複数回答)

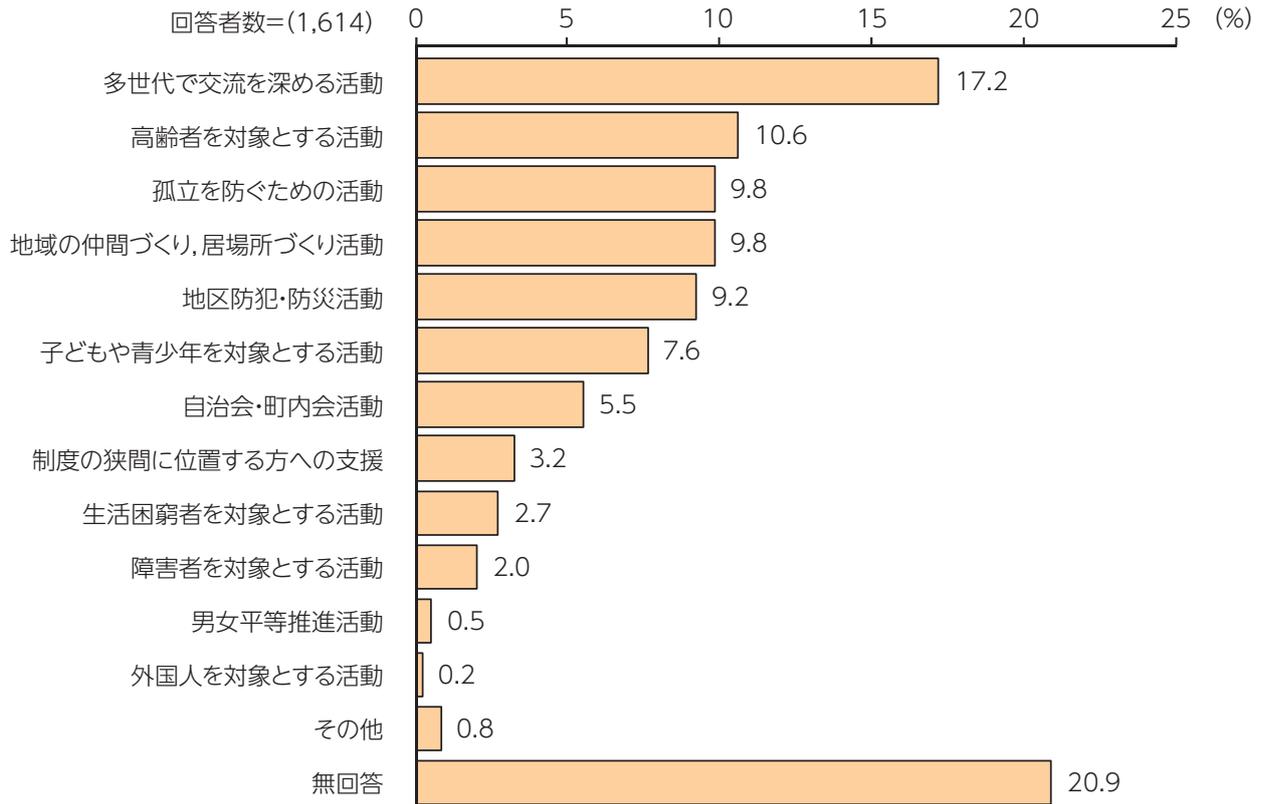


図20 地域において力を入れて取り組むべき活動

## 2 社会福祉事業者アンケート調査

### (1) 調査目的

市内で活動している社会福祉法人を対象に、水戸市地域福祉計画(第3次)策定の参考とするために、地域福祉活動に関するアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法及び回収結果等

調査対象	市内で活動している社会福祉法人(32法人)
実施時期	2018(平成30)年9月26日(水)～10月15日(月)
配布・回収方法	電子メールによる送信・返信
回収結果	32法人(回収率100%)
調査項目	①活動の情報発信について ②交流や協力関係について ③活動の質の向上のための取組について ④地域における公益的な取組の参考について

### (3) 調査の主な結果

#### 調査項目① 活動の情報発信について

市内の社会福祉法人における活動のPRをする際の情報発信は、「ホームページ」が最も多く、次いで「独自パンフレット」となっています。

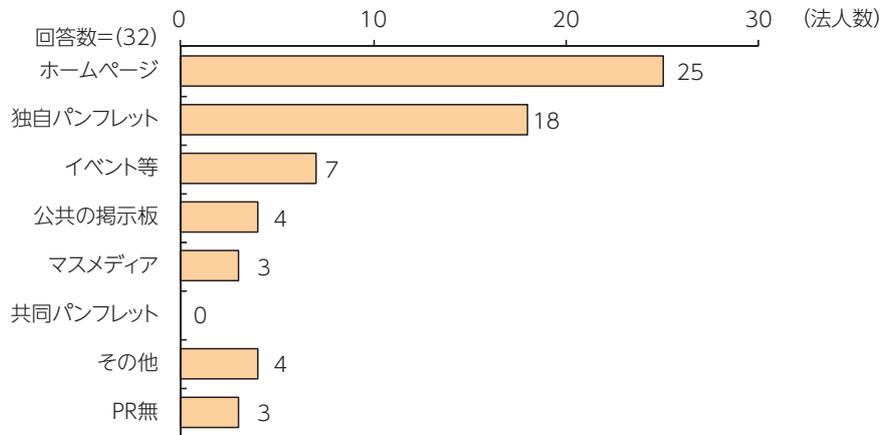


図21 活動PR方法(複数回答)

#### 調査項目② 交流や協力関係について

社会福祉法人における各種団体等との交流や協力関係については、対象の社会福祉法人の活動内容とも影響しており、「保育所・幼稚園」が最も多く、次いで「医療機関」、「小中学校」、「PTA等」となっています。

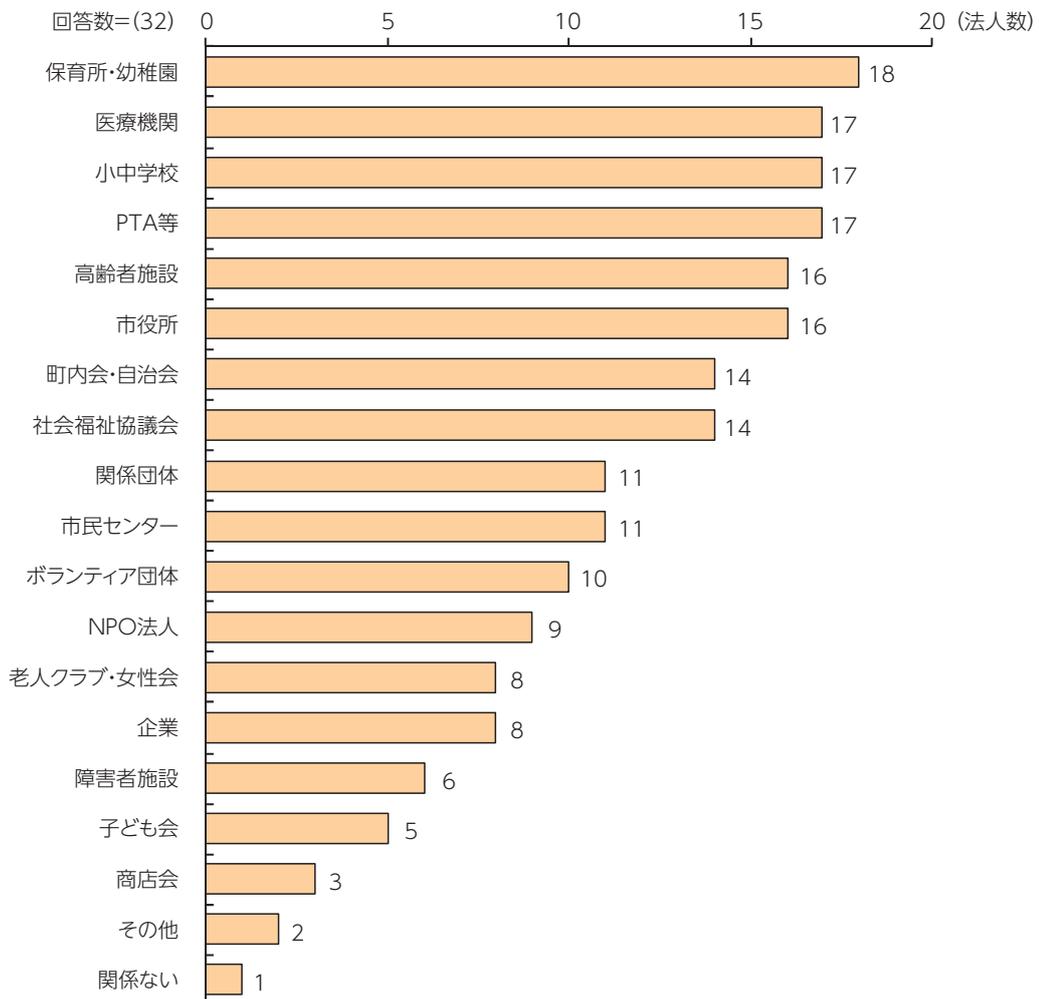


図22 交流・協力関係(複数回答)

### 調査項目③ 活動の質の向上のための取組について

サービスの導入や活動の質の向上のために、「研修会に参加」している法人が最も多く、次いで「独自の研修制度」と続いています。

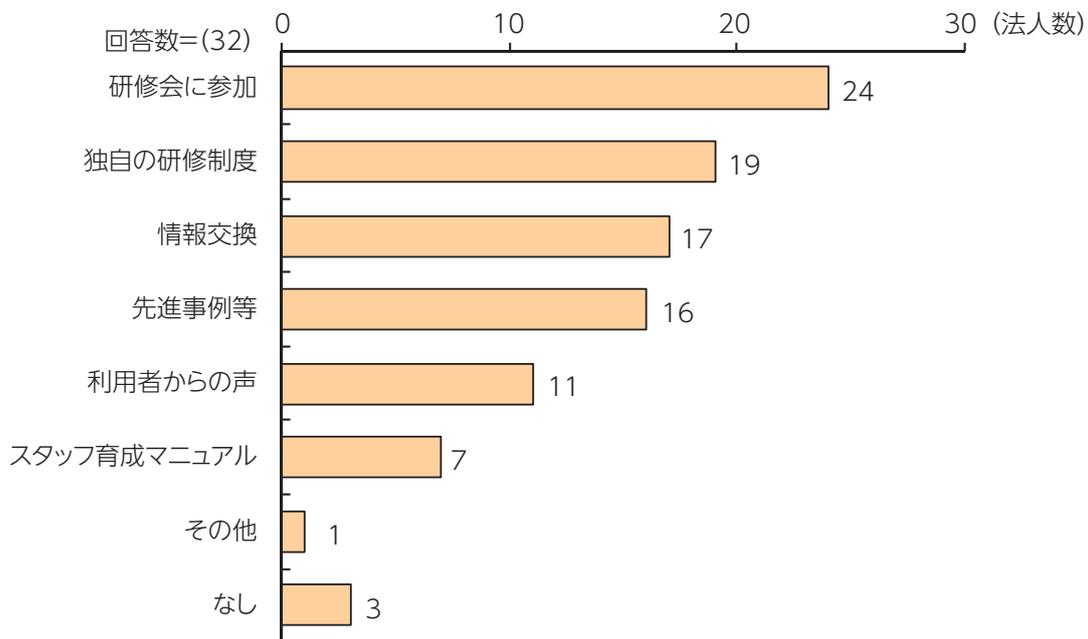


図 23 サービスや活動の質を向上する取組 (複数回答)

### 調査項目④ 地域における公益的な取組の参考について

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の責務として規定された、日常生活等の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な福祉サービスを提供する地域における公益的な取組を行うに当たって、事前情報として参考にした、又は参考にしたいことは、「地域の声」が最も多く、次いで「他団体の取組状況」、「職員からの意見」となっています。

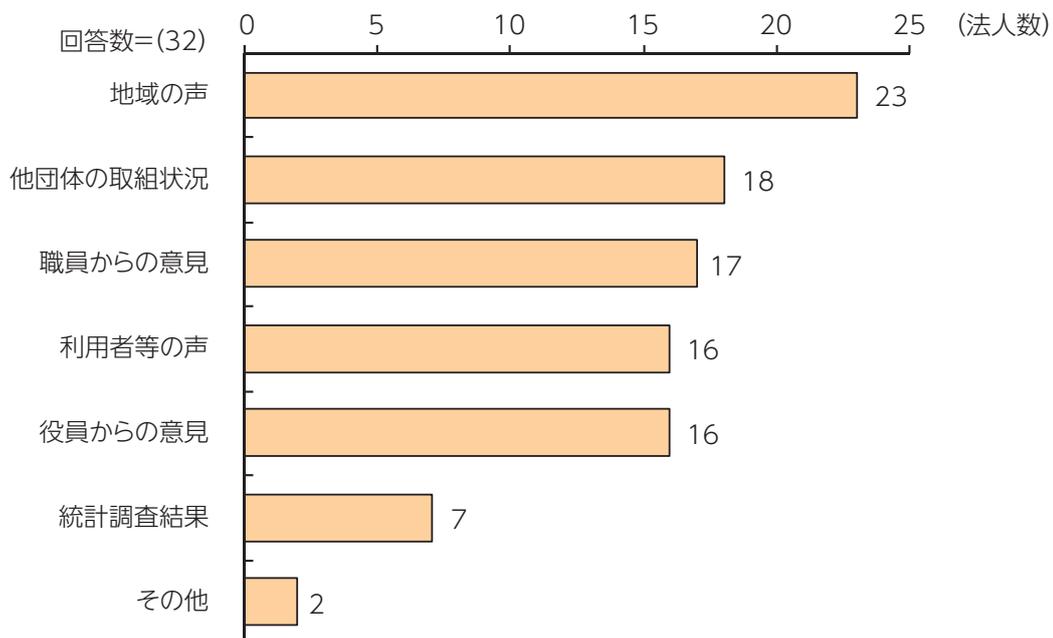


図 24 地域における公益的な取組における情報収集 (複数回答)



## 令和元年度水戸市社会福祉協議会支部社協実施事業一覧

支部名	会議等	地域たすけあい事業	敬老会(主体)	広報紙発行	会費募集
三の丸	合同総会、役員会、支部部会、監査、広報編集委員会	ひとり暮らし高齢者歳末慰問	支部	福祉三の丸(女性会・自治連合同)	支部役員
五軒	合同総会、役員会、福祉委員会、監査	ふれあい食事会	支部		支部役員
新庄	合同総会、役員会、監査	ふれあいランチの会	敬老会 実行委員会		支部役員
常磐	合同総会、役員会、事務局会議、監査	ふれあい交流会	支部	常磐支部通信	支部役員
堀原	総会、三役会議、役員会、監査、部会別会議	ひとり暮らし高齢者との食事会	支部	生き生き堀原	支部役員
浜田	総会、役員会、監査、広報編集委員会	一人暮らしの方との集い 奉仕活動による地域貢献	支部 高齢者クラブ	福祉はまだ	支部役員
城東	総会、幹事会、監査、役員会、広報編集委員会	ひとり暮らし高齢者 昼食懇親会	支部	福祉城東	支部役員
千波	総会、役員会、監査、広報編集委員会	三世代交流事業	敬老会 実行委員会	ふくし千波	支部役員
見川	合同総会、役員会、監査、広報編集委員会	一人暮らしの方とのふれあい会	支部	みがわの福祉	支部役員
梅が丘	総会、役員会、監査、広報編集委員会	ひとり暮らし高齢者ふれあいの会	支部	福祉梅が丘	支部役員

共同募金	研修会等	その他の事業(昨年度実施)	
女性会	支部役員研修 (施設見学ツアー)	福祉のまちづくり講演会 地域リーダー研修への参加協力 文化講演会(協賛)	
女性会	五軒地区各種団体合同視察研修会 五軒地区各種団体合同新年研修会 福祉体験講座	福祉の街づくりの推進 五軒サマーナイトコンサート&ふれあい祭り 健康講座 イベント募金	要援助者の慰問と激励
女性会		新荘夏まつり 新荘地区福祉講演会 イベント募金	人権啓発講演会 新荘ふれあいまつり
支部	福祉講演会	イベント募金 ときわ春まつり	在宅介護慰労金贈呈
支部	福祉員研修会 生き生き健康クラブとの会との合同 意見交換会	三世代ふれあい事業 いきいき健康クラブとの交流 ひとり暮らし高齢者への年賀状 ラジオ体操 堀原子育て広場 イベント募金	
女性会	福祉懇談会「子どもの福祉」 ・教育懇談会(浜田小学校視察) 福祉まちづくり研修会	高齢者介護施設への慰問 (ひまわり水戸、ユーアイの家) 浜田小学校懇談会 浜田ふれあいひろば 浜田ふれあいサロン	桜川クリーン作戦 イベント募金
支部	城東の歴史を聴く会 施設研修バリアフリー研修会 福祉講演会	コスモスの集い 城東文化展 年賀状作成 高齢者の生活支援サービスを考える会議 ゴキブリ退治団子配布	城東地区賀詞交歓会 城東ふれあいサロン 城東ふれあい祭 イベント募金
女性会	民生委員との合同研修会 疑似体験	千波かるたを語る会 ふれあい祭り福祉バザー 一人暮らし高齢者への暑中見舞・年賀状の作成 支部懇談会 まごころタイム、三世代交流(昔あそび)	イベント募金
女性会	福祉のまちづくり講座 「小学生とおむすび作り体験」 折り返し成人式	一人暮らし高齢者に暑中見舞い状・年賀状のお届け 三世代ふれあいまつり おしゃべりサロン(認知症すごろく大会の開催) 敬老会記念品配布 児童あいさつ見守り 福祉まちづくり講座「もしも介護状態になったら」 イベント募金	
女性会	一泊視察研修	福祉のまちづくり活動「挨拶・話しかけ・顔見知りになる」運動 あけぼの学園清掃奉仕 平成30年度福祉コミュニティづくり推進のつどい 寝たきり・認知症老人介護者訪問 敬老会記念品配布 イベント募金	

支部名	会議等	地域たすけあい事業	敬老会(主体)	広報紙発行	会費募集
石川	総会、役員会、監査、福祉員会、広報編集委員会	ふれあい昼食会	支部	石川社協だより	社協事務局あかね荘
赤塚	合同総会、役員会、監査	赤塚地区ふれあい食事会	支部		支部役員
河和田	総会、役員会、監査、広報編集委員会	芋煮会とクリスマスプレゼント	高齢者クラブ	社協だより	社協事務局郵便振込
上中妻	総会、役員会、監査、理事会	上中妻三世代ふれあいタイム	敬老会 実行委員会		支部役員
双葉台	福祉員総会、役員会、監査、広報編集委員会	一人暮らし高齢者食事会及び出前サービス	支部	ふれあい双葉	支部役員
山根	総会、役員会、監査	ねたきり及び高齢者への出前そば ひとり暮らし高齢者への食事サービス	自治連合会		支部役員
緑岡	福祉員総会、役員会、監査、広報紙発行編集会議	ふれあい昼食会 移動学習	支部 高齢者クラブ	ふれあい福祉みどり りおか	支部役員
笠原	合同総会、役員会、監査	ひとり暮らし高齢者への食事配達	敬老会 実行委員会		支部役員
寿	総会、役員会、監査、広報編集委員会	まごころ弁当プレゼント (ひとり暮らし高齢者とのふれあい交流会)	支部	ふれあいことぶき (自治連合同)	支部役員 郵便振込
吉田	総会、役員会、理事会、監査、広報編集委員会	ふれあい食事会	支部	福祉よしだ	支部役員
吉沢	総会、役員会、監査会	ひとり暮らし高齢者食事会	支部	広報誌 (社協・自治連共催)	支部役員
酒門	総会、役員会、監査、広報編集委員会	ひとり暮らし高齢者との懇談会	敬老会 実行委員会	コミュニティペーパーさかど(自治連合同)	支部

共同募金	研修会等	その他の事業(昨年度実施)
女性会	こころの健康講座 福祉講演会 「天気予報の出し方と気象の面白い話」	かぼちゃ祭り 街頭募金・イベント募金 なかよしサロン開催 移動学習(さいたま市)
支部 郵便振込	赤塚地区ふれあい交流サロン	敬老会 高齢者への年賀状の送付 ふるさと赤塚まつり(文化展・模擬店・バザーへ参加) 赤塚地区ふれあいミニシアター 街頭募金・イベント募金 オセロでふれあい交流会
支部 郵便振込		米寿祝詞配布し安否確認も行う 「愛パーク祭・ふれあい祭り」参加 地縁団体等への協力
住民の会	福祉講演会「楽しい仲間づくり」 福祉施設視察交流研修 「北茨城方面」	地区長寿者「長寿祝」 独居高齢者交流会
支部	福祉講演会 視察研修	サロンおしゃべり会双葉、イベント募金、 ご近所安心ネット 双葉台地区防災訓練 双ツ山まつり
支部	合同研修会(自治連と共催) 「福島方面」	介護を要する者等調査(民生委員と連携) 高齢者クラブ等の関係団体との連携 地縁団体への活動協力
支部	福祉講演会「みんなで認知症予防」 視察研修 「県立宇都宮リハビリテーションセンター」	ボランティア体験講座(基本的な手話と指文字) イベント募金 緑岡ふれあい夏祭り
支部		特別福祉募金事業 ふれあいサロン活動
支部 郵便振込	役員合同一泊視察研修 ボランティアミニ体験講座 (「介護保険の仕組みと利用方法」)	ボランティア体験講座「自分の技能を知らう」 高齢者ドライバーの安全運転 みんなみんなの寿まつり 愛の通信(暑中見舞い・年賀状) 米寿祝いメッセージのお届け ニュースポーツ大会 研修視察(施設見学)「特別養護老人ホーム 樺倶楽部」
支部	視察研修(総合病院国保旭中央病院)	ひとり暮らし高齢者への年賀状・訪問 ふれあい祭り 視察研修(総合病院国保旭中央病院) 社協3支部(吉田・吉沢・酒門)交流会
支部	支部役員研修会「医療ケア」について (みと東部特別養護老人ホーム)	三世代交流会 イベント募金 社協3支部交流会(酒門・吉田・吉沢)交流会 よしざわ祭り
支部	福祉講演会「しあわせは口元から」 研修視察(五霞町社協・福祉センター)	ふれあい酒門まつりへの参加 イベント募金 石川川清掃 社協3支部(酒門・吉田・吉沢)交流会 視察研修(西山荘・障害者支援施設(やまぶきの里・ピュア里川))

支部名	会議等	地域たすけあい事業	敬老会(主体)	広報紙発行	会費募集
上大野	合同総会、役員会、監査	ひとり暮らし高齢者の地区お楽しみ食事会	支部 女性会		市民センター 郵便振込
柳河	総会、役員会、監査、広報編集委員会	ひとり暮らし高齢者ふれあい食事会 高齢者ふれあい交流会 ふれあい食事会	支部 高齢者クラブ 女性会	ふくしのわ柳河	支部役員
渡里	総会、役員会、理事会、監査、広報編集委員会	ひとり暮らし高齢者慰問	支部	わたり福祉だより	市民センター 郵便振込
国田	総会、役員会、監査、敬老会実行委員会、ふれあい食事会実行委員会	ふれあい食事会	自治実践会		郵便振込
飯富	合同総会、役員会、監査、広報編集委員会		女性会	幸せだより	郵便振込
下大野	総会、役員会、監査、三役会議、敬老会実行委員会		支部	支部だより	常澄 老人福祉センター
稲荷第一	総会、役員会、監査	ひとり暮らし老人に対する年末弁当配布 稲荷第一地区高齢者交流会	支部 高齢者クラブ	ふれあい稲荷一 (自治連合同)	常澄 老人福祉センター
稲荷第二	総会、役員会、監査、敬老の集い実行委員会	長寿祝品配布	支部		常澄 老人福祉センター
大場	総会、役員会、監査、敬老会実行委員会	一人暮らし高齢者食事サービス(毎年) 地域ふれあい交流活動	支部 高齢者クラブ		常澄 老人福祉センター
内原	福祉員総会、役員会、部会長会議、監査、部会別会議、敬老会実行委員会	クリスマス食事会 ふれあい食事会	支部	福祉うちらは	郵便振込
鯉淵	福祉員総会、役員会、部会長会議、監査、部会別会議、敬老会実行委員会	クリスマス食事会 ふれあい食事会	支部	福祉こいぶち(仮称)	郵便振込
妻里	福祉員総会、役員会、部会長会議、監査、部会別会議、敬老会実行委員会	クリスマス食事会 ふれあい食事会	支部	福祉妻里(仮称)	郵便振込

共同募金	研修会等	その他の事業(昨年度実施)
支部		イベント募金 ふれあいサロン活動(高齢者支援C協力)
郵便振込	視察研修「福祉施設めぐり」 支部役員研修 (「シナプソロジー脳がよろこぶ・笑顔が生まれる」) 自主防災訓練	地域交流会「エンジョイやなかわワールド」 寝たきり高齢者を介護している方へ慰労金 ふれあいまつり(産直野菜担当) イベント募金 70歳以上ひとり暮らしの方へ粗品贈呈 支部役員研修(「認知症の理解を深める出前講座」)
支部役員	一日研修 支部役員研修 「守谷・牛久方面」	渡里保育所、渡里すずらん苑慰問 イベント募金 ふれあいサロンinわたり ひとり暮らし高齢者年賀状
郵便振込		高齢者の見守り活動 イベント募金 米寿のお祝い(花鉢贈呈) 地域見守り活動
郵便振込		絵手紙によるひとり暮らし高齢者への年賀状 福祉のまちづくり懇談会(青少年育成会と共催) 米寿祝い品の贈呈 イベント募金 ふれあいサロン活動
常澄 老人福祉 センター	視察研修	施設慰問 支部研修会(栃木方面) イベント募金
常澄 老人福祉 センター	講演会「お菓の正しい使い方」	米寿祝い品贈呈 講演会「慢性腰痛治療について」 イベント募金
常澄 老人福祉 センター	防犯講演会	長寿祝(90歳以上) イベント募金 講演会「高齢者が騙されないために」
常澄 老人福祉 センター		ひとり暮らし高齢者へのケーキ配付 大場ふれあいまつり イベント募金
郵便振込	支部役員研修	おしゃべりサロンかたくり会 支部長杯高年者スポーツ大会 イベント募金 ふれあいまつりへの模擬店出店(鯉淵・妻里合同) 子ども広場「ひまわり」(毎月) 内原子育て支援の会 米寿祝詞贈呈 支部役員視察研修(千葉県 成田リハビリテーション)
郵便振込	支部役員研修	支部長杯高年者スポーツ大会 スクールガード ふれあいまつりへの模擬店出店(内原・妻里合同) 米寿祝詞贈呈
郵便振込	支部役員研修	支部長杯高年者スポーツ大会 スクールガード ふれあいまつりへの模擬店出店(内原・鯉淵合同) 米寿祝詞贈呈

## 用語集

行	用語	説明
あ行	アウトリーチ	英語で「手を差し伸ばす」という意味。社会福祉を利用するすべての人々が、自ら進んで申請をするわけではなく、むしろ社会福祉の実施機関がその職権により潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるよう積極的な支援を行うこと。
	アセスメント	支援を行うにあたり、事前に面談や観察・調査などを行い、利用者の課題を明らかにし、支援の方向性や目標を把握するために評価・分析すること。
	意思決定支援 (障害者)	自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。
	意思決定支援 (認知症高齢者)	認知症の人の能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援のこと。認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。
	意思決定支援ガイドライン (障害者)	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みのこと。
	意思決定支援ガイドライン (認知症)	日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意思決定に関わる人が、認知症の人の意思をできるかぎり丁寧にくみ取るために、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したもの。認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指している。
	移動支援	単独で移動することが困難な障害者(児)に対して付添いを行う支援員を派遣して、外出のための必要な支援を行うこと。

行	用語	説明
	SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。
	NPO	Non-Profit Organization の略語。組織として活動し、公益的なサービスを提供する民間の非営利組織。
か行	介護支援専門員 (ケアマネージャー)	要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じた適切なサービスが受けられるように、ケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整等を行う専門職。
	強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態。
	居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスである。
	計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス利用計画を作成すること。
	行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。
	高齢者クラブ	おおむね60歳以上の高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じ、暮らしを豊かにするとともに、知識と経験を生かし多様な地域活動を行い、社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主組織。
	合理的配慮	障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
	子ども会	子ども会は、幼児から高校3年生年齢相当までを構成員とした、地域を基盤とした異年齢の集団において、仲間と活動を共有することにより、子どもたちのより望ましい成長を意図したコミュニティ活動を行っている。仲間集団のもつ形成力と、活動(経験)を通しての成長を統合し、よりたくましい子ども、子ども集団を実現しようとする活動を目指している。

行	用語	説明
	子ども食堂	無料又は低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。
	個別支援計画	必要なアセスメントを深め、本人の願いをかなえるためにより具体的な支援内容を盛り込んだもの。サービス提供の根拠となる計画。
	コミュニティ	地域社会、協働生活体、協働生活が行われる一定の地域及びそこに住む人の総称。地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任を自覚した住民によって、共通の地域への帰属意識と共通の目標をもって行動がとられようとする地域社会の条件であり、また、これを支えるその態度のうちに見い出されるものである。自然にできるものではなく、意識的に形成されるもの、つくっていくべきものとして方向付けられている。
	コミュニティソーシャルワーク	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践。
さ行	サービス管理責任者	障害福祉サービス分野で利用者の個別支援計画を作成してアセスメント・モニタリングを行ったり、他の職員への指導を行ったりするなど、サービス提供プロセス全般を管理する人。
	サービス提供責任者	訪問介護事業所等に勤務する職員で、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成したケアプランに基づいた訪問介護計画を作成し、訪問するヘルパーの調整や指導を行う役割を担う人。訪問系の障害福祉サービス事業所にも配置される。
	サービス等利用計画	生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に生活や支援の全体像を示したものであり、障害福祉サービス等の必要性を見立てたもの。支給決定の根拠となる計画。
	施設入所支援	障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援する。
	事業継続計画(BCP)	地震等の自然災害やインフルエンザ等、災害の種類や規模により、事業継続にあたっての影響度等見積もり、事業を継続・再開するための具体的方策、経営者の役割、日頃の教育・訓練方法等を記載した計画。BCP(Business Continuity Plan)ともいう。

行	用語	説明
自立訓練(生活訓練)	<p>障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、知的障害又は精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う。このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害のある方の地域生活への移行を支援する。</p>	
市民後見人	<p>成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、他人の成年後見人等になることを希望し、家庭裁判所から選任された後見人。</p>	
社会的排除	<p>何らかの原因で個人又は集団が社会から排除されている状態。社会的包摂の反対の状態。若年層(20歳から39歳)においても、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域から排除され、社会の周縁に位置する人々が存在する。彼らが抱える問題は、高校中退、非正規労働、生活保護受給、住居不安定(ホームレス)、シングル・マザー、薬物・アルコール依存症、結果としての自殺と多岐にわたる。彼らは、将来の展望をもちにくく、孤立化し、基礎的な生活基盤の獲得・保持さえも危ぶまれるという点において、類似した状態にある。</p>	
社会福祉法	<p>社会福祉関係事業(社会福祉を目的とする事業)の全分野共通の基本的事項について定めた法律。平成12(2000)年の社会福祉事業法から改称した際に、「福祉サービスの利用者の保護」と「地域における社会福祉の推進」が目的に明示された。</p>	
就労移行	<p>障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指す。</p>	
就労継続A型	<p>障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指す。</p>	
就労継続B型	<p>障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指す。</p>	

行	用語	説明
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。
	住みよいまちづくり推進協議会	水戸市民憲章に則り、福祉と文化、生活環境の向上を図り、住みよいまちづくりを行政と共に推進することを目標に掲げ、各種の活動を展開している団体。基幹としての役割を担っている町内会・自治会等は、それぞれ地域社会において人々が、お互いに理解し合い、連帯意識を持って、快適で安全な潤いと思いやりのある地域社会を創るため、それぞれの地域で住民が組織し、運営され、地域住民の親睦・連帯及び地域のさまざまな問題の調整等を行っている。
	生活介護	障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援する。
	生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う人。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の意思を尊重し、法的に保護・援助する制度。具体的には財産管理や契約の締結、身上面での監護を行う。対象者の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。
	全国社会福祉協議会	各市区町村、都道府県・指定都市に設置・運営されている社会福祉協議会(略称「社協」)の全国組織として、各地の社協とのネットワークにより、福祉サービスの利用者や社会福祉関係者との連絡調整や活動支援、制度改善に取り組んでいる。
	総合事業	介護保険法で「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められている事業。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指している。

行	用語	説明
	相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の一般的な相談支援を行う専門職。
	ソーシャルアクション	社会福祉制度の創設や制度運営の改善を目指し、世論を喚起しつつ組織化することで、議会や行政機関に圧力をかけたり、直接的に関係各方面に働きかける活動。
た行	第1号被保険者	介護保険法で定められた被保険者の一つで、65歳以上の方が対象。保険料は所得に応じて支払うこととなり、一定額以上の年金受給者は年金から天引きされ、一定額以下の年金受給者は市町村が徴収することとなる。
	第1層・第2層協議体	生活支援体制整備事業における市全域(第1層)又は日常生活圏域(第2層)を対象とした支え合いの地域づくりを検討する場。地域住民、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等多様な担い手から構成されている。
	短期入所	障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っている。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という枠を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
	庁内連携体制((仮称)我が事・丸ごと連絡協議会)	水戸市役所内において、複合的な課題を抱えた案件を庁内連携体制の議題として話し合い、関係する課で可能な対応策を考えながらお互いに連携し、複合的な課題の解決を図っていくための体制。

行	用語	説明
	DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うこと。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う。
な行	認知症	一度獲得した知識が、後天的に脳や身体的疾患を原因として慢性的に低下した状態。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者が特別な存在として見られることなく、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
は行	8050問題	長期間の引きこもりをしている50代前後の子どもを80代前後の親が養い続けていることで発生する問題。
	バリアフリー	高齢者や障害者を含む全ての人が社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。
	避難行動要支援者	災害時に自力で避難が困難な者。
	ファンドレイジング	民間非営利団体(Non-Profit Organizations:日本では公益法人、特定非営利活動法人、大学法人、社会福祉法人などを含む)が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。主に民間非営利組織の資金集めについて使われる用語であるが、投資家や民間企業に関連する資金集めに使われる場合もある。
	福祉避難所	災害時に、一次避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち(要支援者)に配慮した市町村指定の避難施設。水戸市内に44か所あり、市社協が運営する福祉避難所は、開江老人ホーム、いきいき交流センター(7か所)、デイサービスセンターあかつかである。
	福祉有償運送事業	社会福祉法人やNPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者等の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人、補助人(以下、「成年後見人等」といいます。)になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

行	用語	説明
	保健推進員	主な活動として、健康教室・健康診査・がん検診などの説明や受診の推奨を行い、住民の健康づくりのため活動している。また、安心して子育てをするためのアドバイスや悩み相談も受け付けている。
	ボランティア	社会をよりよくするため、自発的に自分の技能と時間を対価代償などの要求をすることなく提供する人たちのこと。
ま行	水戸市安心・安全見守り隊	高齢者、障害者や子どもなど支援を必要とする方が、住み慣れた場所で安心して暮らせるように、地域の団体や事業者などが行政と連携しながら、地域をさりげなく、ゆるやかに見守るために、要援護者見守りネットワークとして平成25年1月21日発足した。2020年2月現在180団体が参加している。
	水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク	高齢者等が行方不明になった際に、市から協力機関に情報を提供し可能な範囲で捜索に協力することで、すみやかに行方不明者を発見・保護するための仕組み。
	水戸市障害者共同受発注センター	一般就労が困難な障害者の収入拡大に向け、企業や障害者就労支援事業所の受発注をコーディネートする機関。障害者就労支援事業所等において受注する業務のコーディネートや障害者就労支援事業所等による製品の販路確保などを行っている。
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、高齢者等が地域で安心して暮らせるように、無報酬で福祉に関する相談に応じ、専門機関の紹介などをする者。
	モニタリング	利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、当初のケアプランやサービス等利用計画どおりで良いのかどうかを確認する作業のこと。介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員の仕事のなかでは、最も時間を必要とするプロセスと言える。
や行	要介護認定	被保険者や家族の申請に対し、介護認定審査会が訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書に基づき、要介護状態か要支援状態か自立かの判定を行うもの。
ら行	老人短期入所事業	65歳以上で養護者(介護する家族等)が病気等の理由により、自宅で介護を受けることが一時的に困難な方を短期間養護することを目的とした事業。介護保険法上では、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)にあたる。やむを得ない理由により介護保険法によるサービスを受けられない場合に、措置として市区町村が提供する。
わ行	ワークショップ	日本では「体験型講座」を表す、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法である。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。

行	用語	説明
	ワールドカフェ	カフェでくつろいでいるようなリラックスした雰囲気のもと行われる会議のこと。参加者は4～5人ずつに分かれ、テーブルごとに対話をするといったもので、1,000人以上でも実施できる。一定時間が過ぎれば、テーブルのメンバーを入れ替え、対話することを繰り返し行う。少人数で対話することで、相手の意見を聞きやすく、自分の意見も言いやすいのが特徴である。
	我が事・丸ごと	支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決を目指す地域福祉の推進の理念。他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能と「丸ごと」受け止める場をつくること。
	ワンストップ型	複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一カ所でまとめて提供するようにしたもの。行政が関連する手続きの窓口を一本化することや企業が様々なサービスを一体的に提供することなどを指す。



## 第3次水戸市地域福祉活動計画 【福祉のまちづくり推進計画】

みんなのしあわせ地域いきいきプラン  
～ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・みと～

## 第3次水戸市社会福祉協議会 発展・強化計画

2020年6月

〔発行〕

### 社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

茨城県水戸市赤塚1-1 水戸市福祉ボランティア会館内

Tel.029-309-5001(代)

